

嵐山町議会平成27年第1回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月3日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	19
施政方針表明	24
議案第21号～議案第26号の上程、説明、質疑	34
予算特別委員会の設置、委員会付託	63
予算特別委員会委員の選任	63
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	64
休会の議決	64
散会の宣告	64

第 2 号 (3月5日)

議事日程	67
------	----

出席議員	6 8
欠席議員	6 8
本会議に出席した事務局職員	6 8
説明のための出席者	6 8
開議の宣告	7 1
諸般の報告	7 1
一般質問	7 1
3 番 佐久間 孝 光 議員	7 1
4 番 長 島 邦 夫 議員	9 4
6 番 畠 山 美 幸 議員	1 1 1
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	1 3 8
散会の宣告	1 6 5

第 3 号 (3月6日)

議事日程	1 6 7
出席議員	1 6 8
欠席議員	1 6 8
本会議に出席した事務局職員	1 6 8
説明のための出席者	1 6 8
開議の宣告	1 7 1
諸般の報告	1 7 1
一般質問	1 7 1
8 番 河 井 勝 久 議員	1 7 1
9 番 川 口 浩 史 議員	1 9 3
7 番 吉 場 道 雄 議員	2 0 8
1 0 番 清 水 正 之 議員	2 2 0
休会の議決	2 3 4
散会の宣告	2 3 4

第 4 号 (3月10日)

議事日程	2 3 5
出席議員	2 3 7
欠席議員	2 3 7
本会議に出席した事務局職員	2 3 7
説明のための出席者	2 3 7
開議の宣告	2 3 9
諸般の報告	2 3 9
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 9
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 6
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 1
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 5
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 9
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 7
延会の宣告	3 1 1

第 5 号 (3月11日)

議事日程	3 1 3
出席議員	3 1 5
欠席議員	3 1 5
本会議に出席した事務局職員	3 1 5
説明のための出席者	3 1 5
開議の宣告	3 1 7
諸般の報告	3 1 7
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 7
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 4

議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 0
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 4
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 5
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 0
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 4
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 6
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 8
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 1
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 3
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 5
嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3 8 5
埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙について	3 8 6
休会の議決	3 8 7
散会の宣告	3 8 8

第 6 号 (3月20日)

議事日程	3 8 9
出席議員	3 9 0
欠席議員	3 9 0
本会議に出席した事務局職員	3 9 0
説明のための出席者	3 9 0
開議の宣告	3 9 3
諸般の報告	3 9 3
議案第 2 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 9 4
議案第 2 2 号～議案第 2 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 0 8
議員派遣の件について	4 1 5
閉会中の継続調査の申し出について	4 1 6
日程の追加	4 1 6
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1 7

発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 0
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 2
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 4
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 6
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 8
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3 0
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3 2
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3 5
町長挨拶	4 3 7
議長挨拶	4 3 8
閉会の宣告	4 3 9
署名議員	4 4 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第8号

平成27年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月23日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成27年3月3日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番 森 一 人 議 員	2 番 大 野 敏 行 議 員
3 番 佐 久 間 孝 光 議 員	4 番 長 島 邦 夫 議 員
6 番 畠 山 美 幸 議 員	7 番 吉 場 道 雄 議 員
8 番 河 井 勝 久 議 員	9 番 川 口 浩 史 議 員
1 0 番 清 水 正 之 議 員	1 1 番 安 藤 欣 男 議 員
1 2 番 松 本 美 子 議 員	1 3 番 渋 谷 登 美 子 議 員
1 4 番 青 柳 賢 治 議 員	

○ 不 応 招 議 員 (な し)

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
石	井	彰	健	康	い	き	い	き	課	長		
青	木	務	長	寿	生	き	が	い	課	長		
植	木	弘	文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長		
大	塚	晃	環	境	農	政	課	長				
山	下	隆	志	企	業	支	援	課	長			
根	岸	寿	一	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第1番 森 一人 議員

第2番 大野敏行 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にして、2月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出

されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例16件、予算10件、その他4件の計30件というところでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は、本日3月3日から20日までの18日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、3月5日に1番の佐久間孝光議員から4番の渋谷登美子議員、6日に5番の河井勝久議員から8番の清水正之議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日3月3日から3月20日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの18日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、過日、埼玉県町村議会議長会定期総会が、さいたま市の埼玉県県民健康センターで開催され、あわせて自治功労者表彰式が挙行されました。

本町議会では、町村議会議員として15年以上在職した功労に対し、河井勝久議員が全国町村議会議長会から表彰を受けられ、伝達されました。まことにおめでとうございます。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、条例16件、予算10件、その他4件の計30件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておき

ましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成26年12月から平成27年2月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成27年2月6日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員10名が出席いたしました。平成27年2月10日、さいたま市の埼玉県県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会議長会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発委第2号 35人学級見直しをやめ、さらなる少人数学級を求める意見書の提出についての件及び発議第23号 ネオニコチノイド系農薬の使用規制を求める意見書の提出についてにつきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第1号 ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成27年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成27年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、条例16件、予算10件、その他4件の計30件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年12月、地方創生のための総合戦略及び緊急経済対策が閣議決定をされ、いよいよ自治体が政策を具体化する段階に入ります。嵐山町におきましても、先般、まち・ひと・しごと創生推進本部を設置したところでございます。各世代が安心して働ける雇用環境、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援等、さまざまな課題に向き合い、乗り越え、希望に満ちた嵐山町の未来を創造すべく、知恵を絞り、全力で取り組んでまいる所存でございます。何とぞ議員各位のご指導とご鞭撻をお願いを申し上げます。

平成26年11月から平成27年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 教育委員会関係をご報告させていただきます。

こども課庶務関係、(2)会議等開催状況でございます。

去る1月24日、第1回嵐山町いいとこスピーチコンテストを開催いたしました。当

日は、岩澤町長、青柳議長はじめ多くの議員の方々のご臨席のもと、盛会にて終了することができました。深く感謝申し上げます。506名の児童生徒の応募の中から、当日、小中学生11名、外国人研修生2名、計13名が発表いたしました。発表者等につきましては、広報嵐山今月号に掲載されております。当日は、豊かな自然、地域の人々とのつながり、歴史・文化のある町、嵐山町のよさを子供の目線から発表いただき、再確認できるよい機会となったと思っております。今後とも、ご注意をいただければありがたいと思えます。

2、学校教育関係、(3) 行事関係について申し上げます。

菅谷小学校校庭整備工事、菅谷中学校救助袋改修、次ページ、菅谷中学校防球ネット張りかえと七郷小学校貯水槽塗装修繕、七郷小学校給食配膳室シャッター改修、嵐山幼稚園配水管布設替え等工事、概要につきましては記載のとおりでございます。既に嵐山幼稚園の配水管布設替え工事を除きまして終了しているところでございます。

(5) 備品関係、自転車通学用ヘルメット購入につきまして申し上げます。

来年度より菅谷中、玉ノ岡中学生徒全員に、自転車通学用ヘルメットを計上しているところでございます。134万円の予定でございます。

3、児童福祉関係、嵐山町子ども・子育て支援事業計画を12月、1月2回開催いたしまして、3月に策定が終了したところでございます。

(5) 子育て支援拠点整備事業でございます。工事関係、地域子育て支援拠点アイプラザ建設工事、26年12月26日から間もなく終了の予定でございますけれども、概要につきましては記載のとおりでございます。1,512万円を予定しております。備品関係でございますが、それに伴いましてカウンター8台と、その他記載のとおりでございます。契約金額につきましては、296万9,784円でございます。

以上で、ご報告を終了させていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 総務経済常任委員会から報告いたします。朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長 青柳賢治様

総務経済常任委員長 吉場道雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」を調査するため、1月15日及び2月12日に委員会を開催し、調査研究しました。

(1) 1月15日の委員会について

当日の委員会は、前回の委員会での質問事項について大塚環境農政課長から説明を受けました。

(問) 小千代山を取得する際、国からの補助金をもらっているが、返還義務が生じなくなるのはいつか。

(答) 平成19年度に古都及び緑地保全事業国庫補助金を活用し、3,939万8,000円(うち国庫補助金額1,280万円)で町が取得し公有地化を図り、特別緑地保全地区の指定を受け、緑地を保全するため開発等の制限をしたので、緑地として保全するために取得した際の補助金であることから、目的外使用を想定していないので返還義務が生じなくなることはないと考えています。

説明を受けた後、最終報告のまとめをするため意見交換をしました。

(2) 2月12日の委員会について

前回の委員会で課題が出てきたので、大塚環境農政課長から説明を受けました。

埼玉県内の特別緑地保全地区は嵐山町を入れて15カ所あり、うち14カ所は市である。緑地を保全するだけでなく、予算を使って整備できることがわかりました。

説明を受けた後、まとめに入りました。

午後からは山下企業支援課長に出席を求め、土地利用と開発行為等についての説明を受けました。

滑川町は人口が増加しているために、土地利用の中で開発許可制度11号区域（市街化調整区域内の既存集落において、市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と生活環境が同種と認められ、おおむね50以上の建築物が連担し、指定された区域）、12号区域（市街化調整区域内において、市街化を促進するおそれがないと認められた区域で、埼玉県では都市計画マスタープランに基づく土地利用で指定された区域。流通施設・工業施設・商業施設等）の状況について説明を受けました。11号区域、12号区域では人口が減少しており、滑川町の人口増加の要因は、市街化区域、主に駅周辺での人口増加であることがわかりました。

以上報告し、「土地利用と開発行為等について」の中間報告とします。

3 要望及び提言事項

(1) 小千代山の農保全方法の見直し

緑地の保全だけでなく、町内外からの人を楽しんでもらえるよう、ヤマツツジ、ヤマユリ等を植栽したり、散策できる憩いの場所になるよう整備していく。

(2) 直売所周辺を中心とした観光発信地づくり

ア、観光協会と連携して駅前・直売所敷地内に観光案内所を設置して、観光の発信拠点とする。

イ、北部地区を観光につなげるよう貸し自転車や散策マップの配布、休憩所、トイレ等設置し、観光客に対して利便性の向上を図る。

ウ、地元産食材を使った食事場所の設置。

(3) 農地に親しめる観光誘致について

ダイズ祭り、コスモスの摘み取り等、年間を通じてイベントができる場所をつくり集客する。

以上3項目の提言事項をもって、「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」の最終報告とします。

以上です。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 2ページのところですけども、2ページの3行目ぐらいあたりから、市街化調整区域と生活圏が同一し、おおむね都市計画法の11号区域と12号区域について、山下企業支援課長にお話を聞いたということなのですが、そして市街化区域に関して、滑川町の人口増加の要因は、市街化区域、特に駅周辺での人口増加であり、ごめんなさい。前後しますけれども、11号区域、12号区域で人口が減少しておりというふうになっているわけですけども、私のほうで子供の数を調査しましたら、福田小地域は人口は一時の減少はあったけれども、それからまたふえているのです。だから、こういう事実というのは、どこから、はっきりした数字の中で出てきているのか、どうなのでしょう。私よくわからないのですけれども、決して市街化調整区域といえども、人口は物すごくは減少していないし、維持はされているのだなというふうに見ていて、そして11号区域では明らかに子供たち、その兄弟たちが家を建てることできるように都市計画を変更しているの、減少はすごく少ないか、あるいはしていないかぐらいだというふうに私自身は滑川町に調査に行ったとき聞いているのですけれども、そこの点はどのような形で調査されているのか伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 私たちも、それに及んで調べようと思って、けれども企業支援課のほうで、その資料がちょっと間に合わないというので、その数字というのは次の委員会を出してくれるということで、今回は、そこまでは数字がわからなかったのが現実です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、11号区域、12号区域では人口が減少しており、滑川町の人口増加の要因は市街化区域、主に駅周辺での人口増加であることがわかりましたというふうにまで明言することはできないですよ。こういった形の文章の書き方は、ちょっとまずいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 そうかとも思いますけれども、ある程度、その委員会で、企業支援課長のほうからそのような、少ないという報告があったので、私はそういうふうにかかせてもらいました。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。委員会報告なので、しっかりした数字に基づいて議論をしていくということが必要だと思うのです。これは委員会で、そして最終まとめなのか、取りまとめとしてなのかわからないのですけれども、これちょっと私としてはまずいのではないかなと思うのです。しっかりした数字がなくて、課長から聞いたことだけで、それで市街化調整区域ではなくて、確かに人口増は駅周辺の開発によるものだけということが多いと思うのですけれども、こういう書き方はまずいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 やっぱり書き方は少しまずかったかもしれませんがけれども、人口の多い少ないというのは、これからはっきり数字を示しまして、次のときにまた報告いたします。

では、その表現の仕方が、もしかしたら間違っていたかもしれないですけれども、その点はおわびします。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長 朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思いません。

記とあります下から朗読していきます。

1 調査事項

「子ども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について」を調査するため、12月22日、1月28日、2月13日及び2月17日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 子ども子育てについて

今まで学童保育と保育園について調査研究をしてきましたので、次に幼稚園の3年保育について調査研究することにいたしました。

1月28日、簾藤こども課長及び奥田嵐山幼稚園長に出席を願い、説明を求めました。簾藤こども課長から、幼稚園については2年保育を実施しており、現在の園児数は、4歳児49人、5歳児が30人、合計79人を保育しているなどの説明がありました。

奥田園長から、全国公立幼稚園長会は、毎年、重要課題の中に3年保育の推進を働きかけている。県内には56の公立幼稚園があるが、3年保育を実施しているのは12園だけ。私立幼稚園に依存してきたことが、進まない理由ではないかと考える。嵐山幼稚園の施設状況では3年保育が不可能なので、現在3歳児の未就園児教室、さくら教室を月1回程度、年10回開いている。

主な質疑として、

(問) さくら教室の子供は、今、何人か。

(答) 現在34人。

(問) さくら教室の先生は何人か。

(答) 保護者同伴の教室なので、基本的には1人。

(問) さくら教室は何時間くらいの教室か。

(答) 午前10時～12時くらいまで。

(問) さくら教室の利用は幾らかかるのか。

(答) 無料。

(問) 現在の施設状況で3年保育は不可能との話だが、講堂を利用すれば可能ではないかと思う。講堂の利用状況はどうか。

(答) 入・卒園式、雨天時、子育て講座(学期中に1回)などで使用しているが、利用度は低い。3年保育ができないかと言えば、できなくはないが、やりづらいということだ。

以上のような質疑でありました。

2月13日、滑川町の町立幼稚園の3年保育について視察をいたしました。町執行部から吉田町長、小澤教育長ほか3名、議会から金井塚議長ほか4名に対応いただきました。事前にお送りした質問事項について、次の回答がありました。

(問) 3歳児から4歳児に進級する際、人数が増加している理由について。

(答) 3歳児は100人定員、4～5歳児はそれぞれ140人定員である。これは3年保育より2年保育(4～5歳児)を希望する保護者がいるため、このような定員になっている。

(問) 延長保育時間と実績について。

(答) 延長保育については、埼玉県の中でも先駆けて平成12年から実施していた。しかし、園児が多くなったため、教室が足りなくなり、平成17年から実施していない。

(問) 通園バスの料金について。

(答) 通園バスの利用料はない。

続いて、当日の質疑を以下のとおり行いました。

(問) 4歳からの保育児は、3歳まではどのように過ごしているのか。

(答) 町の事業への参加や公園などを利用され過ごしていると思う。

(問) 3歳時保育を実施するに当たって、予算はどのくらいかかっているのか。

(答) 下表のとおりです。

3歳児保育に当たっての経費で、職員人件費、これは正規、臨時4人ずつおりますが、2,945万5,076円、バスリース代が660万円、バス運転委託料が294万円、需用費が88万5,793円、机・椅子100人分購入で157万2,000円、委託料、バスを除きますが、30万9,056円、牛乳費269万9,930円、プレハブ園舎借上料が3,969万円、合計で8,415万1,855円ということでした。

質疑を終え、滑川町立幼稚園を訪問し、視察を終了いたしました。

(2) 嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について嵐山町では現在9件の開発行為があり、現地を確認することから始めました。

1月28日、大塚環境農政課長に説明を求めました。9件のうち6件は太陽光発電事業に伴う開発で、大規模な埋め立てはないと見られます。しかし、3件は土砂の埋め立てが予定され、中でも志賀地区の嵐山ドライブイン裏の埋め立ては大規模なものであり、仮に汚染された土砂が持ち込まれると環境への影響が大きいことを確認いたし

ました。

嵐山町では、埋め立て面積3,000平方メートル以上は埼玉県が許可しております。しかし、川越市、鳩山町、毛呂山町などは埋め立て面積が3,000平方メートル以上でも、それぞれの自治体で許可をしております。町が許可権限を持ったほうがよいのか、このまま県が許可したほうがよいのか、調査研究するため、毛呂山町の状況を視察することにいたしました。

2月17日、「毛呂山町土地の埋め立て等の規制に関する条例」について調査研究するため、毛呂山町を視察いたしました。

当日は、毛呂山町の古野生活環境課長、小山生活環境主任、宮寺議長などに対応いただきました。

初めに、事前にお送りした質問事項について、次のような回答がありました。

(問) 条例を制定したいきさつについて。

(答) 平成16年民間事業者による大規模な埋め立て計画に対し、過去に土砂災害が発生した場所であることから、地元住民による反対運動が起きました。町は、住民の安全を第一と考え、計画に同意しない判断をいたしました。しかし、県は、「県条例や基準に合致していれば、許可せざるを得ない」ということであったため、町の許可にしたほうがよいのか調査研究した結果、「埋め立てがしにくくなる」ことから平成19年に条例化いたしました。

(問) 条例施行に伴う職員の負担について。

(答) 現在、主担当1名で対応。現場状況により増員している。申請数は平成24年度3件、平成25年度4件、平成26年度1件(2月1日現在)となっており、いずれも埋め立て面積が1,000平方メートル前後であります。申請書類に限れば特段の負担は発生しておりません。しかし、条例違反や予防的措置を含めた対応となると相当な負担となります。

(問) 今までの埋め立てに関し問題発生は。

(答) 条例制定後、特段の問題は発生しておりません。

続いて、質疑を以下のとおり行いました。

(問) 民間事業者による大規模な埋め立て事業を阻止することができたということだが、損害賠償は発生したのか。

(答) 裁判を起こすという話もあったが、結局は何もなかった。

(問) 嵐山町と比較して埋め立て申請数が少ないが、「土砂条例」が抑止力になっているということか。

(答) 埋め立てをしにくくすることが目的だから、抑止力になっていると思う。

(問) 3,000平方メートル以上であっても職員負担はないということについて、もう少し説明を。

(答) 3,000平方メートル以上であっても図面の面積が広がるだけで、審査内容は同じなので変わらないということであります。

(問) 抑止力になっているということだが、中でも住民周知と同意が大きいのか。

(答) 事業者にとっては、その点も大きいと考える。同時に、隣地地権者の同意も必要であり、申請手数料も県条例にはない事項なので、抑止になっていると考える。質疑を終え、視察を終了いたしました。

以上、委員会報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては議長に一任願いたいと存じます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 広報広聴特別委員会の長島邦夫でございます。委員会報告をしたいと思っております。朗読をもって、かえさせていただきます。

平成27年3月3日、嵐山町議会議長青柳賢治様。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を上記のとおり報告をいたします。

1 調査事項

視察研修、研修総括、次回報告会及び議会モニター会議について

2 調査結果

本委員会は、1月22日、23日に実施された視察研修等について、1月7日、29日、2月16日に委員会を開会しまして、調査研究を行いました。

(1) 1月7日の委員会について

1月22日、23日に予定されている視察研修について、事務局長より、日程、視察先議会の特性、研修目的について、また、委員長より研修先の選定理由について説明がある。事前質問は依頼済みではありますが、委員からの細部質問を受け付け、1月8日夕刻までの締め切りとした。締め切り後は、正副委員長、議長で精査し、視察先に改めて依頼をいたしました。

事前質問の内容は以下のとおりであります。

開成町議会

広報広聴常任委員会について

- ・広報広聴常任委員会の運営方法、所管について
- ・議会報告会の進め方と内容、町民への周知及び結果報告の周知について
- ・議会だより編集委員の選任方法について

その他

- ・町村議会検索システムによると、「質疑の形態・方法」は「対面式・一問一答方式」を採用しているが、その詳細について
- ・議員勉強会の開催方法、内容、回数について
- ・通年議会、日曜議会開催までの経緯とその必要性、実施に当たっての方法

広報活動について

- ・子ども議会は議会が主催しているのか、その内容について

山北町議会

- ・「山北町議会広報広聴委員会に関する条例」制定までの経緯、その内容について
- ・議会報告会の内容、開催回数、開催場所など運営方法について
- ・子ども議会の内容について

立川市議会

- ・タブレット端末導入の経緯及び効果について
- ・昨年6月からタブレットを導入されているが、本議会及び委員会でどのように利

用されているのか。関連する条例等の整備内容について

- ・行政側のタブレット導入は、どの程度進んでいるのか
- ・タブレット本体の価格、通信費等経費の内訳、通信契約等の内容について
- ・タブレットの議員活動への利用に対する取り決め、規制等について

1月22日、23日の視察概要であります。1月22日、神奈川県開成町議会、午後1時半より研修、秦野市内宿泊。

1月23日金曜日、神奈川県山北町議会、午前9時半より研修。

東京都立川市議会、午後2時より研修いたしました。

(2) 1月29日の委員会について

先進的な広報広聴活動、議会報告会及びタブレット端末導入の経緯、効果についての視察研修は、議会改革を進めるに当たり、多面の成果があったと思っています。

視察研修の総括は、以下のとおり。

ア 開成町議会について

(ア) 広報広聴常任委員会について

広報広聴常任委員会の委員は議長を除く11名の構成で、広報、広聴、2分科会を設置し、活動を進めている。各分科会の正副委員長は、広報広聴常任委員会の正副委員長が兼ねる。

委員からの意見としまして

- ・分科会に分かれて活動するのは、それなりの意味がある。

(イ) 議会報告会、意見交換会について

議会報告会、意見交換会は議員全員で対応し、年に1回実施している。概略は委員会で決定し、細部については分科会で決定している。開催日7日間、うち夜間1回、午後1回実施している。意見交換はテーマがあると誘いやすいとのこと。周知は広報誌を全戸配付、開催日程も大きく掲載をしておりました。

委員からの意見として

- ・近隣場所での開催日に行ってみたくなるように広報されている。
- ・周知及び会場の設定は自治会（区）の協力を得ているのが特徴。

(ウ) 通年議会について

専決処分がなくなり、デメリットがなければ採用したほうがよいとの考え方から実施。災害などの緊急時に対応できる。

委員からの意見として

- ・想像していたよりも負担が少ないように感じた。
- ・特定事件の設定が容易なため、通年議会では委員会活動がさらに活発になる。

(エ) 日曜議会は一般質問 1 人30分とし、1 日で終了。町民に開かれた議会を目指し、多くの方に議会活動の一端を知っていただくために実施している。

委員からの意見として

- ・よい取り組みと感じている。検討の余地あり。

イ 山北町議会について

(ア) 広報広聴委員会の当町との違いは、議長、委員長ほか12名が、広報分科会 6 名、広聴分科会 6 名で構成されている。それぞれの所管は開成町とほぼ同様であるが、議会報告会の周知等については、自治会の協力が大きい。議員全員で対応し、6 会場を設定、来場者も多くなっている。

(イ) 広報広聴委員会委員長は「議会のあり方検討委員会」委員長も兼ね、議会改革の議会の見える化、議員の資質向上について検討し、全員協議会に提言する。我々議会の検討課題の一つに、災害時における議会対応があるが、山北町議会の「議会災害対策規程」は、ここで検討されました。

(ウ) 最終決定の場として議員全員協議会の活性化が見られました。

ウ、立川市議会について

(ア) 主にタブレット端末導入の効果及び操作方法について研修を受けた。先進的に取り組んでいる神奈川県逗子市と同様の議会向けのソフトを導入している。

(イ) タブレット導入による費用対効果

現状は電子データと紙媒体を併用しており、予算書、決算書など紙媒体のほうがよいものもある。用紙印刷などの経費は導入前と比べ変わらないが、タブレット端末を使い、市民にデータやカラーのグラフを見せながら説明できる場所、会議の議案資料提供に要する時間が短縮できたことなどの効果のほうが、むしろ大きい。また、タブレット端末の通信方法は、使用箇所が限定されるワイファイ通信でなく、LTE や 3G などのモバイル通信を選択している。

委員からの意見として

- ・ペーパーレス化の費用対効果が顕著でなくても、導入検討は重要な項目。
- ・通信方法の選択（ワイファイ、LTE など）、使用規制も導入検討に当たって重

要な項目。

・タブレット端末導入により文書管理も容易でわかりやすく、ダウンロードも可能、印刷して紙ベースでの管理もできる。

・災害時の連絡手段としての活用もできる。

エ その他

今回の視察先である開成町議会、山北町議会及び立川市議会が本会議方式か、委員会方式か、研修成果を導入するのであれば、注意すべきとの意見もありました。

上記を取りまとめ、議長へ報告をいたしました。

(2) 2月16日の委員会について

ア、次回の議会報告会について

研修成果を生かした報告会とすべく意見を取りまとめた。

内容は以下のとおり。

・説明資料の作成について

説明資料は、3月定例会予算審議一般、特別会計総論は予算特別委員会、各項目は総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会で所管の部分及び施政方針の重点項目を選定、各委員会が資料を作成する。

発表者について

予算特別委員会委員長より全て報告と決定をしました。

・各常任委員会報告、主な議案とその他の報告、質疑、意見交換会は前回どおりとする。

・周知の方法、報告回数、設定時間、開催場所について

周知は各地区区長に協力をいただき、各戸取り回し回覧、議会だよりの二本立てとする。

・議会報告回数、設定時間、開催場所等について

報告回数は5月第3週の3日間、場所は南部、北部、中部、各1カ所とする。開催時間は3カ所とも午後7時から8時30分までとする。

・意見交換会について

今回よりテーマを設定、内容は議会モニターからのアンケート結果により選定する。

上記の決定事項をもとに、次回の委員会で正式マニュアルを決定する。

イ議会モニター会議について

開催日程を4月6日の週で選定、委員長、事務局一任とする。(4月9日に決定)
議会モニターには3月定例会日程とあわせて連絡をする。

以上で委員会報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。
この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針表明

○青柳賢治議長 日程第7、町長の施政方針表明を行います。
岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 本議会において、平成27年度予算案をはじめ、提出議案のご審議をお願いすることに先立ちまして、平成27年度に臨む町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

平成26年は2月の記録的な大雪に始まり、豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害が発生したほか、9月には御嶽山の噴火など災害の続いた年でありました。これらの被害に遭われた方も多くおありまして、この場をおかりして心よりお見舞い申し上げます。

防災対策はこれで完璧というゴールはありません。日ごろの備えなどの積み重ねが大切だと感じております。平成26年12月からは、防災・防犯情報等をメールにて配信する「嵐山町あんしんメール」を開始いたしました。これにより、日中嵐山町にいらっしやらない方にも情報の取得ができるようになりました。今後、より多くの方の登録をお願いするものでございます。

さて、昨年末に衆議院議員選挙が行われ、引き続き現政権が支持されました。国の平成27年度予算は、経済再生と財政再建の両立を旗印に、地方創生を積極的に推進していくこととしているようであります。町は、これまでさまざまな活性化策を行ってまいりました。国の動向も見据えつつ、これからも「町民福祉の向上」に資する政策を引き続き行ってまいります。

平成27年度の一般会計当初予算は、59億3,600万円と前年度比0.2%増の予算を計上いたしました。

国民健康保険特別会計は22億9,500万4,000円で前年度比10.7%増、後期高齢者医療特別会計は1億6,667万8,000円で前年度比0.4%減、介護保険特別会計は11億2,003万7,000円で前年度比3.4%減、下水道事業特別会計は6億1,464万2,000円で前年度比6.6%減、水道事業会計は7億8,242万円で前年度比0.7%減で計上いたしました。町全体では、109億1,478万1,000円で前年度比1.4%増でございます。

一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

政府の平成27年度予算案は、約96兆3,000億円と過去最大となっており、税収は、消費税8%への引上げに伴う増加を含み、前年度比9.0%増となりました。2月に発表された地方財政計画においても、市町村の地方税収を前年度比6.4%増としております。

平成27年度嵐山町の一般会計の町税は、町民税は伸びたものの、評価替えに伴う固定資産税やたばこ税の落ち込みが予想され、前年度比1.1%増で見込んでおります。

地方交付税は、「まち・ひと・しごと創生事業費」による増はあったものの、税収の伸びにより減額されることになり、前年度比2.1%減と見込んでいます。町を取り巻く財政状況は、引き続き大変厳しい状況が続くものと思われま。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金や国の消費税対策に伴う臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の減により、約4,200万円減の前年度比6.6%減で計上いたしました。

県支出金では、市町村有施設再生可能エネルギー導入事業の増加に伴いまして、約1,400万円増の前年度比3.3%増で計上いたしました。

投資的経費の見直しや臨時財政対策債の減に伴い、地方債も約1億2,500万円減の前年度比18.9%減となりました。ここ数年、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字が続いておりましたが、平成27年度においては、元金ベースのプライマリーバ

ランスが約4,800万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができました。

平成27年度も多額の財源不足を解消するため、財政調整基金から昨年度より1,200万円多い2億5,400万円を繰り入れ、予算編成を行ったところでございます。

一般会計歳出の性質別では、人件費が約1,000万円減少しましたが、扶助費が約1,700万円、公債費も約1,070万円増加し、義務的経費全体では約1,800万円の増加となっております。

投資的経費では、防災・安全交付金を活用し、町道整備事業、舗装修繕事業、橋梁修繕事業を行ってまいります。玉ノ岡中学校及び北部交流センターにおいては、防災用太陽光発電装置を設置してまいります。

さらに、駅前の活性化のための武蔵嵐山駅東西連絡通路大規模改修事業、医療の充実のための小川赤十字病院建替建設負担事業などの単独事業も行ってまいります。

しかしながら、小中学校空調施設整備事業が終了したことに伴い、約1億2,000万円減となりました。

物件費では、選挙事務や機械器具借上料の増加等によりまして、約1億1,000万円の増、補助費等は約1,200万円の増、繰出金については約590万円の減で計上しております。

それでは、平成27年度の主な事業につきまして、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を将来像とした第5次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして説明させていただきます。

1. 町民と行政の協働による調和のとれたまち

まず、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」でございます。

ふれあい交流センターは、平成23年度にオープン以来、多くの方にご利用いただき、大変ご好評をいただいております。平成27年度は、皆様のご意見をいただきながら設計を行った北部交流センターの改修工事を実施してまいります。多目的ホールの舞台もより使いやすくなりますので、より多くの方がご利用され、人と人とのさらなる「ふれあい」が深まるものと考えております。

平成26年12月、国は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、長期ビジョンと総合戦略を閣議決定しました。町でも平成27年度に人口ビジョンと地方版総合戦略を策定すべく、国の交付金を活用し、平成26年度補正予算に基礎調査委託を計上したところ

でございます。国は東京圏から地方に人口の流れをつくるべく、雇用や子育て等の積極的な施策展開を求めています。

嵐山町では、これまでも子育て支援等積極的に行い、平成26年度からは企業誘致条例及び人口増加対策を行ってまいりました。平成26年度から始めた子育て世帯等転入奨励事業につきましても引き続き積極的にアピールし、人口増加を図ってまいります。

町民の交流施設としてご利用いただいております武蔵嵐山駅の「アイプラザ」におきましては、利用実態を考慮し、平成27年度より子育て支援の拠点施設として新たな展開を図ってまいります。

これまで、町ではボランティア活動の支援を重視し、ボランティアセンターの設立等行ってまいりました。ボランティア活動も盛んになっています。さらに、その活動を後押しすべく、コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野など、町をあらゆる面で「守っていききたい」、「支えていききたい」という町に愛着と発展を願う気持ちを持っている草の根的なグループ活動に対し、支援を行ってまいります。

平成28年度は、第5次総合振興計画の中間年です。平成27年度に策定する人口ビジョン及び総合戦略の策定にあわせ、計画の成果と見直しを進めてまいります。平成26年度から準備を進めています自治基本条例につきましても、皆さんの意見をいただきながら策定してまいります。

平成26年には、残念ながらスポーツの世界においても人権問題が取り上げられました。誰もが平等に尊重され、明るく幸せに生活する権利を再認識するため、平成27年度は嵐山町を会場に「人権フェスティバル」の開催及び「人権の花」運動を行ってまいります。また、戦後70年という記念の年となります。町では、平成10年9月に世界の恒久平和の確立を強く望むため、非核平和都市宣言を行いました。これからも戦争のない世界の実現のため、平和事業を行ってまいります。

2. 健康で互いに支えあう生き活きとしたまち

次に、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」でございます。

こども医療費の助成は、近隣に先駆けて中学生まで無料化を行ってまいりました。小児科のコンビニ診療や医療にかかる経費のご理解を得るため、医療機関の窓口で医療費を一旦支払っていただき、その後、申請に基づき支払いさせていただく償還払い方式でございました。

しかしながら、今後の少子社会への対応や子供の貧困も全国的に課題となっている

ことから、平成27年度中に、こども医療費につきましては、窓口払いを廃止し、現物給付としてまいります。

こども医療費窓口払代替事業として行ってまいりましたロタウィルス・おたふくかぜ・B型肝炎・中学3年生へのインフルエンザの予防接種への助成につきましては、子供の健康を守り、子育て支援を進めるため、継続してまいります。

重度心身障害者医療、ひとり親医療につきましても、財政状況を鑑みながら窓口払いの廃止を検討してまいります。

平成26年度に策定した健康増進・食育計画に基づきまして、町民の方がより一層健康的な生活が実現できるよう、既存の事業を見直した健康事業を行ってまいります。

国では、先般、「地方の雇用の創出」を提唱しておりますが、町では平成26年度より基金を活用し、地域福祉に携わる人材の確保・育成を行ってまいりました。今後も積極的に推進してまいります。

介護保険につきましては、平成26年度に策定した第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度からの介護保険料の基準額を月額4,250円とさせていただきます。国では、全国平均の保険料基準額を5,550円程度と推計しておりますので、大変低い保険料基準額となっています。これは、町民の健康意識の高さのみならず、町で実施してまいりました介護予防事業に多くの町民の方が参加いただき、積極的に取り組んでいただいた成果だと考えます。今後も介護予防事業に積極的に取り組んでまいります。

平成27年度から介護保険制度が大幅に改正され、新しい地域支援事業への移行が求められています。町におきましても、平成28年度から実施ができるよう体制を整えてまいります。

介護予防施設として長年使用していただいております「活き活きふれあいプラザなごみ」につきましては、利用者数の減少が課題となっております。今後の施設利用を検討し、町の地域福祉推進の中心的組織である社会福祉協議会の事務所及び交流の場として活用することとなりました。町と社会福祉協議会が高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等あらゆる面で、さらに連携を深め、地域福祉の向上に努めてまいります。

平成26年度に、町では公共施設のトイレを多機能化に改修し、障害者用駐車スペースの青色化、歩道への点字表示の実施などバリアフリー化に積極的に取り組んでまいりました。今後も障害者をはじめ、誰もが住みよいまちとなるよう、各種施策を行っ

てまいります。

3. 水と緑に恵まれたうるおいのあるまち

次に、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」でございます。

災害になると急がれるのが、ライフラインの確保・復旧です。特に水は、生命の維持にとって不可欠であることは言うまでもありません。町では、給水車を導入するなど、災害時における水の確保を行ってまいりました。さらに安全性を高めるため、老朽化した送配水管の整備を続けるとともに、今後の人口減少を考慮した水道施設を総合的に検討するアセットマネジメントを行ってまいります。

日本人は河川とともに生活してまいりました。町も都幾川、槻川、市野川等河川とともに歴史を刻んでまいりました。きれいな河川を取り戻すことは、全ての人々の願いです。関東で始めてPFI方式により実施している市町村管理型合併浄化槽事業も引き続き行ってまいります。

可燃物のごみ焼却施設等の老朽化は、小川地区衛生組合の構成町村にとって大きな課題となっていました。東松山市、桶川市、吉見町とともに、埼玉県中部資源循環組合を設立し、課題解決に取り組んでまいります。

4. 歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち

次に、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」でございます。

町では、これまでも子育て支援を積極的に行ってまいりました。平成26年度においては、民間保育園に対し、建替え建設費の助成を行い、入所児童数の増加を図ってまいりました。

旧「アイプラザ」は、平成27年度から地域子育て支援拠点施設として、乳幼児及び保護者の交流の場として提供していくとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行ってまいります。これに関連して、駅西公園も芝生化に続き、あずまやと遊具を整備し、屋外でも遊ぶことができる場を提供してまいります。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格実施されます。保育や幼児教育制度も変更となり、子育て支援体制は時代や社会環境により大きく変化してきております。今後も、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに即した子育て支援の充実を図り、安心して子育てできる環境整備を進めてまいります。

歴史的に非常に価値のある国指定史跡杉山城跡についても、地権者の皆さんの協力

を得ながら公有化を行い、嵐山町が誇る歴史的資産を継承してまいります。

また、町は木曾義仲公生誕の地でありますので、引き続き「義仲・巴」広域連携推進会議とともに、義仲公と巴御前のNHK大河ドラマ放送実現に向けて尽力してまいります。

教育環境の向上のため実施してまいりました学校施設の改修は、菅谷中学校及び七郷小学校体育館の建て替え、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震化により、学校施設の耐震化率は100%となりました。平成26年度は小中学校の普通教室等の空調設備工事を実施し、嵐山町の全ての幼稚園・小学校・中学校にエアコンが設置されました。エレベーターの安全対策も実施したところであります。

今後、教育現場においても、これまで以上にICTの利活用が行われるものと思われます。平成27年度においては、他の市町村に先駆けて、各中学校の普通教室及び特別教室等でタブレット端末等を利用した情報教育を行うとともに、ICT支援員による教員・生徒のサポートを行ってまいります。

連続性を重視した学力の向上と「中1ギャップ」の解消のため、県内でも先進的に行ってまいりました小中一貫教育推進事業は、大変効果が上がっております。平成26年度は、各中学校区に専用教員を1名ずつ配置しておりましたが、平成27年度からは3名体制とし、さらなる教育環境の向上を図ってまいります。

こども医療費の窓口払代替事業として実施してまいりました小学生・中学生への学年費補助につきましては、こども医療費窓口払い廃止後も助成金額を見直し、継続してまいります。嵐山町で育ち、成長していく子供たちに、「嵐山町に生まれてよかった」と言われるよう、今後も総合的な施策を行ってまいります。

5. 安全・安心で活気に満ち、快適に暮らせるまち

次に、「安全・安心で活気に満ち、快適に暮らせるまち」でございます。

「地方創生」には、地方の農業の「創生」が欠かせないものと考えています。農業は日本の礎であり、この振興が「創生」には必須条件になっていると考えています。これまで町では、土地改良事業や農道整備事業など積極的に実施してまいりました。平成27年度においても、土地改良施設維持管理適正化事業を活用した土地改良事業を行ってまいります。

しかしながら、耕作放棄地の拡大、農業者の高齢化など、課題解消に簡単な解決策は見当たりません。農業者の生の声を聞きながら、嵐山町らしい新たな農業の進展に

向けて取り組んでまいります。

道路整備においては、平成25年度から行っている国の補助金を活用した主要幹線道路の舗装修繕工事を引き続き実施するとともに、新たに舗装点検を行ってまいります。

橋梁においても、長寿命化計画に基づき、3橋の修繕設計と10橋の道路ストック点検を行い、橋梁の安全対策を計画的に進めてまいります。

幹線道路では、引き続き越畑地内の1-3号の用地補償等や鎌形地内の1-17号及び将軍沢地内の2-26号の工事を行ってまいります。

生活道路では、鎌形75号線工事及び菅谷30号線の整備に着手してまいります。

川島地区北部は、人口増加及び働く場の確保のため、工業系の土地利用と位置づけ、平成26年度は都市計画マスタープランの改定も行いました。平成27年度は懸案であった都市計画道路の測量設計に着手し、早期に企業が進出できる体制を整えてまいります。

武蔵嵐山駅は、町の公共交通機関の玄関口です。東西連絡通路は、平成26年度に外部の塗装、屋根修繕、鳩害対策工事を実施しましたが、さらなる町のイメージアップを図るため、大規模改修工事を実施します。嵐山町が変わったと思っただけのような、新たな玄関口の整備を進めてまいります。

人口増加のためには、住宅地の整備が欠かせません。引き続き平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業を支援してまいります。

「地方創生」には、地域経済の活性化が必要です。平成27年度から3年間、町内産業の経済活性化を図りつつ、子育て支援及び高齢者の介護予防支援を行うため、子育て世帯のリフォーム及び高齢者世帯への高齢者対応のリフォーム補助を行ってまいります。

町では、全町にわたる自主防災組織の育成や防災倉庫の設置など、防災対策を積極的に行ってまいりました。平成26年度は住民参加型の防災訓練も行いました。平成27年度においては、平成26年度に引き続き町の主要な避難場所である北部交流センター及び玉ノ岡中学校において、防災用太陽光発電装置の設置工事を行ってまいります。

町民の皆様の活発なパトロール活動により、平成19年に305件あった刑法犯発生認知件数が、平成25年は147件と激減しています。しかしながら、全国では、児童生徒を狙った凶悪犯罪は後を絶たず、さらに一歩先の防犯対策が必要です。平成27年度からは、防犯モデル地区を選定させていただき、さらなる防犯対策の向上を図ります。

町では、環境に配慮するため、新規の道路照明灯はLED化を行ってまいりました。平成27年度においては、リース方式により、既存の約1,684基ある道路照明灯のLED化を行ってまいります。

消費者行政におきましても、引き続き専門相談員を配置し、町民の方の安心した生活を支援してまいります。

平成27年3月に民間会社の都合により、北部地域の路線バスを廃止することとなりました。町では、高齢者を対象にデマンド交通事業を行っていますが、今後の人口減少社会及び超高齢社会に対応した公共交通施策を実施するための基礎調査を行ってまいります。

町名の由来を再認識し、「武蔵嵐山」の再生と、その魅力を後世に伝える「川のまると再生事業」におきましても、埼玉県及び関係者の皆様とともに事業を推進してまいります。

6. 計画の実現に向けて

平成27年度は、県議会議員選挙、県知事選挙、町議会議員選挙、農業委員会委員選挙と選挙が続く年でございます。選挙は民主主義の最も重要かつ基本的な機会です。適正な選挙事務が執行されるよう、選挙管理委員会を支援してまいります。

また、平成27年度は国勢調査の年でもあります。国勢調査は、国の動向を決める基本的な統計調査です。調査員をはじめ、町民の皆さんの特別なご協力をお願いするのであります。

これまで、町では、公平・公正のため税等の徴収事務の強化を行ってまいりました。平成27年度も引き続き県補助金を利用した納税コールセンター委託を行うなど、徴収事務の強化を図ってまいります。

人件費は、毎年減少を続け、平成27年度も前年度より約1,000万円減少しています。平成12年度と比較いたしますと、約2億4,000万円の減少となっています。職員の減少を補うため、個々の能力の向上が必要となっています。町では平成25年度から人事評価制度を導入してまいりました。今後も各職員のスキルアップを図るため、さまざまな育成支援を行ってまいります。

「地方創生」は、この日本が持続可能であり続けるために、人口減少を食い止め、地方に新たな産業や「しごと」をつくるため、始まったものでございます。

町では、平成6年度に花見台工業団地が完成するなど、企業誘致を行ってまいりま

した。平成26年度からは、新たに企業誘致条例を制定しました。都市計画マスタープランも見直しを行い、川島地区工業系土地利用地への企業立地の推進等、税収の確保においても積極的に行っています。

また、平成27年度は、1年ぶりに基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図ることができました。しかしながら、財政調整基金の大幅な取り崩しによる予算編成など、決して楽観できるものではありません。財政的にも持続可能であるために、さらなる事業の見直し等健全化に努めてまいります。

現在行われている大河ドラマに吉田松陰先生が登場しております。吉田松陰先生は、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。ゆえに、夢なき者に成功なし」という有名な名言を残されました。

今、国からは「地方創生」についてさまざまな後押しが来ております。町では、これまでも「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」という第5次総合振興計画の将来像に基づき、人口減少社会、超高齢社会に対応するため、転入促進事業や企業誘致事業、子育て支援事業、武蔵嵐山の再生事業などの活性化事業を行っています。その成果により、6カ月連続で減少していた人口が、平成26年12月と平成27年1月の2カ月は増加に転じることができました。しかしながら、全体では減少傾向が止まりません。

人口減少社会、超高齢社会の解消に簡単な解決策はありません。しかし、今、「地方創生」という大きな流れがやってきました。私は、これまでも地域経営のまちづくり、全員参加のまちづくりを進めてまいりました。今、まさにその姿勢を後押しする国の施策が行われようとしています。これほどのチャンスはありません。それには、町が行ってきたこれまでの取り組みの一步先を行くことが必要となっています。そのためにも「夢」を持ち、「計画」し、「実行」することが必要です。

「一步先」の嵐山町には、町民一人一人、各種団体の関係者の方々、町を取り巻く全ての企業等ありとあらゆる協力が必要となります。

これからも、嵐山町を愛する多くの方々とともに、嵐山町らしい「夢」と「計画」があり、それを「実行」する、豊かなまちづくりを行っていかうではありませんか。

以上、平成27年度の町政運営に関する基本的な考え方と、平成27年度予算の概要を申し上げました。今後も、町民福祉の向上のため、議員の皆様並びに町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成27年度の施政方針とさ

させていただきます。よろしく申し上げます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

◎議案第21号～議案第26号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第8、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第9、議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第12、議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第13、議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第21号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成27年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,600万円と定めるものでございます。このほか債務負担行為2件及び地方債11件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第22号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,500万4,000円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額等についても定めるものであります。

次に、議案第23号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,667万8,000円と定めるものでございます。

次に、議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。

ます。平成27年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,003万7,000円と定めるものであります。このほか歳出予算の流用について定めるものであります。

次に、議案第25号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の下水道会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,464万2,000円と定めるものであります。このほか、債務負担行為2件及び地方債2件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後になりますが、議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成27年度の水道会計は業務の予定量を給水戸数7,557戸、年間総配水量272万8,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億1,821万1,000円、事業費用4億9,835万7,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,500万円、資本的支出2億8,406万3,000円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

まず、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定について、細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第21号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います。2ページをお願いいたします。

予算額等の推移でございます。平成27年度を見ていただきますと、上から当初予算額、町税、人件費、普通建設事業費、町債の順でございまして、前年度に比較いたしますと予算額及び町税が微増となっております。

平成27年度の当初予算額は59億3,600万円でございます。対前年度伸び率はプラ

ス0.2ポイント、1,100万円の増額となりました。町税につきましては26億1,226万円でございます。対前年度伸び率はプラス1.1ポイント、2,738万円の増額でございます。普通建設事業費は6億7,324万1,000円で、前年度対比1億2,576万7,000円の減額でございます。人件費は12億3,184万4,000円でございます。996万5,000円の減額でございます。町債につきましては5億3,580万円でございます。1億2,480万円の減額となりました。

3ページをお願いいたします。歳入の財源別内訳表でございます。自主財源であります。予算額32億6,721万5,000円で構成比は55.0%、依存財源につきましては26億6,878万5,000円で構成比は45.0%でございます。平成27年度は、町税、諸収入の増額及び町債の減額等によりまして、自主財源が4.3ポイント上昇いたしました。

8ページをお願いします。歳出の目的別内訳表でございます。平成27年度の予算額と構成比を平成26年度と比較したものでございます。この中で、前年度対比10%を超えて伸びておりますのは、第6款の農林水産業費は3,723万3,000円の増額、第7款商工費は1,911万7,000円の増額、第8款の土木費につきましては1億4,913万5,000円の増額となっております。

12ページをお願いします。次に基金の状況でございますが、積立基金の平成26年度末現在高見込み額でございますが6億641万円、平成26年度の積立額は8万5,000円、取り崩し額は2億6,480万円、27年度末現在高見込み額につきましては3億4,169万5,000円という状況でございます。その他の資料につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補給及び特別小口融資制度に係る損失補償の2件でございます。期間、限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。

次ページでございますが、第3表、地方債でございますが、小川赤十字病院建てかえ建設負担事業から再生可能エネルギー等導入事業まで10事業の起債でございます。限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。合計いたしますと2億4,180万円でございます。財政対策債につきましては2億9,400万円でございます。総合計でございますが、5億3,580万円となるものでございます。

16、17ページをお願いします。初めに歳入でございます。第1款町税の町民税で

ございますが、個人分、法人分とも前年度実績を考慮いたしまして3,616万2,000円の増額といたしました。

第2項の固定資産税につきましては、土地及び償却資産分は増額の見込みであります。家屋分が約1,100万円ほど減額の見込みであるため、差し引き444万円の減額でございます。

18、19ページをお願いします。第2款地方譲与税の自動車重量譲与税につきましては、平成26年度実績で減額が見込まれておりまして300万円の減額といたしました。

第3款の利子割交付金、第4款の配当割交付金、第5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額でございます。

20、21ページをお願いします。第6款の地方消費税交付金につきましては、県の試算に基づきまして6,500万円の増額とさせていただきます。

第7款のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額でございます。

第8款の自動車取得税交付金につきましては、平成26年度の税制改正によりまして取得税率が引き下げられたことに考慮いたしまして1,800万円の減額といたしました。

9款の地方特例交付金でございますが、前年度と同額でございます。

第10款地方交付税6億6,500万円でございますが、基準財政需要額及び基準財政収入額を試算するとともに、前年度の実績等も考慮いたしまして1,400万円の減額といたしました。

22、23ページをお願いします。11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額でございます。

第12款分担金及び負担金、児童福祉費負担金の特定教育・保育施設利用者負担金5,831万6,000円につきましては、国の制度改正によりまして保育料負担金が名称変更されたものでございます。

24、25ページをお願いします。第13款使用料及び手数料の農林水産業使用料の行政財産使用料の増額でございますが、太陽光発電に対する花見台第3調整池の使用料でございます。1万3,335平米の面積で1平米当たり150円の半年分でございます。

26、27ページをお願いします。教育使用料の幼稚園保育料につきましては183万6,000円の増額でございますが、17人の園児数の増を見込んでおります。

30、31ページをお願いします。第14款国庫支出金、社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金につきましては1,178万1,000円の増額でございます。通所系サー

ビスの利用人数の増加が主なものでございます。

下に行きまして子どものための教育・保育給付費負担金7,476万7,000円につきましては、国の制度改正によりまして保育所運営費負担金が名称変更されたものでございます。

32、33ページをお願いします。第2項国庫補助金、総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金でございますが、総務省分といたしまして1,439万4,000円でございます。住民基本台帳システム、税務システム等の整備に要する経費が交付されるものでございます。個人番号カード交付事業費補助金につきましては、制度導入に伴います通知カード及び個人番号カードの関連経費でございます。臨時福祉給付金事業費補助金1,920万円につきましては、前年度に引き続き交付されるものでございますが、金額は1人一律6,000円でございます。

1つ飛んでいただきまして、社会保障税番号システムの整備費補助金、これにつきましては厚生労働省分として578万5,000円でございます。国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム等の整備に要する経費が交付されるものでございます。

子ども・子育て支援交付金1,805万3,000円でございますが、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業に対し交付されるものでございます。子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金685万5,000円につきましても、1人一律3,000円の交付でございます。

34、35ページをお願いします。土木費国庫補助金の狹隘道路整備等促進事業交付金1,550万円でございますが、鎌形75号線の工事で640万円、菅谷30号線の測量、土地購入補償分として910万円でございます。

防災・安全交付金でございますが、7,295万2,000円でございます。橋梁修繕の詳細設計、道路ストック点検の設計委託、路面正常調査、町道1－9号ほか4路線の舗装修繕工事、町道1－3号整備事業でございます。

38、39ページをお願いします。第15款県支出金、老人福祉費負担金の低所得者介護保険料軽減負担金45万5,000円につきましては、軽減に対する県の負担分4分の1でございます。

40、41ページをお願いします。児童福祉費補助金の特別保育事業費補助金につきましては、前年度比1億634万5,000円の減額となっておりますが、若草保育園の建設補

助分9,826万6,000円の減額が主なものでございます。

42、43ページをお願いします。労働費補助金の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金782万5,000円につきましては、昨年の11月から10割補助で現在実施しておりますコールセンター業入職促進・人材育成事業を10月まで継続するものでございます。

下のほうに行きまして、農地費補助金の多面的機能支援事業補助金310万円でございますが、旧制度の農地・水保全管理事業の制度変更によるものでございまして、内容につきましては概要のとおりでございます。農村地域防災減災事業補助金1,080万円につきましては、災害の未然防止や災害の軽減を図るため、ため池の調査、ハザードマップの作成に対し交付されるものでございまして、3カ所の沼を予定しております。

44、45ページをお願いします。消防費補助金の市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金4,342万円につきましては、玉ノ岡中学校及び北部交流センターの太陽光発電設置補助金でございます。

下の第3項委託金の地域人権啓発推進委託金80万円につきましては、平成27年度、本町が比企郡市人権フェスティバルの実施幹事町のため交付されるものでございます。

46、47ページをお願いします。選挙費委託金でございますが、平成27年度に実施を予定されております県議会議員一般選挙委託金として550万円及び県知事選挙委託金として850万円が交付されるものでございます。

統計調査費委託金の国勢調査事務交付金704万6,000円でございますが、10月に実施する調査経費でございます。

50、51ページをお願いします。第17款寄附金の一般寄附金110万円でございますが、このうちふるさと納税寄附として100万円を見込んでおります。

52、53ページをお願いします。第18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金といたしまして2億5,400万円、ふるさとづくり基金から1,000万円、地域福祉人材育成基金から80万円、計2億6,480万円を基金から繰り入れるものでございます。

第20款諸収入の貸付金元金償還金6,219万7,000円でございますが、平沢土地区画整理事業貸付金の償還金でございます。

58、59ページをお願いします。第5項雑入の彩の国さいたま人づくり広域連合職員派遣交付金500万円でございますが、彩の国さいたま人づくり広域連合へ1名の職員

を派遣しておりまして、その人件費相当額が交付されるものでございます。

太陽光発電売電収入6万7,000円につきましては、花見台工業団地管理センターの太陽光発電による売電収入でございます。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金2,691万2,000円につきましては、既存の町で管理する照明灯をリース方式によりましてLED化する経費に対し交付されるものでございまして、調査費に10割、工事補助が3分の1でございます。

60、61ページをお願いします。第21款町債でございますが、再生可能エネルギー等導入事業債80万円につきましては、北部交流センターの太陽光発電設置事業に対し起債するものでございます。以下、歳入概要のと通りの事業に対しまして起債するものでございまして、62、63ページをお願いします。再生可能エネルギー等導入事業債まで合計いたしますと2億4,180万円でございます。臨時財政対策債2億9,400万円をプラスいたしますと、町債の総額は5億3,580万円となりまして、前年度比1億2,480万円の減額となるものでございます。

○青柳賢治議長 細部説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

昼の再開の時間は、午後からは1時30分、再開の時間といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時30分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

井上総務課長の細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、続きまして歳出でございますが、人件費につきましては、平成26年度の当初予算は人事異動前の予算編成のため、平成27年度と比較いたしますと大きな増減が出ている款もございます。また、継続事業の増減につきましては、平成26年度の実績見込みに基づくものでございます。それをご了解をいただきたいというふうに思います。

70、71ページをお願いします。第2款総務費総務管理費の臨時非常勤職員管理事業446万9,000円の増額でございますが、臨時職員数の増及び労災保険の加入を全員に拡大するものでございます。職員安全衛生管理事業のストレスチェック委託料14万円で

ございますが、ストレスチェック義務化法が制定されたことに伴いまして、従業員数50人以上の事業所全てに義務化されるものでございます。

72、73ページお願いします。給与人事システム運用管理事業の電算委託料162万円でございますが、マイナンバー制度及び年金一元化に伴いますシステム改修委託でございます。住民税情報システム運用管理事業の中間サーバプラットフォーム利用負担金653万6,000円につきましては、人口10万人以下の市町村の負担金でございますが、7月から運用するための設計構築分でございます。財政管理事業の消耗品費を増額しておりますが、ふるさと納税の特典の拡大を予定しております。

80、81ページをお願いします。広域路線バス運行事業の500万円の減額につきましては、イーグルバスの駅東口からの路線が廃止されたことによるものでございます。交通弱者対策事業の生活交通基礎調査委託料270万円につきましては、生活交通の現状や住民意識等関連する事項について専門的な調査を行うものでございます。

82、83ページをお願いします。総合振興計画策定事業につきましては、平成28年度を目途に中間年で見直しを行うための委員会経費でございます。嵐山まもり隊支援事業でございますが、嵐山町をあらゆる面で守っていききたい、支えたいというグループに対し支援を行うための経費でございます。一番下でございますが、コミュニティ推進事業につきましては250万円の増額となっておりますが、宝くじの助成金でございますが、次の85ページにございますが、志賀一区の子供みこしを整備するものでございます。

86、87ページをお願いします。交流センター改修事業の工事請負費2,224万8,000円につきましては、北部交流センターの改修にあわせまして10割補助の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、太陽光発電設備を設置するものでございます。

90、91ページ、お願いします。防犯対策事業の防犯モデル地区事業補助金100万円でございますが、安全安心事業として2地区を選定いたしまして、講演会の実施や夜間パトロールを実施していただき、防犯灯や看板等を設置していくものでございます。

94、95ページをお願いします。第2項徴税费徴収事業のコールセンター業入職促進・人材育成事業業務委託料782万5,000円につきましては、収納率の向上及び雇用促進のため、県の緊急雇用創出基金を活用いたしまして、昨年11月から実施しております事業でございますが、本年10月まで県の10割補助で継続実施するものでございます。

96、97ページをお願いします。第3項戸籍住民基本台帳費の住基ネットワーク事業の地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、国の10割補助でございます。平成28年1月からのマイナンバー制度開始に伴いまして公的個人認証サービスを委託するための負担金でございます。

98、99ページをお願いします。県議会議員選挙執行事業565万4,000円。100、101ページをお願いします。県知事選挙執行事業865万4,000円。下でございますが、町議会議員選挙執行事業1,089万7,000円。102、103ページをお願いします。農業委員会委員選挙執行事業230万1,000円。今年は、この4つの選挙が実施される予定でございます。

104、105ページをお願いします。第5項統計調査費の国勢調査事業742万9,000円でございますが、5年に1度の国勢調査を10月に実施するものでございます。

110、111ページをお願いします。第3款民生費、社会福祉費、介護給付・訓練等給付事業2億1,122万2,000円につきましては、前年度に比較し3,085万6,000円の増額でございますが、通所系サービスの利用人数の増加が主なものでございます。

112、113ページをお願いいたします。臨時福祉給付金事業の臨時福祉給付金事業補助金でございます。1,920万円でございますが、非課税者1人につき6,000円の3,200人分でございます。

116、117ページをお願いします。在宅高齢者等日常生活支援事業の嵐山お助けサービス事業運営費補助金でございますが、100万円でございますが、介護保険特別会計から組み替えるものでございます。

124、125ページをお願いします。第2項児童福祉費のこども医療費給付事業につきましては、平成27年度中に窓口払いの廃止をしていく予定でございます。

次に、地域子育て支援拠点運営事業でございますが、アイプラザを改修いたしまして地域子育て支援の拠点施設として整備いたしますので、その管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。子ども・子育て支援事業434万6,000円につきましては、幼稚園や保育園など、子育て支援事業を選択できるよう情報提供や相談援助をする利用者支援事業等、子育て家庭を支援するための経費でございます。嘱託職員報酬は保育士1名分を予定しております。

126、127ページをお願いします。子供のための教育・保育給付事業の子供のための教育・保育実施委託料2億4,331万2,000円につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴いまして保育所保育事業から移しかえるものでございます。子育て世帯臨時特

例給付金事業の子育て世帯臨時特例給付金685万5,000円につきましては、対象児童1人につき3,000円の2,285人分でございます。

132、133ページをお願いします。第4款衛生費保健衛生費の骨髄移植ドナー支援事業の骨髄移植ドナー助成金28万円につきましては、骨髄移植のドナーに対しまして助成金を交付するための経費でございます、1日2万円、上限7日間の2人分でございます。

146、147ページをお願いします。第6款農林水産業費、農業費の土地改良事業の測量設計委託料220万9,000円及び工事請負費1,100万円につきましては、川のまると再生事業として実施いたします鎌形地内の野戦場農道整備でございます。

148、149ページをお願いします。農業用施設整備事業の測量設計委託料1,102万7,000円につきましては、ため池の一斉点検の結果を踏まえて三ツ沼の測量、地質調査、ハザードマップの作成等を行うものでございます。その下の多面的機能支援事業補助金413万4,000円でございますが、地域で実施いたします農地や水路、農道等の保全活動及び資質向上を図る活動に対しまして補助を行うものでございます。

川のまると再生事業2,185万4,000円につきましては委託料でございます、枯損木及び不良木を伐採し、大平山山頂の見晴らしを確保するものと、槻川沿いのもみじの植栽を委託するものでございます。

150、151ページをお願いします。第7款商工費、子育て・高齢者応援リフォーム補助事業の子育て・高齢者応援リフォーム補助金300万円でございますが、子育て世帯に対する中古住宅のリフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対し補助を行うものでございまして、補助額の上限は20万円でございます。

154、155ページをお願いします。川のまると再生事業の測量設計委託料594万円及び土地購入費300万円につきましては、遠山側駐車場の整備及び観光トイレを設置するものでございます。

156、157ページをお願いします。第8款土木費の一番下でございますが、道路修繕事業の工事請負費8,955万9,000円でございますが、158、159ページをごらんください。まず、補助事業といたしまして町道1-1号線ほか14路線の路面性状調査委託30.6キロ分、それから町道1-9号線ほか4路線の舗装修繕工事、単独事業として吉田280号線の舗装修繕工事でございます。

生活道路整備事業の3,101万4,000円につきましては、備考欄、事業概要欄にござい

ますが、鎌形75号線の工事及び菅谷30号線の測量設計、土地購入、物件補償費でございます。

幹線道路整備事業 1億814万4,000円につきましては、事業概要にございます町道1-3号の測量設計、土地購入、物件補償費、町道1-17号の土地購入、物件補償費、町道2-26号の工事費でございます。

160、161ページをお願いします。道路照明灯施設設置事業の道路照明灯調査委託料691万2,000円及び機械器具借上料440万7,000円につきましては、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金から補助を受け、リース方式で道路照明灯をLED化する事業でございます。

162、163ページをお願いします。第3項都市計画費の武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業の工事請負費8,000万円につきましては、武蔵嵐山駅東西連絡通路内の塗装、天井の修繕、エレベーターのラッピング等の大規模改修工事でございます。

耐震化促進事業の負担金でございますが、住宅耐震診断費補助金30万円につきましては、2分の1補助で上限3万円の10件分でございます。住宅耐震改修費補助金200万円につきましては、3分の1補助で上限20万円の10件分でございます。

164、165ページをお願いします。一番上にあります安心安全耐震化促進リフォーム補助金につきましては、上限20万円の補助でございます。

168、169ページをお願いします。公園等整備事業の工事請負費1,450万円でございますが、駅西公園の遊具及びあずまの整備をございまして、子育て支援拠点に対応する整備でございます。

172、173ページをお願いします。第10款教育費、総合教育会議運営事業でございますが、委員会の費用として費用弁償、会議3回分でございます。

174、175ページをお願いします。教育委員会事務局総務事業の需用費の印刷製本費161万3,000円でございますが、小学校3年生、4年生用として、平成22年に作成いたしました社会科副読本の在庫がなくなりましたので、再編集をし、500冊作成するものでございます。

178、179ページをお願いします。小中学校学年費補助事業につきましては減額となっておりますが、助成額を見直し、前年度の2分の1で継続するものでございます。

次の小中一貫教育推進事業につきましては、435万4,000円の増額となっておりますが、主なものは臨時職員を1名追加いたしましたして、今まで各中学校に1人置いており

ました職員を各小学校に1名配置していくことにしたものでございます。

180、181ページをお願いします。第2項小学校費の管理事業で事業概要をごらんいただきたいと思いますが、拡大分として教師用指導書購入がございしますが、4年に1度の教科書の採択替えによるものでございます。

186、187ページをお願いします。一番下の小学校施設改修事業でございしますが、大きな減額となっておりますが、平成26年度に実施いたしました空調整備分の減額でございまして、中学校費も同様でございます。

190、191ページをお願いします。第3項中学校費、菅谷中学校管理事業の機械器具借上料348万6,000円でございますが、普通教室及び特別教室等に配置するデスクトップパソコン、これをタブレットパソコンに入れかえるものでございます。このことにつきましては、玉ノ岡中学校も同様でございます。

194、195ページをお願いします。中学校施設改修事業の工事請負費3,537万7,000円でございますが、各中学校に無線LANのアクセスポイントを設置する整備工事及び玉ノ岡中学校に太陽光パネル及び蓄電池の設置をする工事でございます。

200、201ページをお願いします。第4項幼稚園費、幼稚園教育振興事業の子どものための教育・地域型保育費負担金289万9,000円につきましては、認定こども園に対する給付経費でございます。

206、207ページをお願いします。第5項社会教育費の指定文化財保存管理事業の需用費、印刷製本費30万8,000円につきましては、杉山城跡リーフレットの印刷1万部でございます。委託料の看板作成業務委託料82万5,000円につきましては、指定文化財の説明看板の設置を6カ所予定しております。

212、213ページをお願いします。第6項保健体育費のスポーツ施設管理事業の一番下の工事請負費634万5,000円でございますが、B&G海洋センターの変電所内の改修工事でございます。

218、219ページをお願いします。第12款公債費につきましては6億6,034万9,000円でございますが、前年度対比1,070万4,000円の増額でございます。

最後に、13款予備費でございますが、1,819万2,000円とさせていただきます。

220ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 続いて、特別会計などの細部説明を担当課長に求めます。

議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について及び議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 それでは、議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、平成27年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。26ページをお開きください。

1の歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は22億9,500万4,000円であります。構成比の大きな順に、前期高齢者交付金7億454万7,000円で構成比は30.7%、次に共同事業交付金4億8,859万7,000円で構成比は21.3%、次に国民健康保険税4億4,469万9,000円で構成比は19.4%となっております。

次に、27ページ、2の歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に保険給付費13億9,968万円で構成比は61%、次に共同事業拠出金4億4,979万3,000円で構成比は19.6%、次に後期高齢者支援金等2億8,875万4,000円で構成比は12.6%となっております。平成27年度予算では共同事業の制度改正があり、交付金、拠出金とも構成比が大きくなっています。

28ページをお開きください。次に、3、世帯数、被保険者数の推移ですが、平成27年度の見込みは、世帯数3,045世帯、被保険者数5,200人で、前年度比較ではそれぞれ若干の減少となっております。

次の29ページ以下は、年度別医療費の推移等の資料ですが、説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧ください。なお、29ページの一般及び退職被保険者のグラフは各年度の当初予算額の比較であり、30ページ以下の資料は実績額及び見込み額をもとに作成をしておりますので、そのようにごらんいただければと思います。

それでは、これからは予算書によりご説明をさせていただきます。予算書の242、243ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は4

億353万8,000円で、前年度比較285万3,000円の減額となっています。積算内訳ですが、1節から3節までの現年課税分については、それぞれの収納率を調定見込み額の92%と見込み、計上しております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税は4,116万1,000円で、前年度比較476万7,000円の減額となっています。これは、1節から3節までの現年課税分について、収納率を26年度と同じ調定見込み額の99%で見込んでおりますが、27年度からこの制度が廃止になり、新たに退職該当になる被保険者がいないため、被保険者数が減となることによるものです。

244、245ページをお開きください。次に、3款国庫支出金ですが、1項1目療養給付費等負担金は3億399万3,000円で、前年度比較128万円の増額となっております。これは、本来、一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の所要額の32%が交付されるものですが、この計算過程において前期高齢者交付金分等が控除されるため、その影響により、本来交付されるべき額より減額となっております。内訳ですが、1節現年度分は療養給付費分1億8,439万2,000円、後期高齢者支援金分8,432万3,000円で、前年度と比較して増額となりますが、介護納付金分は3,527万6,000円で、前年度と比較して減額の計上となっております。

次に、2目高額医療費共同事業負担金867万円は、高額医療費共同事業拠出金に対して、国、県より4分の1ずつが交付されるもので、国負担分の金額であります。

また、3目特定健康診査等負担金168万7,000円は、特定健康診査、特定保健指導に対しての補助であり、国、県より補助単価の3分の1ずつが交付されるもので、国負担分の金額であります。

次に、2項国庫補助金ですが、1目財政調整交付金は5,293万3,000円で、これは市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、前年度比較609万円の減額となっております。

次に、2目災害臨時特例補助金35万4,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一般被保険者の税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の8であります。

246、247ページをお開きください。4款療養給付費交付金ですが、1億270万2,000円で、前年度比較1,858万1,000円の減額となっております。これは、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるもので、27年度からこの制度が廃止にな

るため退職被保険者数が減少することを見込んでの計上となっております。

次に、5款前期高齢者交付金ですが、7億454万7,000円で、前年度比較2,842万4,000円の増額となっております。これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものですが、前期高齢者の加入見込み数の増加及び平成25年度の確定に伴う追加交付が多くなるための増額となっております。

次に、6款県支出金ですが、1項1目高額医療費共同事業負担金867万円及び2目特定健康審査等負担金239万円は、国庫負担金分と同様にそれぞれの県負担分として交付されるものです。

次に、2項県補助金、1目第1号県調整交付金ですが、7,093万2,000円で前年度比較690万9,000円の増額と見込み、計上しております。定率国庫負担は減少されてきており、平成24年度から32%となっておりますが、減少分として算定額の6%が補填され交付されております。

248、249ページをお開きください。2目第2号県調整交付金は3,965万6,000円で、前年度比較2,898万8,000円の増額となっております。これは、人間ドック等健診助成事業及びレセプト点検等の医療費適正化対策について助成されるものと、26年度は計上していなかったその他特別調整交付金として、定率国庫負担の2%減少分等で今年度は3,000万円を計上しているものです。

7款1項1目共同事業給付金は6,228万9,000円ですが、これはレセプト1件80万円を超える高額療養費に対し、交付基準に基づき交付されるものです。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金は4億2,630万8,000円であります。これは、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費を対象として交付基準に基づき交付されるものです。なお、26年度までは1件10万円を超える医療費が対象となっていたものが、27年度から全ての医療費が対象となるため1億9,281万5,000円の大幅な増額となっております。

この2つの交付金は、前年度比較で増額となっておりますが、どちらも国保連合会で試算をした金額が示されましたので、その金額を計上しております。

次に、9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は6,314万7,000円で、前年度比較518万6,000円の増額となっております。内訳として、1節保険基盤安定繰入金2,602万5,000円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるもので、この財源

の負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

2節出産育児一時金繰入金448万円は、出産育児一時金支給額の3分の2を繰り入れるものです。

3節国保財政安定化支援事業繰入金804万5,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために、地方財政措置されたものを繰り入れるものです。

4節その他繰入金1,550万6,000円は、人件費、事務経費及び保健事業に要する経費等についての繰り入れであります。

250、251ページをお開きください。5節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金909万1,000円は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じて、国が4分の2、県、町が4分の1の負担割合で繰り入れるものです。

254、255ページをお開きください。3、歳出ですが、1款総務費は全体で918万1,000円ですが、1項総務管理費が事務的な経費、2項徴税費が賦課徴収に要する経費、3項運営協議会費が国保運営協議会の運営経費等をそれぞれ計上しているものです。

256、257ページをお開きください。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は11億4,536万8,000円で、前年度比較3,283万2,000円の増額となっております。26年度当初予算額に対しては3%の増額で見込んでおりますが、26年度の給付費の状況は大幅な増額となっており、27年度の予算額は大変厳しい状況となっております。

次に、2目退職被保険者等療養給付費は7,779万9,000円で、前年度比較1,701万1,000円の減額となっております。退職者医療制度は27年度から廃止となりますが、これまで該当となっていた人が65歳になるまでは対象となるため、被保険者数370人分を見込み、計上しております。

258、259ページをお開きください。3目一般被保険者療養費1,852万8,000円及び4目退職被保険者等療養費124万1,000円は、マッサージ等の施術料及び治療用器具等の費用を負担するもので、平成25年度等、数年間の実績に基づき計上しております。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1億3,291万2,000円、2目退職被保険者等高額療養費は1,145万9,000円ですが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を超える場合に、その超える額について負担するもので、平成25年度等、数年間の実績に基づき、計上しております。

260、261ページをお開きください。ページ中段の4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は672万円で、1人当たり42万円の16人分を計上しております。

次に、5項葬祭諸費、1目葬祭費は190万円で、1件5万円の38件分を計上しております。

262、263ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は2億8,873万5,000円で、前年度比較194万8,000円の減額となっています。これは、加入者1人当たりの後期高齢者支援金負担額5,422人分と25年度の精算分を見込み、計上しております。

264、265ページをお開きください。6款介護納付金は1億1,023万8,000円で、前年度比較1,033万6,000円の減額となっています。これは、国保加入者のうち介護保険の第2号被保険者該当分を診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、7款共同事業拠出金、1項1目共同事業医療費拠出金は3,400万7,000円で、レセプト1件当たり80万円を超えた高額医療費に対し交付される共同事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会へ拠出するものであります。

次に、4目保険財政共同安定化事業拠出金は4億1,578万4,000円で、県内の市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図る制度である保険財政共同安定化事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会に拠出するものです。なお、26年度までは1件10万円を超える医療費が対象となっていたものが、27年度から全ての医療費が対象となるため、2億2,105万4,000円の大幅な増額となっております。

この2つの拠出金も、交付金と同様に27年度分は国保連合会で試算を行い、金額が示されましたので、その金額を計上しております。

266、267ページをお開きください。8款保健事業費、1項1目疾病予防費は1,867万3,000円で、このうち主なものとしては人間ドック350人分、併診ドック70人分、その他各種がん検診等の委託料1,743万3,000円となっています。

次に、2項1目特定健康診査等事業費は1,331万3,000円で、主なものとしては特定健康診査等委託料1,100万8,000円であります。

次の9款基金積立金から11款諸支出金は省略させていただきます。

270、271ページをお開きください。最後に、12款予備費は247万1,000円を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

予算案の参考資料には、歳入歳出の構成、被保険者の推移及び年度別、月別医療費の状況等を載せさせていただいておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほど高覧いただきたいと思います。

予算書の282、283ページをお開きください。2、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、1項1目特別徴収保険料9,276万4,000円及び2目普通徴収保険料3,838万9,000円で、合わせて1億3,115万3,000円を計上しています。この保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で見込んだ1人当たり平均調定額に基づき算定した額を特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上したものと、滞納繰り越し分を計上しております。保険料率は2年ごとに見直すこととされておりますが、平成26年度に見直しされておりますので、平成27年度の変更はなく、均等割額4万2,440円、所得割率8.29%、賦課限度額57万円となっております。

2款、3款については、省略させていただきます。

次に、4款繰入金は、1項1目事務費繰入金が51万1,000円、2目保険基盤安定繰入金が3,431万1,000円で、合わせて3,482万2,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものであります。

次に、5款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

次に、6款諸収入は、主なものとして1項1目延滞金を10万円、2項1目保険料還付金を10万円計上しております。

286、287ページをお開きください。次に、3、歳出ですが、1款総務費、2項1目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として51万1,000円を計上しています。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億6,546万6,000円で、前年度比較70万円の減額であります。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものです。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金10万円は、過年度に過納された保険料を還付するための経費です。

288、289ページをお開きください。最後に、4款予備費ですが、59万9,000円を計上するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○青柳賢治議長 続いて、議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木 務長寿生きがい課長登壇〕

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、議案第24号の細部につきましてご説明を申し上げます。

当初予算書の302、303ページをお願いいたします。歳入の1款保険料の1項1目第1号被保険者保険料でございますが、2億7,569万3,000円で、前年度比3,132万7,000円の増額となっております。現年度分特別徴収保険料につきましては収納率を100%、現年度分普通徴収保険料は88%として計上いたしました。滞納繰り越し分につきましては、滞納額を1,061万6,000円と推計をいたしまして、32万2,000円を計上してございます。

3款国庫支出金の1項1目介護給付費負担金でございますが、1億9,168万円で前年度比741万4,000円の減となっております。平成27年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を10億8,107万9,000円と推計をいたしまして、そのうちの居宅介護サービス費分につきまして5億9,037万9,000円の20%、1億1,807万5,000円を、また施設介護サービス費分につきましては4億9,070万円の15%、7,360万5,000円を見込んでございます。

次に、2項1目調整交付金につきましては、市町村間の財政力格差を調整するため、標準給付費に対して全国平均で5%が交付されるところでございますが、各市町村の後期高齢者の割合と所得改正の状況等によりまして交付割合に変動がございまして、本町では1.41%と試算をいたしまして1,524万3,000円を見込んだところでございます。

次に、4款支払基金交付金の1項1目介護給付費交付金でございますが、3億270万2,000円で前年度比2,338万9,000円の減額となっております。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、積算の基礎となります標準給付費の見込み額の減額及び負担割合が29%から28%に改められることによる減額でございます。

304、305ページをお願いいたします。5款県支出金の1項1目介護給付費負担金で

ございますが、1億5,966万9,000円で、前年度と比較をいたしますと668万3,000円の減額となっております。なお、県の負担率といたしましては居宅分が12.5%、施設分が17.5%でございます。

次に、7款1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金から4目その他一般会計繰入金までは、事業費の一定割合を一般会計から繰り入れるものでございます。

5目低所得者介護保険料軽減繰入金182万円につきましては、新たな制度といたしまして、一般会計で受け入れる介護保険料軽減に係る国県補助金及び町負担分を繰り入れるものでございます。

306、307ページをお願いいたします。2項基金繰入金の1目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金600万円につきましては、介護給付費の支払いに充当するため基金から繰り入れるものでございます。これにより平成27年度末の支払準備基金残高は1億1,658万円となる見込みでございます。なお、第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から29年度の3カ年では、総額8,000万円の繰り入れを予定してございます。

308、309ページをお願いいたします。歳出の1款総務費中、3項1目の介護認定審査会費648万円でございますが、前年度比123万3,000円の増であり、これは比企広域市町村圏組合で行っております介護認定審査会に要する負担金の増額によるものであり、審査会の開催回数の増及びシステム改修費用等による増でございます。

310、311ページをお願いいたします。6項1目の趣旨普及費88万6,000円でございますが、制度改正に伴うパンフレットを作成し、周知するための経費でございます。

2款保険給付費の1項1目居宅介護サービス給付費でございますが、4億6,163万1,000円で前年度と比べますと4,107万5,000円、9.8%の増となっております。主な給付といたしますと、訪問介護が4,797万7,000円、通所介護が1億7,082万1,000円、短期入所生活介護が5,902万2,000円でございます。

312、313ページをお願いいたします。3目の地域密着型介護サービス給付費が7,607万4,000円となっておりますが、主に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に係る給付を予定してございます。

5目施設介護サービス給付費でございますが、3億8,972万5,000円で前年度比5,612万8,000円、12.6%の減額となっております。主なものは介護老人福祉施設が2億6,503万9,000円で、前年度比5,303万5,000円の減額、介護老人保健施設が1億1,144万1,000円で、前年度比1,090万3,000円の減額でございます。

314、315ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、4,232万4,000円で、前年度比743万6,000円の減額となっており、これはケアプランの作成報酬といたしまして10割を給付するものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費につきましては、3,666万8,000円で、前年度比1,481万6,000円、28.8%の減額となっております。これは、要介護認定におきまして、要支援1、要支援2と判定された方に対しましての保険給付でございまして、介護予防訪問介護799万7,000円、介護予防通所介護1,564万7,000円、介護予防通所リハビリ621万2,000円が主なものでございます。

318、319ページをお願いいたします。4項1目高額介護サービス費につきましては、1,595万6,000円で、前年度比340万2,000円の減額となっておりますが、介護保険の利用者の負担軽減を図るための経費として計上をいたしました。

320、321ページをお願いいたします。6項1目の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得の方が施設利用に当たり負担が重くならないように居住費と食費の軽減を図るものでございまして、3,643万円を計上いたしました。

322、323ページをお願いいたします。3款の地域支援事業費でございますが、1項1目の二次予防事業費につきましては382万2,000円であり、前年度比23万9,000円の増額となっております。2目一次予防事業費でございますが、高齢者みずからが介護予防に向けて取り組んでいただきますよう、支援、育成する経費といたしまして778万4,000円を計上させていただいたところでございます。

330、331ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費の5目任意事業費のうち、認知症者への対応といたしまして徘徊高齢者位置情報探索サービスに係る使用料28万5,000円を新たに計上いたしました。

6目生活支援体制整備事業費から8目在宅医療介護連携推進事業につきましては、制度改正に伴いまして新たに地域支援事業に位置づけられた事業につきまして計上したものでございます。

332、333ページをお願いいたします。6款の予備費でございますが、253万2,000円といたしました。

334ページの給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。と存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○青柳賢治議長 この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は2時35分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び議案第26号 平成27年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての細部説明をさせていただきます。

予算書の340ページをお願いいたします。債務負担行為についてご説明させていただきます。1件は、水洗便所改造資金利子補給について、債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成27年度から平成30年度までの間で、限度額につきましては水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき利子補給する額でございます。

もう一件は、水洗便所改造資金損失補償について、債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成27年度から平成31年度までの間で、限度額につきましては下水道事業のため水洗便所の改造をしようとする者が、金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後6カ月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

次に、341ページをお願いいたします。第3表、地方債ですが、流域下水道事業について限度額を1,510万円とするものでございます。起債の方法は、普通貸借及び証券発行でございます。利子につきましては4%以内でございます。償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協議するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとしてあります。浄化槽市町村整備事業につきましても、限度額を3,920万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

348ページ、349ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款1項1目浄化槽事業分担金ですが、887万2,000円としています。前年度より222万8,000円の減額でござ

います。内容は、浄化槽設置申請者が、事業費の一部を担う分担金でございます。転換浄化槽60基、新築・増改築浄化槽20基、全体で80基分に対応する分担金を見込んでおります。前年度と比較し、20基分の減としています。

2項分担金1目下水道事業負担金ですが、160万9,000円としています。前年度より683万円の減でございます。減額の理由は、賦課面積が大幅に少なくなっているためでございます。

次に、第2款1項1目下水道使用料ですが、2億3,064万6,000円を見込んでおります。前年度の納入実績等から勘案をいたしまして、予算計上をさせていただきました。

次に、2目浄化槽使用料ですが、1,977万8,000円を見込んでおります。前年度と比較し、521万3,000円の増でございます。浄化槽使用者が排出した汚水の量に応じてかかる使用料でございます。

2項手数料は、説明を省略いたします。

第3款国庫支出金ですが、1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、4,114万9,000円は前年度より1,061万2,000円の減でございます。内容は、転換浄化槽を60基、新築増改築浄化槽20基に応じた補助金額を計上しております。浄化槽設置事業に対し、2分の1以内の補助率で交付されるものとし、積算しております。

第4款県支出金ですが、1項1目浄化槽整備事業費補助金1,800万円を見込んでおります。内容は、転換浄化槽60基分に応じた補助金でございます。

次に、第5款繰入金の1目一般会計繰入金ですが、2億3,490万4,000円と見込んでおります。前年度と比較し、1,096万8,000円の減額となっております。公共下水道事業及び町管理型浄化槽設置事業を推進するための一般会計からの繰入金でございます。

350ページ、351ページをお願いいたします。第6款繰越金ですが、500万円を見込んでおります。

第7款諸収入の説明は、省略をさせていただきます。

第8款町債ですが、1項1目下水道事業債として5,430万円を見込んでおります。町債の内容は、流域下水道事業債及び浄化槽市町村整備事業債でございます。前年度より1,670万円の減でございます。

352、353ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項公共下水道総務費、1目一般管理費は、2,498万2,000円でございます。前年度より678万

3,000円の減でございます。公共下水道事業の推進に要する費用でございます。

354、355ページをお願いいたします。第2項公共下水道事業費の1目建設事業費は、2,028万1,000円で前年度より681万9,000円の減額となっております。建設事業費の内容は、嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料及び市野川流域下水道事業建設負担金でございます。嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託につきましては、埼玉県において、県の構想見直しにあわせて県内の全市町村が生活排水処理施設整備構想の見直しを行う必要性から、町の生活排水処理施設整備構想見直しの費用でございます。

次に、市野川流域下水道事業建設負担金につきましては、嵐山町、小川町、滑川町の3町で負担をしているものでございます。嵐山町の負担割合は32.02%となっております。

次に、2目維持管理費ですが、1億3,908万3,000円で前年度より541万6,000円の増でございます。主なものは、13節委託料が1,300万9,000円となっております。内容は、清掃委託料等でございます。

15節工事請負費485万5,000円の内容ですが、花見台ナンバー3、マンホールポンプの交換工事などを予定しております。

19節負担金補助及び交付金の主なものは、市野川流域維持管理負担金が1億1,739万4,000円でございます。前年度と比較し、247万5,000円の増でございます。市野川流域維持管理負担金の汚水処理予定量につきましては、約141万4,000立方メートルを予定しております。

356、357ページをお願いいたします。第2款浄化槽費、1項浄化槽総務費、1目一般管理費は、492万1,000円でございます。町管理型浄化槽事業を推進するための費用でございます。

第2項浄化槽事業費の1目建設事業費は1億1,192万1,000円で、前年度より2,778万1,000円の減額となっております。建設事業費の主な内容は、17節の公有財産購入費でございます。内容は、転換浄化槽60基分、新設・増改築浄化槽20基分、合わせて80基の浄化槽施設買い取り費用でございます。

19節の浄化槽配管費補助金につきましては、転換分、新設分を合わせて80基分でございます。浄化槽撤去費補助金につきましては、67基分を見込んでおります。

358、359ページをお願いいたします。2目維持管理費ですが、3,913万7,000円で、

前年度より432万円の減でございます。主な内容は、13節委託料でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うため、浄化槽の保守管理委託料及び浄化槽内部の清掃委託料などでございます。

次に、第3款公債費でございますが、1項1目元金が1億9,521万4,000円でございます。前年度より1,023万6,000円の増でございます。内容は、公共下水道事業及び流域下水道事業の元金償還金でございます。2目利子は7,410万円と見込んでおります。内容は、公共下水道事業、流域下水道事業及び浄化槽事業の利子償還金でございます。公債費の全体額でございますが、2億6,931万4,000円と見込んでおります。

第4款予備費でございますが、500万3,000円を計上させていただきました。

368ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございますが、表の横列2行目、前年度末現在高見込み額でございますが、合計が29億6,399万9,000円でございます。当該年度末現在高見込み額合計は28億2,308万5,000円になる見込みでございます。

戻りまして、362ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、下水道事業特別会計の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての細部説明をさせていただきます。

371ページをお願いいたします。業務の予定量等につきましては、説明を省略させていただきます。

ページの中段にあります第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,906万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,015万9,000円、減債積立金2,680万円、建設改良積立金7,370万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,840万4,000円で補填するものとするとしております。

387ページをお願いいたします。平成27年度水道事業会計予算執行計画書につきまして、ご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、初めに収入でございます。第1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございますが、水道料金収入を4億5,289万5,000円と見込んでおります。前年度と比較し、1,957万1,000円の減額となります。内容は、年

間総有収水量を255万7,000立方メートルと予定し、その料金収入でございます。

次に、2目受託工事収益でございますが、水道管の移設工事を見込んでいないため、計上をしておりません。

3目その他営業収益でございますが、2,386万円と見込んでおります。前年度より819万6,000円の減額となっております。2節雑収益の新設加入金収入1,603万8,000円は、前年度と比較し880万円ほど減額と見込んでおります。

次に、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、預金の利息を見込んでおります。

次に、2目長期前受金戻入につきましては、会計基準の見直しから設けられた項目でありまして、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等については、長期前受金として負債、繰り延べ収益に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することになっております。減価償却見合い分としまして3,931万8,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

3目雑収益につきましては、不用品売却代金等でございます。

次に、4目消費税還付金として74万7,000円を見込んでおります。内容は、平成27年度の営業行為によりまして還付金が生じるという予測により計上したものでございます。

次に、3項特別利益でございますが、1節の貸倒引当金戻入につきましては、平成26年度現年未収予定水道料金に過去5年間の平均未収率を掛けた額と、平成27年度当初未収予定水道料金に過去5年間の平均未収率を掛けた額との差額17万2,000円を貸倒引当金戻入とするものでございます。

388ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございますが、1億984万4,000円と予定しております。前年度より342万6,000円の減額でございます。主な支出としましては、9節委託料が1,985万円、12節動力費が2,800万円、14節受水費が4,574万5,000円となっております。

次に、2目配水及び給水費ですが、8,516万4,000円で前年度より1,803万5,000円の減額となっております。配水及び給水費の主な支出としましては、389ページをお願いいたします。7節委託料が1,350万2,000円、8節修繕費が4,184万8,000円、10節路面復旧費を1,000万円と見込んでおります。

次に、4目総係費でございますが、1億277万3,000円を計上しております。前年度より2,478万5,000円の増額でございます。総係費の主な支出としましては、人件費関係費用及び390ページをお願いいたします。13節委託料を4,928万5,000円としております。委託料の中で水道台帳更新業務委託料2,200万円が、前年度に比較し増額しているものでございます。

391ページをお願いいたします。5目減価償却費でございますが、1億6,450万5,000円を計上しております。前年度より482万4,000円の増額となっております。内容は、建物からリース資産までの有形固定資産減価償却費を計上しております。

6目資産減耗費でございますが、275万円を計上しております。前年度より148万1,000円の減額でございます。内容は、老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、987万3,000円を計上しております。内容は、企業債の利息及びリース取引に係る支払利息でございます。

次に、3項特別損失でございますが、1,616万2,000円を計上しております。特別損失を当初予算に計上するものは、地方公営企業法により会計基準の見直しから特別損失の項目を設けることになったもので、退職給付費を計上しております。

4項予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上しております。

次に、392ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金1,500万円でございます。ライフライン機能強化等の事業費補助金として、国の補助金を予定しております。内容は、第3水源から第1配水池までの間の送水管及び配水管の布設替え工事の補助金でございます。補助率につきましては、4分の1以内でございます。

2項1目負担金は、水道管の移設に関する工事の予定がないことから計上しておりません。

393ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費でございますが、2,624万4,000円でございます。主な内容は、人件費と委託料でございます。第5節委託料につきましては、配水管の布設工事のための測量設計調査業務及び耐震補強設計委託でございます。

次に、2目浄水施設費970万円の内容でございますが、第2浄水場にあります受変

電電気設備のトランス等を交換する工事や、第2水源の発電機プライミングポンプ交換工事及び第1浄水場、第2浄水場の次亜塩素素注入設備盤改修工事などを予定しております。

3目配水場施設費220万円の内容でございますが、第1配水池の水位計交換工事を予定しております。

次に、4目配水本管施設費2億1,500万円は、前年度より1,790万円の減額でございます。工事請負費の主な内容でございますが、送配水管布設替え工事を含む老朽管の更新工事及び管網の整備工事を予定しております。なお、工事場所等につきましては、別紙予算書の参考資料の56ページ等をご高覧いただければというふうに思います。

6目工具器具及び備品費141万円の内容につきましては、水道管の管網図を管理しております水道台帳管理システムに使用しているサーバー、ノートパソコン等の機器に係る費用でございます。

7目リース債務支払い額180万9,000円の内容でございますが、水道料金システムに係る費用でございます。内容につきましては、水道料金の賦課徴収に関連するデータ管理を株式会社TKCの電算システムにより行っておりますが、水道メーター検針員が使用していますハンディー端末を含むパソコン機器のリース費用でございます。

次に、2項企業債償還金でございますが、予定額は2,683万4,000円でございます。前年度より94万8,000円の増額となるものでございます。企業債の平成26年度末の残高予定でございますが、2億4,884万1,532円になる予定でございます。

戻りまして、380ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございますが、資産の部、1、固定資産の(1)有形固定資産のイ、土地から、リの建設仮勘定までの有形固定資産合計が40億8,029万432円となります。(2)無形固定資産の合計が68万5,900円となり、(3)投資その他の資産は、破産更生債権等貸倒引当金が107万5,000円となります。固定資産の合計は、40億8,097万6,332円となります。

2、流動資産ですが、(1)現金預金から(5)前払金までの流動資産合計は10億2,253万7,351円となります。

資産の部の1、固定資産合計と、2、流動資産合計を合わせた資産合計は51億351万3,683円となります。

続きまして、381ページ、負債の部でございますが、3、固定負債としまして(1)

企業債、(2) リース債務及び(3) 引当金までの固定負債合計は5億6,247万648円となります。

4、流動負債ですが、(1) 企業債から(8) 浄化槽使用料までの流動負債合計は5,329万6,802円となります。

5、繰延収益ですが、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額の繰延収益、合計は8億2,708万7,370円となります。負債合計は14億4,285万4,820円となります。

次に、資本の部でございますが、6の資本金ですが、(1) 固有資本金及び(2) 組入資本金の合計、資本金合計は22億381万3,769円となります。

7の剰余金ですが、(1) 資本剰余金は、イの受贈財産評価額から、チの国庫補助金までの資本剰余金合計が2億2,238万7,661円となります。(2) 利益剰余金は、イ、減債積立金から、ハ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が12億3,445万7,433円となります。(1) 資本剰余金合計と(2) 利益剰余金合計とを合わせた剰余金合計が14億5,684万5,094円となります。

6の資本合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は36億6,065万8,863円となります。負債合計14億4,285万4,820円と資本合計36億6,065万8,863円との負債資本合計が51億351万3,683円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

次に、382ページに記載しております内容につきましては、会計基準の見直しから重要な会計方針に係る事項を注記として記載をしております。後ほど高覧をお願いいたします。

戻りまして、375ページの水道事業予定キャッシュ・フロー計算書及び376ページ以降にあります給与費明細書等の資料につきましては、後ほど高覧をお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

これにて平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

本予算議案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○青柳賢治議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時19分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長 休憩中に、先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、森一人議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

[松本美子予算特別委員長登壇]

○松本美子予算特別委員長 27年度予算特別委員会委員長に指名推選ということで、松本でございますけれども、委員長を仰せつかりました。ふなれではございますけれども、精いっぱい職務を全うさせていただきたいと思っております。また、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ありがとうございます。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月4日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時21分)

平成27年第1回嵐山町議会定例会

議事日程 (第2号)

3月5日(木) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員 佐久間 孝 光 議員

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

第13番議員 洪 谷 登美子 議員

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山岸	堅護
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
井上	裕美	総務課	長
中嶋	秀雄	地域支援課	長
中西	敏雄	税務課	長
山下	次男	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
青木	務	長寿生きがい課	長
植木	弘	文化スポーツ課	長
大塚	晃	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
根岸	寿一	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま、出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第1回定例会第3日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○青柳賢治議長 それでは、最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の文化教養講座に学ぶことについてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) おはようございます。議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

大項目1番、文化教養講座に学ぶことについて。嵐山町文化教養講座は、平成25年度に新規事業として予算もない中、受講生から受講料を徴収するという形でスタートをいたしました。当初、受講料まで払ってどれだけの方が参加してくれるのか、そん

な不安な面もあったわけではありますが、結果的には大変多くの方々に支持された講座となったものと認識をいたしております。

そこで、確認させていただきます。(1)といたしまして、文化教養講座の目的、またその思いは。また、(2)といたしまして、この講座の内容と受講者数の推移は。また、受講者からの反応はどのようなものがあったのか、お尋ねをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、まず質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

まず1つには、古典の日にちなむ古典文化、あるいは歴史、民俗、哲学、宗教、文芸、スポーツや健康といったジャンルを超えた文化教養に親しむ機会を提供いたしまして、町民の心豊かで文化的な生活やあるいは資質の向上といったものを目指すというものでございます。

また、もう一つの目的としては、講師として、町内に在住・在勤、あるいは出身というような人材を活用するということでございまして、その人材を通じて町のことをより深く知っていただくというものでございます。

続きまして、項目1、(2)につきましてお答えいたします。この講座は、ボランティアの運営による実行委員会方式で実施しております。町及び教育委員会が後援するという形で、平成25年度、26年度にそれぞれ5回の講座を実施してまいりました。

内容は、先ほども申し上げましたように、古典文化や歴史、哲学、健康や生き方など多岐にわたっております。2カ年とも、受講者には全5回で1,000円の受講料を負担していただきました。

受講者数は、平成25年度が65人、平成26年度が71人の当初の申し込みをいただきました。それぞれ25年度が44.8人、26年度が52.8人の平均参加人数となっております。2カ年とも、受講者にアンケートをお願いしたところ、回答者のほとんどの方が、内容、受講料ともに満足しており、機会があればまた参加したいという回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、(1)と(2)は関連がありますので、一括し

て再質問をさせていただきたいと思います。

私自身もこの講座に参加をさせていただきました、大変興味深く、またいろいろなことを学ばせていただきました。今、課長のほうからも目的などの説明がありましたけれども、まさにその目的に合った講座だったのかなというふうに思っております。

印象に残っておりますのは、受講者一人一人が本当に自分の意思で選択をし、そして積極的に参加をしている。そして、初年度であればこういった事業というのは、おつき合いもあってどうにか形になるかなと思いますけれども、今聞いてみますと、2年目はさらに多くの方々が参加をしている。これ、お金も払ってですから。私は、まさにそういったことから考えますと、この講座というのは、単に文化教養講座ということではなくて、私は、本当に町民の今求めているもの、必要としているもの、ニーズに直結した事業展開がなされた、その結果として、町民としてはお金を払っても時間を割いても参加協力をしたということにつながったのではないかなというふうに思っております。

これは、ただ単に文化教養講座の事業展開だけではなくて、行政全般に対して、私は大変多くの示唆に富んだ事業展開であるというふうな認識を持っておりますけれども、町長はどのようなご感想をお持ちでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今、課長から答弁をさせていただきました。大変、人員もこう伸びているということで、議員さんから今、お褒めをいただきました。

当初の予定は、50名を予定して始めますよということで説明を受けておりました。そういう中で、関係のこの実行委員会の皆様方のご努力、そして講師の皆様の魅力、そういうようなことを勘案をして、こういう経過で来ているということでございます。

この2年続いたわけですがけれども、ご承知のように、この古典の日というのが11月1日に国のほうで決められているのです。それで、当初はこれを国民祭日の日まで持っていこうというようなことの動きがあったようですけれども、そこまではいかなかった。しかし、これが京都を中心ということで、平成20年の11月1日、源氏物語の千年紀委員会というのがこの起源で、その11月1日、これが紫式部日記によると、源氏物語が一番最初に確認をされた古い日付だというのが11月1日ということで、こう

いうことになったということなのです。

それで、嵐山町においては、交流センター事業の中に特別こういった銘打ったようなものが見られなかったものですから、教育長さんに相談をして、11月1日、古典の日になんだ事業展開というものはどんなものでしょうねというようなことでご相談申し上げたところ、教育長さんのお考えで、こういった文化教養講座としてはどうだろうと、それで秋を中心に、そしてまた嵐山町の人材を活用して、当面こういう形で進めてはどうだろうというようなご相談をいただきまして、大変すばらしいことで、ありがたいことですねということを進めていただいたわけです。

それで、このところにも最初もお話を申し上げたのですけれども、古典というのは何だということなのですが、今も答弁の中にありましたけれども、「文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化、その他の文化芸術、学術、または思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、また継承され、国民に多くの恵沢をもたらして、すぐれた価値を有するものと認められるに至ったもの」というふうに、ちょっとかたいですが、こういうようなことが古典として定義をされて、それで古典の日ということにきているということで、国ではこれを11月1日にしたわけですが、古典の日においていろんな行事を実施をしてください、そしてまた古典の日を契機として学習、あるいは教育の機会の整備、そういうことまで進めていただけるとありがたいというようなことで進めているというのがこの11月1日ということで、嵐山町では、今まで交流センターの中では特別こういことを銘打ったものがなかったので、お願いをして始めていただいたという経過でございまして、大変ありがたいことで、2年目は人数がふえる、その予定した人数を席はないので足すというような話を聞きまして、ありがたいことだというふうに思っておりまして、実行委員会の皆様に改めて敬意を表すると同時に、参加をいただいた町民の皆様に御礼を申し上げる次第でございまして。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今、ご説明をいただきましたけれども、古典の日になんだということ、今定義の説明もございました。ただ、その定義は町長自身も言われていましたけれども、非常にかたい。ただ、これをどういうふうに料理をして、そして町民のニーズに答えていくのか、そこのところが私は非常に、今回はうまく事業展開が考えられた結果として、このようなお金を払っても、そして時間を割いて来ると

ということが非常にあったと思いますので、ぜひその点を検証していただいて、ほかの行政のサービスにも役立てていただけたらと思います。

それでは、大項目の2のほうに移らせていただきます。

こども医療費窓口払い廃止について。平成24年の第1回の定例会におきまして、財政状況が許すようになったならば、あるいは優先順位を変えてでも、将来的にはこども医療費窓口払いは廃止していくことが望ましいのではという提言をさせていただきました。その後3年間状況を見守ってまいりましたが、いまだにその廃止を望む声は多く、廃止を求める署名運動にまで発展しており、私自身もその思いはますます大きく強くなっているのが率直な気持ちであります。町としても、今回この件に関して、大きくかじを切る方向性で検討いただいておりますけれども、今までの経緯も含めまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

(1) といたしまして、こども医療費窓口払いを廃止した際の医療費等の増額分、約2,000万円についての積算根拠はどのようなものなのか。これは、我々が一番最初に説明を受けたときには3,000万円ぐらいの積算だったと思います。それが翌年には2,600万円になり、今回は2,000万円。この短期間に大変大きな額の差が生じておりますので、もう一度確認をさせていただきます。

それから、(2) といたしまして、こども医療費窓口払い代替事業としての予防接種への助成状況についてお願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私からは、質問項目2の(1)につきましてお答えを申し上げます。

積算根拠といたしますと3点ございまして、1点目でございますが、窓口払いを廃止にいたしますと、支払基金等への事務手数料の支払いが生じまして、平成25年度支払い実績で算出いたしますと、支払い件数2万1,586件に対し、1件当たり約114円かかりますので246万円。

2点目といたしまして、安易に医療機関を受診することによる増加分として、近隣市町村が現物給付にした際、償還払いに比べて平均1.25倍の支給件数となっておりますので、平成25年度実績をもとに算出いたしますと、支払い金額3,685万2,728円でございますので、こちらを1.25倍いたしますと4,606万5,910円となり、実績と増加分の

差額約920万円になります。したがって、1点目の事務手数料として246万円と、2点目の増加分として約920万円を足しますと1,166万円となりますので、約1,100万円になります。

そして、3点目でございますが、国民健康保険の調整交付金への影響額として、調整対象需要額から差し引かれる金額の150万円と受診増に伴う保険者負担増として約800万円を合わせまして、約950万円が国保分としての増加分と見込まれますので、先ほど申しました1,100万円と合わせまして約2,000万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目2の（2）につきましてお答えをいたします。

任意予防接種への費用助成につきましては、平成25年度は、ロタウイルスに252万7,000円、おたふく風邪に95万8,000円、水痘に120万円、中学3年生のインフルエンザに50万5,000円の合計519万円を助成いたしました。

なお、水痘につきましては、平成26年10月より定期接種となり、B型肝炎につきましては、平成26年度より新たに助成しております。今後も子供の健康を守り、子育て支援を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、（1）のほうから再質問をさせていただきたいと思っております。

今、課長のほうから事務手数料の話がございました。これは、レセプトの1件当たりの手数料が114.2円ということで計算されています。これは高い単価で計算されておりますけれども、100%こういうことというのはあり得るのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

支払基金と国保連合会の手数料につきましては、若干金額が違っておりますので、どちらかという高いほうのもので、あくまでも予測数値でございますので、計算させていただいたということでございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 国保連合会と、それから社会保障の支払基金のほうで、そのレセプトの手数料が違うということでありますけれども、これ、例えば仮に50%、それからあと50%を57.2円ということで計算をさせていただきますと、この手数料分だけで62万円ぐらいの差が出てきます。

また、先ほど安易に医療機関を受診するということで、いわゆるコンビニ受診です。これは、近隣の市町村と比べて大体25%、1.25ということですから、計算してありますけれども、自然増を見ますと11.11%、1.11倍になっているわけです。つまり、差額の14%が、私は厳密に言うと、いわゆるコンビニ受診に当たるといふふうにも捉えることができるかなというふうに思っております。そうすると、この時点で400万円を超えてきます。この2つを計算しますと、四百六、七十万円の差額が出てきます。

それからあとは、国から償還される補助金が出ますけれども、財政調整交付金ですか、それからあとは国保会計への負担増ということは、これはいずれにしても医療費がベースになっているものでありますから、その額が小さくなればその影響額は当然もっと小さくなるわけです。ざっと計算しても、五、六百万円は変わってくるかなというふうに私は思っております。

そういう中において、私は、この医療費が無駄な経費がかかってしまうというのが窓口払いを廃止しないということの一番大きな要因でありましたので、ただ、そういうことであるならば、私はこの部分に目を向けるのではなくて、ほかの世代に対してもうちょっと目を向けるべきなのかなというふうに思っております。

資料の1をごらんください。これは、嵐山町の世代別の医療費の推移でございますけれども、2011年、2012年、2013年、その未就学児、それから7歳から15歳ということで、2011年度は0.9%と1.4%、合計しても2.3%です。それに対して、65歳以上の高齢者の方々81.1%。2012年度も2013年度もいずれにしても2.1%、それから1.7%、それに対して80.9%、82%、大変大きな割合がこういった世代で消費をされているわけです。ですから、私は、こういった方々にしっかりと働きをかけていくことによって、医療費というのは削減することが大きく効果を上げることができるというふうに考えております。

現に、今年計画を出していただいておりますけれども、嵐山町の健康増進、食育推進計画等を、こういうものを実施していけば、本当に大きな効果が出ていくのかなというふうに思いますので、その辺は町長いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

今、議員さんおっしゃるような状況で推移をしてきているわけです。それで、こども医療費につきましては、国でも大きな子供対策、子供に対する政策というものが大きくカーブをしてきております。そして、今、地域創生ということで、人口減少の時代に対応する政策づくりということで、国も、そして地方も頑張るといようなことに方向が今、切られてきている。

しかし、何をにおいても一番問題なのは、社会福祉、これに対する費用がかかり過ぎるということが大きなネックになっているわけです。ですから、出すべきところには出さないといけないと思いますが、出してあるところでもちょっと削れるところはないだろうかというのが、国が腐心をしている政策転換、政策を実行していく上の大きな課題といいますか、研究課題になっているのだと思うのです。そこのところが政府でも与党でも意見が合わない部分が一番なっているかなというふうに思います。

しかし、基本的には、使える部分とそれを支払う部分、それがどこまで支払う部分ができるかというようなことが、最終的には判断の基準になってくるかなというふうな感じがしております。

そういう中で、子供の貧困というのが年々言われてまいります。そして、数値等もいろんな新聞紙上でも出てまいります。それで、それらの数値の調べ方というのですか、同じ厚労省の数字であっても数字が違ったりというようなことがあるのですけれども、それは、ひとり親家庭というくくりでやった場合には幾らになりますよ、それで、ひとり親家庭なのだけでも、女性の場合でもひとり親家庭でパート・アルバイトに勤めている方と、正規の就職といいますか、雇用関係が結ばれておられる方とでは、その所得に差が大分ある。それと、ひとり親家庭でも、男性と女性とでやっぱり違ってきている。そして、それもパート・アルバイトと正規雇用とでも差があるというような状況で報じられておりますけれども、いずれにしても格差というのが残念ながら出てきているというような状況にあるわけです。そういう中であって、足腰の弱い市町村がどこまで何ができるかというようなことで、みんな全国の自治体で苦慮しながら対策を練っているとこだと思うのです。

そういう中でちょっと前から話しておりますけれども、こども医療費の無料化とい

うのはどういう状況なのかというので、面倒くさいのですけれども、全国の資料をちょっと見てみました。そうしましたら、青森が40の市町村があるのです。40分の16、岩手が33分の14、大阪が44分の26、島根が19分の8、山口が18分の12、福岡が66分の31、長崎に至っては21分の21、宮崎が26分の13、鹿児島が43分の20。この数字というのは、就学前の児童まで無料だという今の数値なのです。こういう状況なのです。

ですから、市町村の中で、これ今話したのは、まだほかにも就学前というのはあるのですけれども、これはほぼ半分から半分以上が就学前、小学校に上がる前まできり出していないということなのです。そういった全国の医療費の状況があるわけです。しかし、そのほかのところにあつては、小学校の途中のところまで、あるいは小学校の卒業まで、あるいは中学生まで、あるいは高校生までというような形になっておりますけれども、これだけ医療費の差というのが出てきてしまっている。そして、こういうものというのがどういうところにどう影響しているのかというのを、私どももしっかり見ていかないといけないと思うのですけれども。

そういう中で、先ほど一番最初に申し上げましたけれども、社会福祉にかかり過ぎている。しょうがないことなのですけれども、かかってきている。しかし、そういうものを少しでも節約、節減をしていかないことには、ほかのところに予算配分ができないというのは、もう国の予算を見たり町の予算を見ればはっきりしていることなのです。ですので、どうやってどこをどう削れるか、我慢ができるかというのは、今の日本の全体の状況だと思うのです。

そういう中であつて、我々にできるものというのは、医療費の節約ということが、自分の健康を考えながらどこまでできるかというのは個々の考え方によりますけれども、そういう中であつて節約をしていただきたいということ。

それと、医療費、コンビニ診療と議員さんおっしゃいましたけれども、やっぱりそういったコンビニ診療、便利だからひよいとかかかってしまうというようなことでふえていますよとも言われていますので、そういったこと。

それと、健康というものをもう一回自分でしっかり見直してもらう、親が子供の健康も考えてもらう、そういうきっかけづくりということで窓口払いということをずっと続けてまいりました。

それで、ただやっただけではなくて、協力をしていただいているわけですから、そのご父兄、家族に対して、その分のことはお返しをしてくるということで、今言っ

いる2,000万円とか何千万円とかという数字を試算の中から出てきて、それでそういうものを還元をしてきたという経過なのです。

そういう中であって、今大きく変わっていくという中で、嵐山町にもどこまでできるかという子供対策の一つとして、貧困の問題もありますし、窓口払いはこのところでやめていこうと、そしてそのかわり今までやっている事業については、できるだけ金額等も見直しながらかつていこうという方向に大きく転換をいたします。それは、そういうような状況があるからということでございます。

そして、そのほかにも子供対策については、いろんな面でいろんな分野で考えて施策を展開をしていこうということになっておりますけれども、こども医療費についてはそういうようなことで、今回見直しをして、こども医療費は事務手続がいろいろありますので、それらの進行状況が終わり次第といたしますか、準備ができ次第、そちらのほうのことを窓口払いはなしという形でやっていきたいというふうに思っております。

なお、重ねて申しますが、子供対策については今までやってきた部分について、できるだけ金額等も見直す中で、子供のことを考えた政策を続けて展開をしていきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今、医療費の削減、もちろん削るところは削らなければいけない、これはもう大前提であります。それは私も全く同感でありますけれども、このところで私が述べたのは、削減をするのであれば子供たちの医療費ではなくて、もっとほかの世代の医療費のほうに目を向けることによって、もっと大きな削減効果が見込めるのではないのかなというふうなことであります。

それから、あとはいわゆるコンビニ受診のことにしても、例えば高齢者の方が薬局に行って薬を買う、そうするとすぐ何千円にもなってしまう、しかし、病院に行けば何百円でこんなに薬が来るのだよと、こんな話は決して珍しいことではありません。ですから、私は、そういうことを含めてやっていけば、十分にカバーできるのかなというふうなことであります。

それでは、(2)のほうに移らせていただきます。予防接種への助成についてでありますけれども、これは既に施政方針において継続をしていただけるというような大変ありがたいメッセージをいただいております。ただ、規律ある財政運営を目指す

いう点においては、これも少し自己負担のことも見直していくのもいいのかなという点も持っております。

そこで、もう一度確認したいと思うのですけれども、この自己負担は大体幾らぐらいで受診できるのでしょうか。予防接種を受けることができるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

おたふく風邪、水痘、中学3年のインフルエンザ、B型肝炎等は、自己負担300円としております。また、ロタウイルスのほうは330円から500円ということで設定をしております。

以上です。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) これは、1万5,000円ぐらいかかるものが500円、1万円前後のものが300円程度で、これは本当にありがたいことであります。

ただ、注意しなければいけないのは、手厚過ぎる支援というのは往々にしてこの予防接種に対するリスク、これに対する注意というものが散漫になる可能性もございます。

例えば、2013年に子宮頸がん予防接種が実施をされました。あれは、国を挙げて積極的に勧奨を行った予防接種でありますけれども、それを受けたお子さんが全国から大変多くの副反応の事例が報告をされまして、そして急遽、国としてもその積極的勧奨をストップせざるを得ない、そういうような状況になったわけであります。

嵐山町においても、予防接種を受けた方がいますけれども、そういったお子さんの中にはそういった重篤な副反応が出た方はいませんでしたけれども、やはり私も画像も見させていただきましてけれども、その重篤な症状というのは大変なものです。

もう家族にとっても本当につらい思いをしたのかなというふうに思いますので、私は、この予防接種を受けるということは、同時にそういったリスクも伴うのだということをしつかりと啓蒙活動していく上においても、その辺の見直しをしてもいいのかなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

予防接種についてのこのメリット、リスクということですが、今までも渋谷議員さんからも質問いただいて答弁させていただいてまいりました。国で実施をするというのは、国の最高レベルの専門知識を持った権威と言われるような人たちが判断をして、その予防接種をやっていこうということのわけです。そういう中で、世界的にもメリットが大変見込まれるというものを見込んで、それでそういう病気に対して予防接種で防いでいこうということでやってきているわけです。その中の一つに、子宮頸がんも入っているわけです。

ですから、そういうものがリスクのほうが大きいというような判断になれば、それは国のほうで判断をしてやっていくことであって、嵐山町には何の研究機関もありませんから、ただ情報がそう来るだけであって、そこの中でどう対応するという、嵐山町で判断をして決めるということとはできないで、国の方針、そして県の指導というような状況、それと医師会の先生方と相談をしながら実施をしていくということで、今までやってきております。これからもその方向でやっていきます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） これは、財政運営という点から考えますと、先ほどちょっと町長も触れましたけれども、学齢期の補助に関して少し調整をしながら、こちらのほうは今までどおりということですので、それは本当にそういう形でできれば一番いいと思いますし、ただやはりリスクに対する注意喚起というものは、町としてもある程度できる限り継続して行っていただきたいと思います。

それでは、今度は、町全体のイメージという観点から考えてみたいと思いますけれども、資料の2を見ていただきたいと思います。

これは、こども医療費協定医療機関、窓口払い不要ということで、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、私も時々医療機関を訪れたときに、必ずこれをこう目にするわけでありまして。ないのはわかっているのですが、思わず目で追ってしまう。そしてまた、若いお母さん方もそうですし、年配の方からでも、「佐久間さん、何で東秩父村とかみんなやっているのに、嵐山だけできないんですか」って、「できないんじゃないんですか」ということはよく言われるのです。ですから、これは自然な疑問だとやっぱり思いますし、先ほど町長のほうが

東北の県だとか、何かそのいろんな県の実情もお話をいただきました。それもよくわかります。ただ、嵐山町は比企郡の中にあるわけです。ですから、ここまで来ると、やっぱりこれを毎回毎回病気のお子さんを連れて行った若い世代が見たときにどうなのかなというふうに思っているわけです。

そして、代替事業としていろいろな事業を展開をしていただいております。しかし、それに対する感謝以上に、私は、嵐山町は子育てに対して少し後ろ向きなのではないのかなというような、マイナスの心的イメージがどんどん多くなっていつてしまっているのではないかなというようなことを危惧いたしております。

大項目の1番で講座のことをお話しさせていただきました。あれは、町民の方々がお金を払って時間を割いても来るわけです。つまり、町民の方々が求めているもの、必要としているもの、そこのところの事業展開がなされれば、私は、そういった形ができてくるはずですよ。そういった観点から考えますと、この窓口払いを廃止しなかったということは、少しそういった子育て世代の方々のニーズ、必要としているものと少し乖離していたのかなという印象は持っていますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

私もこれを見ているのです。高血圧の薬をもらいに行くところがこう張ってありますして、それで、ここのところの近くのところに嵐山町でこういうことをやっていますというのを医師会の先生のほうからお話をいただいて、嵐山町も張ってくださいということで今ものを張らせていただいているわけです。これ、医師会の先生のほうから話し合いの席で出た話で、「町はちょっと説明不足だよ。やったほうがいいよ。これはいい政策だから、私たちも協力するからぜひこれをやってください。それにはこう張ってください」という話をいただいて、それで嵐山町ではこういう代替事業をやっていますよということでやってまいりました。そういうことが心理的にほかの方から見るとマイナスになるのではないかなというふうに思われているよというご意見でございました。そういう見方もあるかもしれません。

しかし、私は今までお話をさせてきていただいたように、今一番の問題というのは何なのだろうということなのです。国全体の中で、あるいはまた嵐山町全体の中で、

それは我々が負担をすべきもの、そしてそれを受けるべきものというもののバランスというのがどういうことなのだろうということです。それで、医療費の窓口払いといって、かかったときにお支払いをしないで済むというのは、本当にこれはそれなりに意義のある効果的なことだと思うのです。

しかし、今いろんな状況の話を書くときに、教育にかかる費用というのがすごく高い。「教育に費用がかかるんで、なかなか子供が大勢欲しいんだけど」という親御さんの声も時々聞くわけです。そういう中で、こういう小さな町の中でもどうか何かできないものだろうかというので考えたのがこういうことなのです。

それで、そのために頑張って努力をしていただいた、いわば自分たちが稼ぎ出したお金ですから、それをそのままお返しをして子供の学年費ですとか、あるいは保育園の園費、先ほど話が出ました予防注射接種事業、こういうものを周りにも増して先行的に行っているような状況でして、子供を育てるための教育費というか、子供・子育てをするためにかかる費用を医療費のかわりに町が払っているという、それには皆さんが協力をしていただいて稼ぎ出した分でそれをやっているという、しかも、医療についてはしっかり自分で考えて、健康というのは自分で守らなければいけないのだというのを親御さんも子供に対しても話をしていただく。そして、学校でもそういうような話をして窓口払いの話もしていただく。医療の場所に行っても、嵐山だけそうなんだというような話をお医者さんがするというような中で、医療というものをしっかり考えていただくきっかけづくりと、そして、それを考えていただいた成果というようなものも出てくるのではないかという希望的観測を持っているわけですがけれども、どこまでどうだということは薬の効薬ではないですけども、言えないのですけれども、そんなような面も見られるのではないかというような状況も散見されるような状況にはなってきているというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 代替事業の充実という点においては、本当、確かにありがたい。ただ、少しうがった見方をすると、ここまでやったのだけれども、まだ廃止にしてほしいという声がとまらない。それではもっと、そういうような状況の中で膨らんでしまったことはないかどうか、ちょっと心配な点があります。

今年の1月広報の中で、町長のほうは、この窓口払いの廃止について触れられております。その中の文言の中に、一定程度の成果があったというような表現があります

けれども、これはどういった意味合いなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これは、まさに今お話ししたような状況で、医療に対する考え方というのがかなり意識をいただいている。ですから、予防注射についてもご理解をいただいでご協力をいただく人もふえてきている。ご高齢の方の肺炎球菌の受ける割合もふえてきているというような状況、いろんな面で健康についての意識づくりというものが子ども医療費について、子供だけでなく、子供の父兄だけでなく、町民全体にそういうものが進んできているのかなというような感じがしております。

ですので、それがどこまでどう波及して、ここのところがこうなっているのですよというのはなかなか言えないのですけれども、これからお話が出てくるでありましょう介護保険の保険料、これについて近隣より大変安い価格で設定ができるような状況にあるわけです。というのは、高齢者の病気、病気になって、医療になって、介護になってというような状況に進んでいくわけですが、その部分というのがないということ、その前段もよくなっている。

それと、あるいは町の中でいろいろ文化・スポーツでもやっていますけれども、いろんな形の高齢者のスポーツ事業に対しても、社協でもやっていますけれども、そういうものに対して参加をいただく人がふえているというようなことで、健康づくりというものが徹底をされてきてあるのかな、そういうものが結果として介護のところ結びつかない、途中のところ踏みとどまっているというのですか、そういう状況が今回の介護保険なんかの保険料のところにも影響が出てきているのか。ですから、これはわかりません。これがこうだからこうだということはわかりませんが、介護をいろんな形でお世話になって、いろんなメニューを使えば使うほどお金がかかるということになっているわけですから、かかる部分を抑えられるということは、それだけかからないでいられる方が多い。それと、重度のところに行かないで済む方も出てきているのかなというような状況が、今おっしゃる成果として見られる部分かなと。ですから、はっきりしたものはわかりませんが、私はそういうふうに認識をしております。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 私は、ちょっと誤解をしていたかなと思うのですが、

ちょうど窓口払い廃止の文言の中で「一定の成果があった」ということが書かれてあったので、窓口払いをしなかったことによる何か成果があったのかなというふうに私は認識していたものですから、ここのところで聞かせていただいたのですけれども、今、町長のほうの説明によると、医療全体、健康に対する意識づくり、そういったことで成果があったというような意味合いだということではよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 もう一度お願いします。

○3番(佐久間孝光議員) 私は、広報の中で町長がお書きになった文言の中で、ある一定の成果があったというようなことが窓口払い廃止に関する文書の中で出てきたものですから、私はぱっと読んだときに、窓口払いを廃止しなかったことによる何か成果があったということかなというふうにちょっと思っていたのですけれども、今の町長の説明聞くとちょっと違ってましたので。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとはつきり伝わらなかったと思うのですが、おっしゃるように、しなかったから成果が出たということなのです。ですから、窓口払いをやらずずっと続けてきたから、やめなかったから効果が出てきたというふうに、私は思っているのです。というのは、いろんな形で医療についての考え方というのを考えざるを得ない機会がいろんな形で出てきた。

それと、おっしゃるように、周りのところは全部窓口払いなしでやっているのだよと、嵐山だけ何でというようなときにも、何かのことでは医療の話が出てくる。いろんなところにそういう医療の話が出てくる機会が多かったと思うのです。

それは、だから逆を返せば、ご迷惑をかけている部分になるのかもしれないのですけれども、逆にそういうことが成果として、徹底をして、歩く人もふえたりとか、いろんな形のところに出てきて、健康づくりというのが子供からお年寄りまで浸透をしてきているのかな、これは、これをやったためにというふうに、私は思ってます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今のお話だと、そうすると、成果があったので今までの方針を変えて廃止にするということが、ちょっと私は理解しづらいのですけれども、も

うちちょっとその辺のところだけお願いをしたいと思います。

例えば、成果があったのであれば今までどおり続けていきますよと、それでほかの代替事業をもっと充実してということであるならばあれなのですけれども、成果があったにもかかわらず、それは今度は窓口払いを廃止をしていくということの整合性というのはどういうふうになるのかなというふうに、ちょっとお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そこなのですね。ですから前々から話が出ているように、「窓口払いは廃止をしてください」という議員さんの多くの意見があるわけです。それで、町民の人たちの中にも、ご父兄の中にもそういう方が部分的にはある。あるいは、大部分の方は賛成をさせていただいているわけだけでも、そういう方もいるというような状況の中で、埼玉県全体のなかで見ると、この比企郡だけでなく、窓口払いをやっているのは、羽生の川田市長と私のところだけなのです。それで、やっぱりそれなりの考え方を持っていないと、周りがやっているのだからこっちもやればいいのかと、それでどこのところの何も、誰のところの何も痛まないのです。ただやられてしまうわけです。

だけれども、そうではなくて、何でやらないのかということなのです。それをやらないのは、やるよりやらないほうが大変な考え方を持って、ご理解をいただく努力をしなければいけないし、また職員の皆さんもいろんな苦しい立場に立たされたりというような状況がある中で、何でそれをやるか。それにはやはり、先ほど一番最初言っているように、お支払いする部分と使える部分と、ここがどうバランスをとるのか、できるだけ有功利に使うことを考えるのが我々の責任だろうということで、こういう形をとっていただいた。それは、ですから、格差の問題もいろんな問題が出てきた。それで片方には、今までやっていただいて、医療についての考え方も一定程度浸透してきたのではないかなというような効果が出ているというふうなことも、相反すると言いますが、そういうことと、それは成果が出てきているのだよ、だからこここのところで意図を話しても続けてもらえるのではないだろうかというようなこと、それと周りの状況、国の状況等も勘案をして、それと今度の総合政策の中の全体像を見る中で、どの方向に進むべきかというようなこともある中で、大局的な判断をさせていただいたということでございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、その中でまた段階的に廃止をしていくというようになことですけれども、これ具体的に、どのように段階的ということなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 段階的というのとは、事務手続のいろんなことがあるわけなのです。

それはちょっと課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今、町長が申しました事務的などということでご説明させていただきたいと思いますが、私どものほうで今考えているこれからの手続というか、やらなくてはならないというのは、まだ細かく精査したわけではないのですけれども、まず私どものほうの住民登録とか、そういったものの機械の現物支給に伴うシステムの変更の打ち合わせから始まりまして、条例も必要になるだろう。また、医療機関向け等のそういった皆様にお集まりをいただいた説明会を開き、承諾書をいただくとかですね。それから医師会、歯科医師会両方と調剤師会等の協定の締結も必要だろう。また、町民の皆さんに周知のための広報等の徹底も必要だろうと。それから、支払基金、国保連合会等の町の契約、それで最後になるかと思うのですけれども、対象者に新しい医療費の受給資格証明書をお送りしなくてはならないだろうと。このような考え方で今始まったところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今、こども課のほうは、新しい子ども・子育て3法も実施に移すということで、本当に大変忙しいときというのは私も十二分に認識をいたしております。

ただ、これは本当に、若い世代の方たちが強く望んでいることだと思いますので、その辺のところは、ぜひ一日も早く実現できるように、そして今私がちょっと心配しているような、嵐山町は少し後ろ向きなのではないかなというそういうマイナスのイメージが一日も早く払拭できるように実現をしていただきたいと思います。

それでは、大項目3番のほうに移らせていただきたいと思います。精神障害者に対する支援についてです。精神疾患を有している方々の苦しみはもちろんのこと、その家族の心労や経済的負担は、大変大きなものでございます。また、このような疾患に対する社会全体の理解等もまだまだ高くないのが現状であります。さらに、疾患の性質上、家族も余り公にしたくない、相談をどこに、誰にすればいいのかわからない等、相談自体に二の足を踏んでいるケースも少なくありません。

そこで、精神障害者やその家族が公共施設を障害者対策等に関する活動を行うために利用する際の利用料減免措置は、現時点で置いてあるのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目3につきましてお答えをいたします。

使用料減免措置につきましては、交流センター設置及び管理条例の条文の中に、町長が特別な事情があると認めたときに使用料を減免することができるとあります。精神障害者やそのご家族が公共施設を利用する際も、他の団体と同様に団体登録をしていただき、利用していただければと思います。

また、使用料の減免については、団体登録後に減免基準に該当するか判断をさせていただきます。

相談につきましては、障害者が利用できる各種サービスにつきましては社会福祉担当、精神保健全般につきましては、東松山保健所または健康管理担当にご相談いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 私、昨年10月27日、滑川の健康センターで開催されましたよつ葉の会、このよつ葉の会というのは、ご家族のお子さんの中に統合失調症を患っているご家族の集まりですけれども、その中には、保健所のほうからの職員の方、それから嵐山、滑川、吉見、それから東松山のご家族の方が集まっておられました。

その中に、初めてその会に参加されたご家族がいるのですけれども、最初は、本当に恐る恐る言葉を選びながら話を始めたわけです。「こういう症状で、こうで」と言っていて、そうしたらその先輩たちが周りで聞いていて、「ああ、それはまさに私の子供

と全く同じ症状ですよ」と、「それだったらこうしてこうなりますよ」、「これ薬、よくなったからといって絶対にストップしてはいけませんよ、そうするとまた同じような症状が出ますから」というような、本当に的確な、もう即座にいろいろなアドバイスが出てくるわけです。

そして、何よりもそのときに私が感じたのは、その家族の方々の不安、孤立感、これがだんだん雪解けしていった、「こんな苦しみをしてんのは私たちだけじゃないんだな」と、「みんなもこういうに頑張ってるんだな」と。もうこういうことの中で一番大変なのは、孤立していってしまうと。そういう中でこういう家族会というのは共感をしていただくことができる。第三者にお話ししても、これなかなか理解できないと思います。ですから、そういった意味においては、こういった家族間の情報交換の場というのは、大変大切なものというふうに思っております。

そのときに私がある方から聞かれたのは、「佐久間さん、何で嵐山は、私たちみたいな目的で使おうとするとお金を取るんですか。全ての人の名前を書いてくださいって言われるんですか」ということを言われたのです。

ただ、私も後で担当課の人に聞いてみますと、担当課はきちんと今のルールに従って、適切にお答えすべきことはお答えして、お願いすることはお願いするというものであります。ですから、言葉のやりとりの中で多分感情的な行き違いがあったのかなというふうには思いますけれども、先ほど利用料の減免規定、具体的にはどのような減免規定があるのか、もう一度お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたのは、町長が特に、特別な事情がある場合、認めたときに減免をさせていただくということでございます。

またほかに、施設に関しまして減免事項としましては、国及び地方公共団体が使用するとき、また町内の中学生以下の生徒等が使用するとき、また町の設置する各種委員会及び団体が使用するとき等がございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） そうしますと、例えばこういった精神障害者の方々が利用

するときにはこうですよというそういう明確なルールはないという認識でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 特にここにはごいません。

以上です。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それとあとは、団体登録をするときに、嵐山町の住民の方の割合というようなことで減免の関係が動くということはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

この条例の中には、町民、在住・在勤及び在学の者を含むですけれども、町民以外の者が過半数を占める団体等の利用料は、一応2倍になるということになっておりまして、あくまでもこちらのほうの使用料の条文では、そのような形になっております。

以上です。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 私、こういった精神疾患を伴う方々が利用する、そういったことは、今後ふえてくるのが予想されますので、例えばそういう規程が既に定まっていれば、窓口としてもすぐ対応ができるわけです。それで、その方たちが使いたいと言っても、町長の認めるところということであれば、そこからまた何カ月もずれてしまうわけです。

ですから、私はそういう面においては、そういったことをしっかりと明記をしていくということが必要なというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 施設の使用基準というのは、今言ったとおりなのです。ですから、これからそういう形でしっかりやっていきたいと思えます。

その中で、今こういう人が使う場合にはという話がありました。こういう人とか、ああいう人とかというのはないのがこの基準のあれなのです。ですので、いろんな皆

様方にお使いをいただいているわけですが、1つには、私も毎回ご案内いただいて参加をさせていただいているものに身体障害者福祉会というのがあります。それで、障害者の皆様方で手帳を持っていらっしゃる方のほんの何%になるのでしょうか、それぐらい入りいただけないのです。その人たちが利用するものについては、特別な形の利用の仕方をしていただいているということです。ですから、何でこの会のところに入ってもらえないのかというのがあります。

私は身体障害者ですという手帳を持っていますというのを人に知られることというのは、余り好まないという方がかなりいらっしゃるわけです。ですから、この障害者身体福祉会の組織が大きくなる。ですから、集まる方が新年会にしてもカラオケ大会といますか、そういうような慰労の会にしても、人数が少ないという状況なのです。

ですので、議員さんおっしゃるようなこういう会のところに、どういう形でこの会をつくっていくのか、あるいはそういうところにどういう人たちがリーダーシップをとっていただけるのか。ですから、仲間といますか、そういうふうな同病相哀れむ人たちという意識を持った人たちであれば、いろんな形でどうだろうと言えるかもしれないですが、そうでなくて、行政のほうでどうするかこうするかというようなことは到底できませんし、そういうものでもないと思いますので、身障者福祉会と同じような形の組織ができたり、あるいはこういった形の組織ができていないまでも、こういう形の会をこういうふうにやりたいというような届け出をした段階で判断をさせていただいて、ご利用しやすいような状況でこれからも利用していただければありがたいかなというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ちょっと議論が少し進み過ぎてしまっていましたのであれですが、例えば、町長も触れましたけれども、こういった症状を持たれている方は余り公にしたいくないケースもたくさんあります。対象となる絶対数が非常に少ないわけですので、先ほど課長のほうからの説明もあったように、団体登録をするにしても、これ過半数が嵐山の住民でないとそういった減免措置に当たらないというようなことになってしまうと、これは本当に対象者が一般化されているのであればいいですが、絶対数が少ない上に、またそれを公にする人はもっと少なくなる。そうすると、先ほどのよつ葉の会ではありませんけれども、嵐山から1組、それから

小川から1組、東松山1組、そういうような形で行われることも多いわけです。

ですから、そういったことを勘案するとき、そういったことで減免措置が受けられないということは避けたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変技術的に難しい面といたしますか、心的にご配慮をいただく、あるいはしなければいけない状況があるかと思うので、その点につきましては検討を重ねて、使いやすいような形で、気を使って使うのではなくて、使いやすいような状況が生み出せるような行政の配慮をしていければなというふうに、研究をさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 仮に、そういったことが明確化されれば、家族にとっても、町は私たちのことをしっかりと見てくれているのだな、そういった安心感や信頼感にもつながると思いますし、また、対応する窓口の職員も、この規定に入りますからこうでございますよとはっきりと的確に対応することができる。

また、それに関しては町のほうの大きな負担を予算を組んでやるということもないと思いますので、ぜひこういったことはご検討をいただきたいと思います。

それで、今後こういったことを考えていくときに、これはもう精神障害者の問題だけではなくて、これから認知症の問題、介護の問題、こういった方々の共通していることは、この家族がだんだん孤立していってしまうとことなのです。そうすると、もうどんどん、どんどんその方たちの希望が失われていくということになりますので、ぜひそういった家族の方々が自由に情報交換できる場を充実させていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 ご苦労様でした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間を11時20分とさせていただきます。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時19分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の介護保険の制度改革についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長から指名をされました長島邦夫でございます。

これから一般質問をさせていただきますが、今回の一般質問は、大項目で3つでございます。順次質問をいたしますので、明快なる答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは質問をいたします。初めに、介護保険の制度改革についてであります。介護保険の低い要支援の1、2の高齢者サービスの一部が、従来の介護保険の給付から切り離して段階的に市町村に移行すると、そういうふうな発表が昨年なされました。本年の4月1日からスタートするというので、猶予は3年間あると言われております。その体制が整わないまま、昨年からずっと準備をしてきて、ここで4月からびっちり始まればいいのでしょうかけれども、猶予というのが3年ございますから、その間に進めれば、最終的には進めるというふうなことができればいいわけでございますけれども、そういうふうな間に、いざ、はいスタートということになったときに、サービスの低下だとか地域間格差が生じると言われております。

そのようなことがないように、きょう質問をさせていただくわけでございますが、まず小項目（1）としまして、嵐山町はこの4月からスタートするのかとか、（2）としまして、制度改革に際して、総合事業となる予防通所介護、予防訪問の介護のサービスを従来の介護事業者を主で進めるのか。また、自治体ごとに独自の基準やサービス料、いわゆる料金等を定めることが可能になります。地域に合ったサービスも提供できるというふうに聞いておりますが、介護保険、介護ボランティア、NPO法人を含めて、基本の方針をお伺いをしたいというふうに思います。

3つ目としまして、介護保険の対象外であった、いわゆる従来も今行っておりますが、見守り、買い物支援等住民同士でできる範囲の支え合いの仕組みをさらに進めていく必要があるというふうに思いますが、考えをお伺いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

今回の法改正により、要支援者の多様な生活ニーズについて予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限に生かしつつ、住民等の多様な主体による多様なサービスを総合的に提供する仕組みに見直されました。しかし、多様なサービスの充実には一定の時間がかかること、また円滑な移行のための準備期間が必要なことを踏まえ、その実施を平成29年４月まで猶予できるものとされております。

町におきましては、最終期限前の移行を図るべく、平成27年度より生活支援体制整備事業に取り組み、地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化を図ることで体制を整備し、平成28年４月に介護予防・日常生活支援総合事業への移行を予定しております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。介護予防・生活支援サービスにつきましては、現行の訪問介護・通所介護相当のサービスと多様な主体によるサービスとがあります。また、多様な主体によるサービスには、１つ目に、緩和した基準によるサービス、２つ目に、住民主体による支援、３つ目に、短期集中予防サービスがあり、現行の訪問介護・通所介護相当のサービスにつきましては、従来の介護事業者をみなし指定することにより実施する予定でございます。

また、緩和した基準によるサービス及び住民主体による支援につきましては、平成27年度に実施する生活支援体制整備事業にて、ニーズや地域資源の把握や開発に取り組み、実施方法を検討してまいります。なお、短期集中型サービスにつきましては、町が直接実施するよう検討してまいります。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、掃除や買い物などの生活行為の一部は難しいものの、排泄、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している方が多い要支援者に対し、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援を提供することで、自立意欲の向上につなげ

ていくことが期待できます。

このことから、町社会福祉協議会が実施している嵐山お助けサービスについて、現在は介護保険など公的制度の対象とならない高齢者の支援や、介護保険の適用とならないサービスを補う仕組みとなっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、多様な生活支援・介護予防サービスに位置づけ、事業の運営を支援していきたいと考えております。

また、支え愛運動、支え合いマップ作成事業などの地域における支え合い活動を通して、支援を必要とする人を地域で支え合う活動につなげ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちの実現に向け、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

町長の施政方針の中にも、28年度からスタートするということが書かれていましたので、ああ、そうなのだ、1年おくれるけれども、その間に準備をして来年の4月からスタートするということで了解をいたしました。

2番から再質問させていただきますが、よろしくお願いたします。

制度改正云々というより、この第6期の介護保険計画にも書かれておりますが、今までの施設の方々に頼る部分というのは非常に多いというふうに思います。移行した場合のことですけれども、その準備期間というものがあるものですから、その準備期間についてご提言を申し上げるところでございますけれども、今までのサービス事業者だけではなく、いろんな方々が携わってくれるというふうに聞いております。

この6期のあの中にも書かれておりますが、この1番最後のほうでしたね。高齢者の生きがいづくりと健康づくりの事業というところの中に、地域住民グループの支援事業として、在宅の高齢者や障害者の閉じこもりを防止し、地域の連携の輪を育てる地域支援者、ボランティア団体等が中心となって地域の集会所等で行う交流を支援しますというふうなことが書かれておりますが、いわゆる地域のボランティアについてちょっとお聞きしたいのですが、老人会等の組織というのなかなか今厳しいというふうに聞いております。それであっても、大きな組織で組織を運営しようとすると、なかなか難しいかというふうには思うのですけれども、もうちょっといわゆるこの在りなにかで言いますと、隣組単位ぐらいの、それから2つの隣組を合わせたぐらいの、

やっぱり10人から20人ぐらいのおうちの単位の中で、支えられる方と支援をする方と2つに分かれるかと思うのですが、やっぱり年代に応じて徐々に、支援するほうだったけれども、支援されるほうになったと、そういう段階というのは踏んでいくというふうに思うのです。

そういう中において、こういうボランティアの組織みたいなものがここにも必要だというふうに書かれているものですから、より具体的に今お話し申し上げたのですが、そういうことがこの生きがい課の中では考えていらっしゃるかどうか、来年制定に向けてについて、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、現状を若干申し上げたいと思うのですが、今議員さんがお話をいただいた、隣組単位あるいは複数の隣組単位での支え合い、そういった部分に関しましては、ご案内のとおり、現状支え合いマップという、これは要援護者を把握する事業でございます。こういった事業を通して、近隣、隣組単位、こういった中で、例えば支えが必要な方、どこにどういった方がいるのかということ把握するという事業を行っています。この事業の中で、把握するだけではなく、災害時あるいは日常の見守り、声かけ、こういった活動に生かしていただくということで、平成24年から取り組んでいただいています。こういった活動を継続していくことによりまして、そういった地域の意識の高まりというのでしょうか、そういったものが図られるのではないかというふうに思っております。これが現状のお話です。

次に、今後の展開ということで申し上げたいと思いますが、今回の法改正に基づきまして、今、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、多様な主体による多様なサービスというような言い方をしています。この多様なところには、当然既存の事業者もございます。あるいは福祉に関係するNPOがあったり、住民があったり、こういったいろんな主体がいろんなサービスをつくっていきましょと、そういった資源の開発を今後していくということになっています。その資源の開発をするのが生活支援体制整備事業、こういった事業の中で行っていくということで考えています。

ただ、なかなか今議員さんがお話をいただいた隣組単位だとか、複数の隣組の単位での、例えば高齢者が集う居場所というのは、現実的にはちょっと難しいのかなとい

うふうに、私はちょっと今思っています。少なくとも、やはり字単位というのでしょうか、行政区単位、集会所を用いてというお話も先ほど議員さんお話をされました。そういった集会所を例えば起点として、そういった高齢者の居場所をつくっていく、そういった取り組みができればというふうには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 質問させていただきますが、地域で見守るという高まりというのはさらに必要だというふうに思うのです。今もこの6期の中にもいろいろ支援の体制は書かれておりますが、いろいろな講座もあるし、体制もあるし、すばらしいなというふうに思うのですが、それはどっちかという自分で出向いて行って支援していただくような、相手からも来ていただきますけれども、やはりこの地域で自発的に見守りをするのだとか、支援をしていくのだという単位のものではないというふうに思うのです。それも必要です。もちろんこのNPOですとか社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターだとかそのようなものが書かれておりますが、やはりもうちょっと何というのですか、組織を小さくした、自分の身の回りにいる人たちで助け合っていくというほうが効果的だというふうに思うのです。

ですから、それは十分わかっているのですが、そのようにしていただけたほうが、助けられるほうも助けるほうも近所であれば、近所のおつき合いがだんだん少なくなっている時代ですから、なおさら地域の見守りということであっても、また支援ということであっても、私は進めるべきだというふうに思っていますので、まだ1年間の猶予があるということでございますから、一つの考えの中に入れてみていただけたらと思うのですが、よろしく願いしたいというふうに思います。

次の再質問をさせていただきますが、25年度実績の中に、答弁で今まで聞いておりますが、介護ボランティアについて少しお聞きをしたいのですが、実績、前の25年の決算のときの私が聞いた限りにおいてであると、介護ボランティアさんの数は22名ということで、活動の時間帯は1時間から2時間ぐらいでお願いをしていると、些少のものも差し上げるとともに、ボール遊び、そんなにいわゆる付き添うというか一緒に遊ぶというボールボランティアさんだというふうに聞いておりますが、さらにふやしていく必要があるというふうに思うのです。

それで、アンケートが、あるところととったところの中に、この埼玉県でも

この近辺は鳩山町だけであって、ほかにはボランティアさんのあれをやっているというふうには書かれていません。それで、いわゆる65歳以上の方が一緒に助け合うという、そういう支援ボランティアさんの層だというふうには書かれています。

今言ったように、やられていることは、一緒に散歩に行ってみたり、またはレクリエーションで一緒に遊ぶだとか、要支援のタイプのことですから、そのようなことが主になるのだというふうに思いますけれども、そういう簡単なボランティアさんをさらにふやしていくというふうなお考えは今のところはお持ちではないのでしょうか。私とすると、まだまだいろんな方に手伝っていただいたほうがいいように感じるのですが、またいろんな組織も立ち上げた中でやるということですから、ボランティアだけのほうに力を注ぐとなかなか難しいかもしれませんが、お考えをお伺いできればというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

今回のこの総合事業の大きなポイントといたしまして、住民主体のサービスをいかにつくっていくか、これは大変重要なところだというふうに認識をしています。当然、この住民主体のサービスというものは、ボランティアさんが中心となって運営をしていくということになります。まさしく今議員さんがお話をいただいたように、より多くの方がそういったボランティアさんとして活動していただく、最初の答弁の中でも申し上げました、支えられる側だけではなく支える側としても、そういった両方の側面を持った活動が展開できれば望ましいのかなというふうには思っております。

今お話をいただいたボールボランティアさんにつきましては、たしか平成25年に新たに講習会、その前にもいたのですけれども、新規講習会を行いまして、増員を図ったところでございます。今後、こういったボールボランティアさんを中心として、より大きな輪となって広がっていくようなことができればと、そういった方向性を持って生活支援体制整備事業、こういった事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ちょっと聞き損ねたかもしれませんが、現状の皆様よ

り手伝っていただける方がいたら、さらにふやしていくという考え方でそういう講座等も持っていくということでよろしいのですよね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えします。

方向性といたしましては、今議員さんのお話のような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1番については、ないということでお話ししましたが、2と3と一緒に含めて質問してしまったような感じになってしまっていますが、お許しいただきたいというふうに思います。

それでは、これについては結構ですので、平成28年度から体制をつくって住民の方が不安にならないように進めていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

次に、2番目に移らせていただきます。デマンドタクシー事業についてお伺いをいたします。試行されているデマンドタクシー事業は、住民の方にさらに認知をされてきた。高齢者が増加する中、広域バス等が廃止されるとなれば、さらに公共機関の足が限られてくる。また、高速道路等で逆走事故などの高齢者による事故も多いと聞きます。今後の事業展開についてお伺いをいたします。

まず、1つとしまして、初めに、年々利用者もふえ、利用勝手もよくなってきていると聞きますが、平成26年度の現状をお伺いをいたします。

2番目としまして、75歳以上の方、運転免許証を持っていない方に限定しているというふうになっておりますが、75歳以下においても「できれば免許証を返納したい」、「高齢になり自信がない。余り運転はしたくない」などと話を聞く場合もございます。介護保険なども適応される65歳以上の方、免許証のない方に引き下げてもよいのではないかとこのように考えるのですが、考え方を伺いたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 では、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせて

いただきます。

高齢者外出支援事業は4年目を迎え、年々利用者数、利用件数ともに増加をしております。今年度の利用状況につきまして、1月末現在の数値を前年度同時期と比較をして申し上げます。申請者数につきましては504人であり、前年度比54人、12.0%の増、利用件数につきましては7,322件であり、前年度比764件、11.6%の増でございます。なお、平成25年度から制度の一部を見直し、迎車時等の複数枚利用を可能といたしましたが、この利用が443件であり、前年度比187件、92.6%の大幅な増加となっております。制度見直しの効果があらわれているものと考えております。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。交通事故発生件数は、年々減少傾向にある反面、65歳以上の高齢者が占める割合は高くなっております。さらに近年では、交通事故の被害者だけではなく加害者になるケースもふえています。その背景には、高齢者人口の増加だけではなく、老化による体力や判断力の低下等、個人差はあるものの、高齢者特有の事情も影響していると思われます。

現在実施しております高齢者外出支援事業につきましては、75歳以上の運転免許を持たない高齢者の外出支援や社会参加促進を目的として実施しておりますが、今後は、年齢要件のみならず、いわゆる交通弱者と言われる障害者や妊産婦などの足の確保をどのように行っていくのかが大きな課題であると認識しており、調査研究を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

細かくなりますが質問させていただきますが、状況を伺った中で質問をさせていただきますけれども、登録者、利用者も随分ふえているなど改めて思ったところです。

それで、登録して補助券をいただいている方が、この2月だとか3月になると、余っているからどんどん利用しようというので、そういう傾向も見られるみたいです。利用率というか、返納している方なんかも、使い切れずに返納している方なんかもいらっしゃるのかどうか、まずちょっとお聞きできればというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

利用券のほうには有効期限というものを印刷をしてございまして、年度末、3月31日までというような形で記載をしてございますので、あえて余ったものを義務的に返納いただくということはしておりません。ただ、更新をされる場合には、余ったものがありましたらいただくというような形でしております。

参考までに申し上げますと、先ほど今年度504名申請をいただいているということでご答弁を申し上げましたが、そのうち実際にご利用いただいた方の人数でございしますが、504名中435名の方が利用、回数はちょっと把握をしてございせんが、利用をされております。残りの69名の方については、申請はしていただいたのですけれども、1月末の現在ではお使いになっていないという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いろんな利用者がいると思いますので、一応は申し込みをしていただいても、その後の利用が100%うまく利用できているという状況でもないというふうな感じではないかなというふうに思いますが、それで、前もいろいろ話が出ていますけれども、中心地の方が登録している方は非常に多くて、中心地から離れば離れるほど、利用すべきと思っている方は多いのだというふうに思うのですが、登録者も少ないのだという話ですが、現在はその偏りをなくすようにやっているのだというふうに思いますが、現在はどのようなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも申し上げました、25年に制度の一部を見直しをさせていただいたというものについては、やはり課題として今議員さんがお話をいただいた、地域によって偏りがあると、そういったことに対して、中心地から離れた方も使いやすくしようではないかということで、一定の条件を付して複数枚の利用を可能としたところでございます。そういった成果もあるというような最初答弁をさせていただきました。

この利用者の偏りにつきましては、これは対象者の居住をする偏り、こういったものがやっぱり一番大きく影響しておるというふうに思っております。簡単に申し上げますと、駅の周辺に75歳以上の方の7割から8割が居住をしている、こういったこと

からして、どうしてもそちらの方の申請者であったり、利用率であったりというものが高くなるのは否めないというふうに考えております。ただ、例えば北部の方、こういった方についても若干ではございますが、少しずつ申請の方の数もふえておりますし、利用をいただく枚数もふえてきているというふうに把握をしているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） この6期のデマンド交通事業の中にも、アンケートをとって、利用者の要望、利便性の高いシステム変更を行う必要があるというふうに書かれておりますが、その一環として、迎車のときに2キロを超えたら2枚ですよ、2枚までは使いますよというふうなこともなさっていたのだというふうに思います。ですから、遠方の方にもそういうところの気配りはしているつもりでありますということだというふうに思うのですが、アンケートの中にかどうか要望の中に、それ以外のもの、そういう利用勝手外のもののほかに、何か要望等で書かれているものもございましたか。やはりこれだけの事業ですから、いろんな要望だとか意見とかというものがあるかというふうに思うのですが、さらにこの事業を拡大するためには、その要望を取り入れていく必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

直近のアンケートでございますが、25年の4月にアンケートをいただいたと思います。ちょっと手元に持っておらないで、詳細なことは申し上げられませんが、確か複数枚利用以外には、いろんな要望のある方がいらっしゃるかと思えます。例えば、枚数がもう少し多くいただけたらいいのではないかとか、すみません、枚数をもう少しふやしてくださいとか、あるいは利用勝手というのでしょうか、タクシーの事業者に対するお話であったり、そういったものがございましたが、大方の方、たしか9割程度の方は、現在のこの事業の内容に満足しているというような回答をいただいたというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私は、北部地区に広域循環バスがなくなるとかそのような中で、今回さらに足の不便さを感じている人がふえてくるのではないかなというふうに思ったものですから、今回この質問をさせていただいたのですが、考え方として、乗り合いバス、循環バスの運行は、日々定期的な一定の利用者が存在しないとなかなか難しいというふうに思うのです。また、乗り合いタクシーも、利便性、運行効率はよいのですが、予約等のコストがまたかかる、そのようなものも必要になってくるということでございます。これは一つのデメリットですが。

やはり高齢者には、歩行が少なくて済む、やはりドア・ツー・ドア、自分の街道の先にもタクシーが来ていただけると、庭先まで来ていただけるとというのがやっぱり最適なのではないかな、それを延ばしておくのがいいのではないかなというふうに私は思います。ただ、タクシーというとやっぱり高額というイメージがありますから、確かに何千円という、何百円という単位ではないですから、日常的に移動に使うというのは非常に難しいです。中心地から離れれば離れるほど利用者が少なくなるというのは、やはり金額的なものだというふうに思います。利用者が不便だから、やはり遠方の方が使っていただけるのだらうというふうな想定もあるでしょうけれども、やはり自分の出す分が多くなっていくと、なかなか考えてしまうのではないかなというふうに思います。

町全体のデマンド交通を考えるのであれば、現在のデマンドのタクシーでは不足する部分があるというふうに思います。さらに進めていただきたいからこういうふうな言い方をするわけですが、やはり今現在の交通の弱者、高齢者の対策を考えていくのであれば、現在のデマンドタクシーの事業をさらに利便性が増したものにしていきたい、それにはやはり枚数を直直ふやしていただくとか、対象年齢を下げてくださいとか、やはり循環バスの今まで利用してきた人たちの対策にもつながるかというふうに思うのですが、この利用枚数、補助券の枚数をふやす、また対象年齢を下げるということについて、2番目の再質問になってしまいましたが、お答えをいただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今回、北部の公共バスが廃止になるというようなことになりました。こういったこ

とを受けて、この制度も今後変えていく必要があろうかというふうに思っております。当課といたしましては、平成27年度にも改めて利用者の皆様にアンケートをとろうというふうに今考えております。

また、これ地域支援課の事業でございますが、今後予算の中で審議をいただくというところで伺っておりますが、生活交通基礎調査というものを予算化をしているということでございます。そういった町民の方がどういったニーズを持っているのか、そういったことをより詳しく把握をした上で、この現行の制度、どうするべきかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。お昼の再開は1時30分といたします。

休 憩 午後 正 午

再 開 午後 1時29分

- 青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の(1)再質問からどうぞ。

第4番、長島邦夫議員。

- 4番(長島邦夫議員) 再質問に対しましてご答弁をいただきました。

質問の内容に対しまして、新しく構築を、研究を始めるデマンドシステムの中で研究をしていくということでお答えをいただいたというふうに思います。それにて了解をさせていただきます。

ですけれども、今年から研究をなさって、まだしばらくかかるのではないかなということをご予想しまして、一つお願いというか要望をさせていただくのですが、外へ出る高齢者の方は、なるべく外へ出る支援をしていくということですので、中心地の人というのは、だから、いわゆる年間36枚いただきますよね。それで月に計算すると3枚ですか。3枚を、例えば10日に1遍、中心地の人はどこかに出かけるとすればそれで足りるかと思うのですけれども、遠方の人というのは2枚使ってしまうと、もうそれであと1枚しか残らないのです。これが実情ではないかなというふうに思うのです。そうすると先ほども言ったように、自分のお金をそこへ足していくというこ

とになってしまうのですけれども、やはり同じ視点に立って外出を支援をしていくということであれば、遠方も中心地もないというふうに思うのです。ですから、そのところというのはなかなか難しいかなというふうに思うのだけれども、少しでも支援をしていく、外へ出る機会を与えていくということになれば、やはりそういうふうな地理的なこともこれから考えていく必要があるかというふうに思いますけれども、町長どうですか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおりなのです。支援制度ですので、どういう形でしっかり支援ができるかということにかかってくると思うのです。それで、嵐山町の特性といいますか、地形が何としてもキュウリみたいに長細くて、それでタクシーを利用してということになると、やはりある場所からは遠いところと近いところが出てきてしまう。しかし、行政でやるわけですから、何としてもその公平性というのを確保しないといけないというふうに思うのです。

それで、試行ということでやらせていただいているわけですが、どうにか使う回数が、大勢の人が何回も使ってもらう中で、どうしたらいいというような方向がだんだん煮詰まってくるのかなというようなこともあって、この試行なわけですが、おっしゃるように公平性を確保する意味、それと、通告書の中にもありますけれども、免許証の返納だとかこれからいろいろ出てくるわけです。できるだけ運転はしたくないとか、あるいは今実際の問題の中でも、高速道路の逆走問題というのが、やってしまった人の半分以上が認知症の気があるとかいうようなことも、調べの中で出てきているということになると、免許証の返納、そしてそういう人たちは足の確保どうするのだというようなことにだんだん広がってくると思うのです。

ですから、このデマンドタクシー、デマンド交通、今嵐山町やっているこのやり方についても、これからもどんどん改善に改善を重ねて、公平性を持ちながら、足の不便な人に対してどう有意義な活用がしてもらえるかというのを、さらに検討を重ねていかなければいけない、議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。

ですから、そういった意見を、先ほど答弁の中でもさせていただきましたけれども、利用者の声を聞いてという答弁をさせていただきました。まさに利用者の声を聞いて

なのですが、利用しない人は関心がないのかという、だから利用する人に聞くのだということになってしまうのかと思うのですけれども、逆に考えると、利用しないというのは、ちょっとこういう不公平感があったり、いろんな不満足点があるから使わないのだというふうにも考えると、非常に難しいわけなのですけれども、いずれにしても、公平感が達成できるようなアンケートをしっかりととりながら改善を重ねていって、試行ができるだけ早く本施行、本格的な運行になるように、町のほうでも努力したいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 最初の答弁の中にも、本当に利用数が年々ふえているのです。ですから、関心も高いし必要だなという方もふえているのだというふうに思います。やっぱり高齢者ふえてますから。そういうところからいけば、やはり私は、このデマンドタクシーのタイプが一番最適だというふうに思っていますので、さらなる研究をなさっていただくということですから結構なのですけれども、そういうことも、公平性ということも十分考えていただいて、このシステムを伸ばしていくのであれば、そのことにも注意していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。ジェネリック医薬品の推奨についてということで質問いたします。

これは、前も私質問をさせていただいて、十分充実してきたなというふうに思っておったのですが、最近私が感じる場所はちょっと違うものですから、今回質問させていただきました。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と医薬効果は同等で、低価格で医療費の削減にもつながると言われる。推奨の現状についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬であり、ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は新薬と同等であると認められています。年々医療費が増加する中で、低価格で使用できるジェネリック医薬品を使用することは、医療費を削減するための一つの

方法であり、町としても普及促進を行っているところであります。町では、毎年広報誌に掲載し町民に周知を図っております。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対しては、被保険者証の更新時に、被保険者証とあわせてジェネリック医薬品希望カードを同封して配付しており、転入等で新規加入者の方には、窓口で手続を行う際にお渡ししております。

国民健康保険の被保険者の方に対しては、平成27年度からジェネリック医薬品希望カードではなく、被保険者証に直接張りつけるジェネリック医薬品希望シールに変更し、さらに利用しやすくなるようにと考えております。

また、国保連合会に委託して、ジェネリック医薬品の利用差額通知書を9月と3月の年2回作成し、該当者へ通知しております。

医療保険制度を守り続けていくためには、一人一人の小さな節約が大切なことであり、今後もジェネリック医薬品の普及促進に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、質問をさせていただきますが、行政で行っているジェネリックに対する考え方というのは非常に進んでいるとそのように思います。いろんな対策をなさっていただいているように感じます。その中において、前も質問したときには、薬剤師会等にもお願いをして、いろんな面でこれから、そのころ始まったばかりだったですから、推奨していく、住民の方にも理解をしていただくように、行政側からだけではなく、薬剤師会だとか薬局の方からもお願いをして勧めていくと。また、医師の方も、あるのであればジェネリックはありますよというようなこともやっていただくと。そういうふう聞いていましたですから、自分なりに自分がもらっている薬についてはどうなのですかというふうに尋ねてきた経緯もございます。

そういう中からちょっと質問をさせていただくのですが、新薬が出ていて、それで途中で後発品にかわる場合があるかというふうに思いますが、患者のほうとすると、先生から言っていただければそれはわかりますけれども、先生に言っていない、また薬局でも勧めはされないとすると、自分からジェネリックでお願いしますと毎回このカードを出せばわかりますけれども、いつかわったかわからないってそういう状態もありというふうに思うのですが、そういう場合に、やはり薬局の対応というのも非常に重要だなというふうに思うのです。薬局さんも、やっぱり大きな病院に行くと、

たくさん薬局さんも周りにあるから、自分の好きなところに大体行くのだというふう
に思いますが、たまたまそこが混んでいたりなんかすると、違うところへ行ってみたり
りなんかすると、忘れたりなんかすると、後発品をもらっていたのにまた新薬に戻っ
てみたり、そういうこともあるのです。ですから、それについては仕方ないことだと
いうふうに思うのですが、いつその後発品が出たか、そういうふうなあれというの
は薬局でないとわからないと思うのですけれども、そういう指導というか、お願いも
しているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えいたします。

町のほうでは、その後発品がいつ出たとかという把握をしてございませんので、薬
局さんのほうにそういったお願いといいたいまいしょうか、するということはしておりませ
ん。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ですから、前のときにもご答弁いただいたときも、薬局さん
にも協力をいただいてやっていただくということは、やっぱり患者自身が忘れていた
としても、そういう対応がこれから必要になってくると思いますので、まだまだ後発
品というのは少ないというふうに思いますけれども、やはりこれからどんどん出てく
ると思います。

そういう中においてあれなのです、私も2カ月に1遍もらう薬なんかだつて、知ら
ないでいると1,800円も差があるのです。2カ月に1回もらうだけであっても。簡単
な薬ですけれども、でも、この1種類のほうはジェネリック、1種類については新薬
のほうですから、これが逆に両方後発品になってくれば約5,000円ぐらいになるの
ではないかな。そういうふうなことを計算をすると、やはりこの何ていうか、節約効果
というのは非常に大きいと思うので、患者さんが嫌だと言えましょうがないことも
しれませんけれども、自分の負担のほかにも町の負担が、私は3割ですけれども、7
割もあるわけなので、そこのとこをよく理解していくために、患者さんをお願いす
るのではなくて、患者さんについては行政からいっぱいやっていただいているので、そ
うではなくて薬局のほうもさらに注意をしていただきたいということをお願いしたい

というふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えいたします。

先ほどお答えをさせていただきました中に、被保険者証等の更新時に、これは国保の被保険者の方にお送りしている医薬品の希望カードですけれども、こちらが後期高齢者の方です。こういったものを同封しまして、こちらを切り取っていただいてカードとして使っていただくのですけれども、それを来年度からは国保の方につきましては、これはまだ見本で確定はしておりませんが、こんな形の小さいもので、これがここに8枚ほどあるのですけれども、張れるシールになっているのですが、これを保険証に張っていただいて使っていただくと、そうすれば希望カードを忘れるということもなくご利用いただけるかなと思います。

それでまた、薬局ですとか医療機関のお願いについては、前にこの希望カードを一番早目に町が送り出したのが平成21年度でございました。そのときに、医療機関、それから薬局さん等については、町からの文書で、こういったものを持っていった患者さんにつきましては、ぜひそのジェネリック医薬品があるものについてはそれを勧めていただくようお願いするというような依頼といえましょうか、通知を差し上げてあります。その後については特にしていないのですが、やはり患者さんが希望していただくというのが一番だというふうに思っていますので。

また、今後そういった機会がありましたら、ぜひ医療機関等につきましてもまたお願いをするということではできると思いますので、やりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 答弁書の中にも、行政のやっていることがたくさん、こういうものについて、また利用差額の通知書というのも委託をして、9月と3月に該当する方には送られているということですから、これは啓発というか、患者さんに対する啓発を行政のほうでは、先ほども言いましたですけれども、たくさんなさっている。患者も被保険者もそれについて十分理解していただいて、それでなおかつ、医師並びに薬局のほうでジェネリックに対して理解をさらにしていただかないと、いい効果と

いうのは出てこないと思いますので、ぜひそちらのほうについても、これからぜひ推奨といいますかお願いをしていただければいいのではないかなというふうに思いますので、さらなるお願いをして、充実したこの事業が、事業というかジェネリックの使用ができますようお願いをしたいというところです。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦勞様でした。

◇ 畠山美幸議員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の地方創生戦略の推進についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。議席番号6番、畠山美幸です。

本日は、3つの大項目に沿って質問をさせていただきます。

1番、地方創生戦略の推進について。我が国の人口は減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。町民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活、インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられています。それで、伺います。

(1)、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えていますか。

(2)、周辺市町村との連携のあり方について。

(3)、地方移住の推進についての現状と今後について。

(4)、結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後について。

(5)、企業誘致への取り組みについて。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目１の小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、国を挙げての地方創生の取り組みが本格的にスタートいたしました。町といたしましても全力を挙げてこれに取り組む考えでございます。具体的な今後のスケジュールとしては、昨年12月に国がまとめた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、平成27年度中に嵐山町の人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、またこれを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することとなります。

そこで、（１）のご質問の人材の確保についてでございますが、まず役場内部の体制といたしましては、全庁的な推進を図るために、町長を本部長とし、副町長、教育長及び関係課局長で組織する嵐山町まち・ひと・しごと創生推進本部を2月19日に設置いたしました。さらに、必要に応じてプロジェクトチーム及びワーキンググループを設置し、情報共有を図りつつ、全課の総力を結集して取り組んでいきたいと考えております。

また、国では、意欲ある各省庁職員を相談窓口として専任する地方創生コンシェルジュ制度を創設し、人的支援を行うこととしておりますが、本町でもこれを要望し、活用を図りたいと考えております。

さらに、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアなど、いわゆる「産・官・学・金・労・言」で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとされております。本町におきましても、今後本町に関係する各種企業や団体等に協力をお願いしていきたいと考えております。

続きまして、（２）の質問についてお答えをさせていただきます。国の総合戦略では、地域間の連携・推進としては、国は、経済成長の牽引などの機能を有する連携中枢都市圏の形成促進、地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、広域連携を積極的に進めることとしております。また、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団

体の地方版総合戦略に順次反映させていくよう求められております。さらに、都道府県は、市町村レベルの地域課題をみずからの地方版総合戦略にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進めるとして、自治体単位にとらわれず、地方を主体とした枠組みの構築に取り組んでいく必要があるとしております。

埼玉県ではこれを踏まえまして、各地域振興センター管内の市町村職員と県職員で構成する地域の未来を考える政策プロジェクト会議を設置いたしました。川越比企地域振興センター東松山事務所管内におきましては、去る2月10日に比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議が開催されたところでございます。県はこのプロジェクト会議の検討を踏まえ、今後、県が策定する総合戦略において、県と市町村が連携して地域の課題に対応する施策を盛り込んでいく予定とのこととございます。

本町といたしましてもこうした機会を有効に活用し、近隣市町村との連携が必要と思われる分野につきましては、情報共有や協議を積極的に進め対応していきたいと考えております。

続きまして、(3)についてお答えをさせていただきます。国の長期ビジョンでは、東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結びついているという人口問題に対する基本的認識を示しておりまして、今後の基本的視点の一つとして、東京一極集中の是正を挙げております。国の総合戦略のアクションプランにおいては、若者、人材等の還流及び育成・定着支援やプロフェッショナル人材の地方環流などに関する施策を示しております。地方移住を推進するためには、国の総合戦略の基本的な考え方のまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に示されていますとおり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、地域の特性を生かした取り組みが必要であると考えております。

本町での現状の取り組みといたしましては、企業誘致条例を制定し企業誘致の促進を図り、産業の振興や雇用機会の拡大を進めております。また、新たな住民の転入を進めるために、転入奨励事業を始めたところでございます。今後、町の総合戦略を策定していく中で、関係する企業・団体等をはじめ、さまざまな分野の方からご意見を伺い、またご協力をいただきながら、移住並びに定住の促進につながる施策を構築していきたいと考えております。

続きまして、小項目(4)についてお答えをさせていただきます。国の長期ビジョンでは、今後の基本的視点として、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する

ことを挙げております。人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現するとしております。これを受けまして、国の総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標の一つとして掲げ、その実現のためのアクションプランとしては、若い世代の経済的安定、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援、子ども・子育て支援の充実、仕事と生活の調和の実現を挙げております。

本町におきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5カ年を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画をこのたび策定いたしました。この計画を推進しつつ、さらに国の総合戦略を勘案して作成する町の総合戦略に、結婚、出産、子育て、教育について、まち・ひと・しごと創生につながる環境整備等を含め、施策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、質問項目（5）についてお答えをさせていただきます。

小項目（3）でお答えをしましたとおり、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を進めるためには、その好循環を支える町に活力を取り戻すことが重要であり、そのためには地域における仕事の創出が必要であります。国の総合戦略のアクションプランでも、地方に仕事をつくり安心して働けるようにすることを目標に、地域経済、雇用戦略の企画、実施体制の整備、地域産業の競争力の強化、地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策、ICT等の利活用による地域の活性化などのプランが示されております。

今後、町の総合戦略につきましても、このようなプランを念頭に置きまして検討を進めることになることとなります。しかしながら、企業誘致をはじめ、地域における仕事の創出は町だけの対応では限界があることから、進める上におきましては、国や県の行う施策を十分に見極めながら進めることが必要であると考えております。企業誘致についても、町の企業誘致条例の成果も踏まえ、本町において有効と考えられる施策につきましては、可能な限り積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） （1）番から再質問をさせていただきます。

人が主役の地域社会へ、いよいよ各地で地方創生への取り組みが本格的にスタートします。各自治体は、2015年度中に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦

略を策定することになっていきますということで、(1)番では人のことを伺いました。そういったところで今の答弁の中に、地方創生コンシェルジュ制度を活用するという内容がございました。また、内閣府地域活性化推進室のホームページからは、地方創生人材支援制度というものも載っていたのですけれども、まずこの地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度の違いをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

国では、この総合戦略を進める上で、まずは縦割りの弊害を除くということで、横のつながりを大事にした、やはり国の体制においても、そういった縦割りを除いた形での総合的な支援を行うということにしておりまして、今議員さんご質問のとおり、地方版の総合戦略を作成していくためには、やはり国としての人的な支援を行うということで、総合戦略の中に定められております。

そして、今お話がありました2つの違いでございます。1点目は、お答えの中でもさせていただきましたが、いわゆるコンシェルジュ制度、これは一つの基本的な考えとして、国が総合戦略に基づいて当該地域に、当該の地域と、例えば埼玉県であるとか嵐山町ということですね、そういったところに思い入れのある愛着を持っている職員、国の職員、そういった方に手を挙げていただいて、地方版の総合戦略についてその相談に応じるというような制度を設けました。埼玉県の中でも30幾つだったと思うのですけれども、市町村が手を挙げまして、嵐山町もそういった支援体制を望むということでさせていただきました。

このたび国から通知といたしましうか、ございまして、全体では、17の府省庁、871名の国の職員がコンシェルジュとして手を挙げたということで登録がされました。その中で、埼玉県には37名の方が手を挙げられたということで通知が参りました。この方たちについては、地域創生推進室の方が5名、あるいは警察庁ですとか金融庁ですとかそれぞれの各経済産業省ですとか、そういったところの職員が全体で37名。こういった方たちが今後、電話ですね、基本的には電話によって、どこの省庁がこの地方版の総合戦略の担当になるのかわからないというような場合について、その適切な省庁を紹介していただいたり、あるいはその担当の省庁の職員であれば、具体的な相談に乗っていただけるということになっております。これがコンシェルジュ制度。

それから、もう一点の人材の支援制度としてお話をいただきましたものについては、直接的に各市町村に、副町長クラスということでございますが、国からの人的な支援を求める場合にはそこに派遣しますよというのが、そちらのもう一つの制度ということになっております。嵐山町では、そちらのほうの制度については、クラス的に副町長クラスの方を望めばということでございましたので、今回については一応そちらのほうの要望は出しておらないということでございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） はい、わかりました。コンシェルジュ制度には37名の方が登録をしていて、5名の方が地域活性化推進室のところにいらっしゃる方がいるということですがけれども、相談して、では例えばこれから嵐山町でいろんな計画を立てていくわけですが、例えば「学生さんを使ったようなことをするためにはどういうふうにしたらいいですか」と言ったときに、このコンシェルジュ制度のところに連絡をすれば、「じゃあ、窓口はここです」ということで、文科省とか何かそちらのほうにつなげるというような形なのか、また再度確認したいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 基本的にはそのような形になろうかと思えます。

最初の、実はこのコンシェルジュの説明というか、手を挙げてくれと言ったときには、実はもう少し町では具体的な嵐山町担当というような形で、そのコンシェルジュの方がついていただけるのかなというふうに、実は期待をしておりました。しかしながら、今回県から改めて来た名簿、それによりますと、37名の方が埼玉県を担当ということになっておまして、嵐山町独自の担当者というような決め方ではないという感じでございます。

そういったことで、今議員ご質問のとおり、こういったことについての相談はどこにしたらいいのかと、どこに相談をかけたらいいのかということについて、直接文科省の担当者の方もいらっしゃいますので、そこに、これは文科省管轄だなといえばその方に連絡をすればいいのですが、ちょっとどこの部署かわからないということについては、基本的には地方創生室です。こちらの担当のほうに連絡をいただきたいということになっておりますので、そこからご紹介がいただけるというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 2番のほうに移るのですけれども、2番のほうに移る前に、今回、嵐山まもり隊という新規事業が入ってございましたけれども、この嵐山まもり隊というものも、この人材確保という意味では、何かそういう活用、何か嵐山町でこういうことに頑張ってもらいたいというような、何かそういう内容になっているものなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 嵐山まもり隊、今回当初予算の中で計上させていただいています。嵐山まもり隊自体は、基本的には嵐山町を愛する人たち、そして嵐山町の地域をよくしたい、嵐山町全体をよくしたいという、そういう意識を持って活動されている、しかもそれも団体的な行動ではなくてやられている方たち、やっていただいている方たち、そういった方たちの意識の高揚といえましょうか、啓発を図るということを目指しておりますので、直接的にその方たちに何らかの総合戦略の役割を担っていただくというふうには考えておりませんが、しかしながら、今議員さんご質問の中にもちょっとありましたが、この地方版の総合戦略を作成していく上では、まずは地域の活力を上げるということにあっては、町民の皆様方の意識というものが非常に重要になってまいります。この嵐山町をどのようにしていきたいのか、自分たちは、例えば、町民一人一人はどのようにかかわってその事業戦略をやっていくのかという意識を持っていただく。というのは、地域の活性化というのは、嵐山町の活性化だけではなくて、それを構成するそれぞれの地域が活性化につながらなければ、やはり一体的な総合戦略は練られないということになりますので、その辺ではいろんな角度でご意見ですとか、ご活躍をいただきたいというふうに思いますし、そういった方たちの力も当然、今後発揮していただけるように総合戦略の中に位置づけていければよろしいのではないかなと考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） それでは、(2)のほうに移らせていただきまして、(2)は周辺市町村との連携ということで、先ほどの答弁の中に、地域連携施策地方版総合戦略地域の未来を考える政策プロジェクト会議というものを設置するのだという答弁がございました。

やはり、嵐山町だけでこの地方創生をやろうと思っても、なかなか大変なことがあるなと思います。そういった中で、やはり広域の連携が必要なのでないかなと思うわけなのですけれども。例えば、今回、東秩父村、小川町では細川紙のユネスコ文化遺産に登録をされましたし、また、吉見町ではおいしいイチゴがとれるというイチゴのブランドがありますし、また、東松山では、この間親戚が集まったときは、やはり東松山の焼き鳥が食べたいとそういう話もありますし、それでまた、川島町は何があるかなと思ったのですけれども、田園風景しか思い浮かばなかったのですが、すったうどんというおいしいうどんがあるなとか、また嵐山町におきましては辛モツ焼きそばはもちろんのこと、バーベキュー場がありますし、また国立のヌエックもあるというところで、その地域が一つにまとまってやっていったら、もうどこにも負けないというぐらいのものをつくれるのではないかなと思ったわけです。東松山には大学もありますので、そういうところで学んでいる学生を取り込むことも、こちらに持ってくることもできるのかなとか、いろいろとそういうふうに考えました。

そういった中で、「地域情報化大賞表彰事例一覧」というものが、こういう地方創生をやって表彰を受けているところがあるわけなのですけれども、特別賞の中に、「地域の埋もれた魅力を浮上させる青森県観光モデル」というものがありました。ちょっといろいろな自治体があるのですけれども、嵐山に近いかなというところをちょっとチョイスしてみたのですけれども、「自治体の保有する観光情報、住民からの旬な情報等、官民の地域情報資源を観光クラウドとして集結し、地域のさまざまな観光情報サービスとの連携によりきめ細やかな観光情報を提供。また、周遊計画を旅行者が手軽に作成できる「Myルートガイド」を観光サイトで共同利用するなど、個人旅行者への着地での情報支援体制を整備。その結果、県内の観光客の滞在時間や観光消費額の増加に寄与」ということで、これまさしく、今私がお話ししたようなことかなと思いました。

また、石巻市におけるGIS、AR技術を利用した「防災まちあるき」というものも表彰されております。これは、行政や地域団体、住民と連携して、GISというものはアプリなのですけれども、これを取り込んでおきますと、今自分のいるマップが出て、ここの地域にはどういうお店があるよというのが全部出ます。AR技術といいますのは、これもアプリなのですけれども、観光用の写真がありますね、その写真をスマートフォンでスキャンしますと、その写真以外に人が出てきたり、いろんな別の

もの、3Dの映像になるのですけれども、そこに出てきた人がこの写真のものを説明します、どういう内容なのかって、ちょっとうまく説明できないので、今日一応、地域支援課長、町長、副町長にはそれをごらんになっていただきました。そういうようなアプリもございます。それを、技術を活用して、現在・過去・未来を伝える石巻津波伝承ARアプリを開発・公開し、本アプリを活用してガイドが同伴する「防災まちあるき」プログラムを提供。ですから、その写真のところにガイドさんが、スマートフォンを通すことによってガイドさんが出てくるということなのです。その結果、1,500以上のダウンロード数を実現し、833名のプログラム体験者からの高い評価を得るなど、災害からの教訓を伝える効果的な活動として機能し、震災伝承・情報発信ツールとして他地域にも展開しているという、そういうものがあります。

そういうことなのですけれども、そういう活用を考えていかれるのはいかかでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきますが、今議員さん、一つのこの観光モデルとしてのアプリを活用したような地域連携、こういったものも紹介いただきました。私も先ほど、午前中ちょっと見せていただいて、こんなに進んでいるのかとまあびっくりしたわけですが、まずはこの地域連携ということに関しては、先ほどの第1回目の答弁でもさせていただきましたが、国の今回の総合戦略のアクションプランの中でも重要な位置づけとされております。と申しますのは、まずその中で具体的な事例としては、広域観光周遊ルートの形成、これを目指すというふうにしています。これはまさに議員さんが今おっしゃられたようなことでございまして、嵐山町には嵐山町の、そして小川町には小川町の、東秩父には東秩父の、それぞれ関係するいわゆる一つの比企広域ということを考えれば、その中にさまざまな観光資源がある。しかしながら、今のその観光資源の活用の仕方というのは、嵐山町だけである資源を売り出そうとすれば、日帰り圏ということで、日帰りのお客さんは呼べるかもしれないけれども、1泊泊まっていただくためにはどうしたらいいかということになるわけですが、それは嵐山も、小川も、それぞれの市町村が抱える一つの課題、これを観光周遊ルートという形で、広域的な観光資源を生かしたようなルートを作成してそれをPRしていく、そうすると日帰りのお客様に2日間にわたって1泊この比

企管内に泊まっていたいただいて、2日間あるいは3日間にわたって、そして嵐山町に滞在をしていただくということは、嵐山だけではなく比企、この地方のよさを知っていただくということにもつながる。

さらには、これに対して例えば観光産業、いわゆる宿泊施設ですとか、観光産業の振興にもつながる。若者の、いわゆる雇用創出にもつながるといことになるわけでございまして、単独の市町村だけではできないことは、広域的なもので取り組むのだというのは重要な課題だというふうに考えております。

そして、既に嵐山町では、この比企広域管内として何度かご質問にもいただきましたが、比企元気アップ実行委員会というのをつくっております。これは、埼玉県、県の振興センターも含めて、この比企広域の8市町村と東秩父村が入った、9つの市町村で構成し、県が入った組織でございます。これが今、取り組んでおりますのが、まさに今議員さんのご質問いただきましたような、この25年度から3年間は比企地域の誘致、それからPR戦略というのを取り組んでおります。基本的には、サイクリストの方たちをターゲットにした取り組みをしておりますが、この中には、具体的には経営戦略の講話だとかそういったものも入っております。今は、その職員ですね、企画担当の職員と観光担当の職員、そして観光協会の方々、こういった方々に入っていたこの組織ができております。これをさらに、今後の地方版の総合戦略の中に周遊の観光周遊ルート、こういったものを作成していく、その中でいかに仕事を創出していか、そういったものを戦略の中に取り組みしていくということは非常に重要なことだというふうに考えております。

さらに言わせていただければ、広域連携という中では観光だけではなくて企業誘致もそうでしょうし、またある意味では、いわゆる交通弱者対策という、その足の確保ということでも広域的な連携というのが取り組める可能性はあるのではないかと、またそういったことを検討すべきなのではないかというふうにも考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当に、今課長がおっしゃったとおりでございます。交通の件に関しましては、やはり、今回、路線バスが廃止になってしまうということもありますけれども、嵐山町は、今とかがわとも連携して運行はしておりますけれども、これを今度、東松山方面ですとか小川方面とか、何かいろいろなそういう広域で、またそういう交通網を考えてくれるのも手なのかなと思いますので、ぜひこの地域の未来

を考える政策プロジェクト会議、元気アップ会議でしたっけ、それを成功させていた
だいて、いいまちづくりを全体で考えていただきたいと思います。

次に、(3)に移りたいと思います。

地方移住の推進についてという内容なのですが、農業体験とかよくお話に出
ますけれども、これが福島県の喜多方市のちょっと新聞の記事にございましたので、
福島県喜多方市は春から秋にかけて観光客に農家へ泊まって、その土地ならではの暮
らしを体験してもらおうグリーンツーリズムに力を入れてきました。同市の売りはサポ
ートセンターを開設し、観光客向けの情報提供や仲介を一元的に行っている。②とし
ては田植え、稲刈り、野菜づくりのほか、そば打ち、竹細工、化石発掘体験などの豊
富な体験メニューをそろえているなど、市を挙げて受け入れ態勢を整え、現在は農家
150軒が体験メニューを提供し、同41軒に泊まれるようになっていきます。年間約1万
5,000人にまでふえたグリーンツーリズムによる観光客が東日本大震災直後の11年度
には約6,000人にまで落ち込んでしまったと、特に約9,000人が訪れていた小中学生は
1,000人を切るまでになってしまったということがありましたけれども、首都圏を中
心に約300校に出向きPRなどを重ねていたら、以前ぐらいの人数がもう戻ってきた
よというようなPR、働きかけがあったということが書いてあるのですけれども、こ
れを読んだときに、以前ちょっと、農業に詳しい大野さんにそういうことを言ったら、
なかなか農家で家に泊めさせてやるというのは、今なかなか厳しいのだよという、そ
う話を伺いました。

やはり、福島から比べるとこちらのほうが都会ですから、ですのでやはりよそ様を
うちに泊めるというのは非常にちょっとネックがあるかなと思ったのですけれども、
たまたま今高校2年生の息子が修学旅行で、三重県だったか、和歌山県だったかに行
きました。そうしましたら、学校で提携している個人のお宅があるのですけれども、
うちの息子が泊まったところは、おばあさんがおひとり暮らし、年齢を聞いたら大体
70から75ぐらいのおばあさんだったという、それで、そちらのお宅に高校生が、男ば
っかりですけれども、6人、そちらのおばあさんのお宅で朝、昼、晩、昼は外に出て
いたのかな、朝食を食べさせてもらって、また修学旅行だからどこかへ出かけて、ま
たそこのおうちに帰ってきて、そこのお宅に住まわせてもらったというか泊まらせて
いただいたというような話を聞きました。それというのはおばあさんにとっても、そ
ういう若い子たちが泊まりに来ると思うと、日ごろから掃除もしなければいけないし

部屋を整えておかなければいけないから、あと食事もつくらなければいけないというのは、すごくそのひとり暮らしのおばあさんにとっては楽しみなことなのかなと思ったのです。

やはり、家族がいるところのお宅を貸してくれというのは、なかなか厳しいのですが、そういうひとり暮らしとか、そういうまだ元気のあるひとり暮らしのお宅ですと、やはり2階があいているとか、そういうこともあり得るのかなと思ったのです。空き家の活用とかというのがありますけれども、例えばそういうことをしたことによって農家のお手伝いをした、提供してもいいよというそういうお宅がある、そこに泊まらせてもらって、また次の日も農業をやるというようなそういう仕組みをつくってもいいのかなと思ったのですけれども、町長、どのように思われますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今お話聞いて、それでひとり暮らしのご高齢の方のところに若い人たちが泊まっている。その相手が高齢者の人で対応ができるかよというような話になって、できないということになってしまうと話ここで終わってしまうのです。だけれども、今、国が目指している地方創生というのはそうではなくて、できないできないと言っていたことが、何か知恵を絞って、あるいは方向を変えたり違った取り口でできるようにならないかというのが今度の創生だと思うのです。

ですから、今のままこう聞いてこういうふうにするというのは難しいよというようなものを、どういう取り口でどういうふうにやっていったらできるのかということだ思うのですよ。

今実際問題、難しいというほうの意見とすると、私の長男のところなんかでは、その隣組の組長さんの受け手がないという状況になってしまったのです。私はひとり暮らしだけれども、組から抜けさせてもらおうと、だから自分のところは自分でやりますというようなことになってくる、というようなことの高齢者のところだと、とても都会のとかというような状況にはならないわけです。だから、元気もりもりのお年寄りのところではないと、こういうような対応できないわけだけれども、そういうところはないわけですから、どうにか何かできないかというのは今度の創生だと思うのです。

それで、今言った、地域の連携というのも国の大きな方向なのですね。それで、これに何で力を入れるかという、地域の連携をしないと今のお年寄りと同じように1人のところでは、1つの町、村、市ではできないような状況に陥ってしまっているところがあるわけです。ですから、実際に、そのところでも連携をして、それでこの山一帯で何かをやるというような形の取り組みをしないとできないぞというので、そういう方向に来ているわけですので、できないと言ってしまえば簡単なのだけれども、できるのではないか、どうにかやろうではないかという、その取り組みが一番大切なことなのだなと思います。ただ、今、具体的にどうだどうだと言われてもちょっとわからないのですが。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今、ちょっと、年齢が70から75と言いましたけれども、おひとり暮らしはもうちょっと早くからおひとり暮らしの方もいるかもしれませんので、そういうことを、また、やるのもいいのではないのかなという、一応ご意見です。

それと、あと、今、企業向けというか、ただいま2,000万円の寄附で介護資格とか看護資格を取っていただくというのは、昨年、補正予算だったか、予算だったかとなりましたよね。この介護資格を取った、看護資格を取った、そうしましたら比企管内でと、嵐山町に限らず、たしか比企管内ということでお話ししていたと思うのですが、そうやって仕事をしていただく支援を嵐山町はもういち早くやっていたいて、これはすごいいいことだなと思いました。

ですので、先ほども言いましたけれども、比企管内ですと、先ほど言った大東文化大学、ここだと東松山に大学があります。そういうところの生徒さんで、嵐山町に、では何の仕事があるかなと思うとあれなのですけれども、何か資格を取らせてあげて、その大東文化に来ている生徒さんが、ではこちらの嵐山町の中の企業に就職できるとか、何かそういうことも考えていくのも手なのかなと。

嵐山町では、この間の2,000万の中では看護資格と介護資格だと思いましたけれども、一応、ちょっと私も何の仕事というのが、今ぱっとは思い浮かばないのでけれども、嵐山町でこういう人が欲しいのだ、こういう資格がある人がいたらいいとか、そういうのがあったらぜひ大学とかにPRに行っていたいで、ぜひ嵐山町ではこういう資格を取らせてあげるかわりに、嵐山町に来ないかという、そういうことをアクションしてもいいのではないかなと思ったのですけれども、この点に関しても、すぐ

すぐ「はい、そうですね」とはならないと思いますけれども、そういう考えもどうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 まさに今そういうことだと思うのですよ。それで、施政方針でも述べさせていただきましたけれども、ありとあらゆることが必要だと、それはだから、嵐山町の資源としてあるものを、自然をはじめとしていろんな工場もあるし、人もいるし、いろんな資源もそうですけれども、方法、ノウハウというのは、ありとあらゆる、何でもかんでも全部振り絞ってやって、つくって方向を決めて、それでみんなで力を合わせる。こういうことを国も言っているのだと思うのですね。ですから、それらに呼応して、今やる時期だというふうに施政方針でも話をさせていただきましたけれども、まさに今そういう時期だと思うのです。やるのはいつですか、今でしょうと、こういうことだと思うのです。おっしゃるとおりだと思います。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひ、いろんなそういう知恵を絞って、やっていただきたいと思います。

（4）のほうに移らせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

○青柳賢治議長 再開の時間を2時40分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の（4）から再質問です。どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） （4）に移らせていただきます。

結婚・出産・子育て・教育の環境整備というところなのですけれども、結婚に関しましては、今商工会でもいろいろ取り組みをやっていただいているところではございますけれども、これも私もいろいろ考えてはみたのですけれども、いい案が浮かばな

く、比企広域にお任せをして、やはり比企広域の大きな枠で考えていくしかないのかなと思いましたが、そういう方向でぜひこの結婚の関係もさっきの会議のほうで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、子育ての関係ですけれども、日本版ネウボラということで、東京都文京区ではフィンランドの母子支援制度をモデルにした文京区版ネウボラ事業を15年度からスタートさせます。妊娠、出産期から育児期までの子育ての支援策を充実させ、総合的な相談や支援体制をワンストップで対応するものです、ということで、こういうものを始めるということなのですね。

今回、予算の中で、子ども・子育ての議案の説明のときに、課長のほうから子育てコンシェルジュのお話が出ました。役場に1人置くというお話でしたけれども、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今考えている方でございますけれども、もちろん、ご自分でも子育てをされている方、それから保育園の経験をお持ちの方、それから資格とすると、保育士資格、幼稚園教諭をお持ちの方で、週4日役場の私どものほうの窓口のところ勤務していただいて、それらの業務を行っていただきたいと、このようには考えております。

なお、この方につきましては育児支援、保育園でも育児支援を担当されていた方ということで、知識、経験とも十分な方かなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 畠田美幸議員。

○6番（畠田美幸議員） 今、役場の多分こども課にいらっしゃってくれるのかな、週4回というお話ですけれども、では、例えばここでちょっと子供のことでご相談したいことがありますといったときには、お部屋はどこでお話しされるご予定でしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

相談の内容にもよるのでしょうけれども、相談室等もございますので、場合によってはそちらで、ちょっとしたご相談であれば窓口でもいいのかなと、このようには考

えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどお話ししました日本版ネウボラですけれども、こちらですと、いらっしゃる場所が保健センターみたいなどころとか、「同事業では区内に2カ所ある保健サービスセンターに母子保健コーディネーターを配備。妊産婦や家族のニーズを踏まえ、医療機関などの関係機関と連携して必要な情報やサービスを提供します」というふうに書いてあります。やはり、保健サービスセンターというのがちょっとここでどういう場所なのか私もわからないのだけれども、イメージ的にはここでいうところの保健センターなのかなと思ったのですけれども、そちらにその方を置くというお考えはないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

私どもの業務とすると、子育て支援ということで今考えておまして、病気とか子育ての発達とか、そういったものについては健康いきいき課のほうで所管しているのかなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしますと、コンシェルジュさんは、ここでうたっているようなお仕事をする方はまた別の方という考え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたさせていただきます。

医学的なものというよりも、私どものほうで今考えているのは子育て支援ということでございまして、その年齢とかに悩みのお母さん等の相談に乗りながら、こういったケースにはこういったところをご紹介をさせていただくとか、県の機関とかいろいろありますから、今、そのご相談に合わせた案内もできるかと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうですか。では、私の考えていたものとはちょっと違うのかなと思うのですけれども、こちらに書いてある嵐山町のコンシェルジュとは違って、このネウボラというものは、既に行っている妊婦体操や育児実習ができる両親学級、産後セルフケア教室の実施回数を拡充、沐浴、母乳指導を行う母乳相談事業などをはじめ、1歳7カ月の子供がいる同区のお母さんがインターネットで子育て情報を入手することが多いが、どの情報が正確なのかわからないときもある。そうしたときに、1カ所こういうところに来ていろんな相談ができるという体制づくりができていて心強いわというちょっとご意見があったのですけれども、こういうような内容もやっていただけるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

基本的には、ご相談の内容によって健康いきいき課の担当職員のほうにご案内する場合もあるでしょうし、ただ、そこで体操とか、私どものほうのコンシェルジュで体操とか教室とかというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山議員、ちょっと申し上げます。当初予算にもかかわっております。

さらに、後日特別委員会において審議が予定されておりますので、その点を踏まえてご質問をお願いいたします。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

そうしましたら、1人置いていただけるということは聞いていますけれども、ではそれは審議のときにまたよく聞きたいと思います。

あと、教育の面なのですけれども、熊本県の高森町教育委員会では、教育の情報化を基盤とした誇りと夢と元気を生み出す人づくり、まちづくりということで、「全小中学校の普通教室に電子黒板とデジタル教科書を整備し、生徒1人にタブレットPC1台で、日常的にICTを活用した授業に取り組める環境を実現。また光通信網の全戸敷設によりテレビ会議システムの常用が容易になり、小学校英語等での遠隔授業や教職員研修等でのテレビ会議の活用を推進。その結果、学校と家庭、地域が連携を深

めながら教育情報化を通じた町の活性化を実現」ということが書いてありまして、これも当初予算にかかってしまいますので、今回嵐山町もICT、電子黒板を導入することもありましたけれども、またこれは審議のときにお伺いしたいと思います。そういうものを活用して教育も活性化していくべきということがうたってありました。

それでは、(5)のほうに移らせていただきます。(5)は企業誘致ということですけれども、埼玉県のホームページを開きますと、埼玉県企業立地ガイドというものが、三十何ページだったでしょうか、載っておりました。その中に、埼玉県の企業立地優遇制度ということで、県内市町村の企業立地優遇制度というものがもう一覧になってばんと載っています。その中に嵐山町が載っているわけですが、嵐山町は比企管内では頑張っているほうだなと思うぐらい項目が、この比企管内ではですよ、項目が多く載っております。本当に場所的にも関越の嵐山小川インターからも近く、また今、誘致する場所もちゃんともうできておりますけれども、それをやってからどうでしょうか。何か結果が出ていますでしょうか、お伺いしたいと思います。企業誘致やってから。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、企業誘致の関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

企業誘致の関係につきましては、平成26年度から私ども動いているわけでございますけれども、誘致条例に伴いまして企業さん2件ほどの申請をいただいたところでございます。そのほか、立地する場所に関しましても、今、関係部局との調整を図っているところでございます。お願いいたします。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今、2件の申請があったというお話でしたけれども、この方々は今の場所的には川島のところをお望みでござらんになりに来ていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

企業誘致条例に関しますものについては、町内の2業者さんから、これは建て替えに伴うもの、それともう1社に関しましては増築に伴う申請をいただいております。川島地区というお話でございましたけれども、立地を予定している場所でございます、今のところ、その地区に関する相談はございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） せっかくいい場所がありますけれども、なかなか企業さんが来ていただけないのが残念なので、国際展示場というところに1回行きましたときに、岩手県の企業誘致の方がお見えになっていて、うちも課長から資料をいただくときにいただいたこのかわいいらんまる君のこういうクリアファイルなどに、岩手県の企業誘致こういうところがありますよというので売り込みに来ていたのですよ。すごいなと思ったので、嵐山町は今までそういう、どこかに出向いて企業誘致の宣伝とかPRとかには行かれていたのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

企業誘致に絡んでPRというふうな内容かと思えますけれども、こちらに関しましては、今年度4月から始まりまして、まず広報紙に載せて、町内へのPR、それと町のホームページのほうにも掲載させていただきまして、PRをさせていただいたところでございます。

それと、あわせまして、4月、5月の間には花見台の工業会ですとか商工会の工業部会さんに直接出向きまして、説明をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今のお話ですと、ホームページだったら世界まで見られますけれども、広報紙とか町のホームページと、あと花見台の工業会ということは町内の方ということでございますね。そうしましたところだと、ちょっとやっぱりPRが少ないのかなと思います。でも、企業支援課、人数が少ないから大変だろうなどは思うのですが、町長、ぜひそういうところに出向いてPRするというのは、すごいよかったのですよ。岩手県、県で来ていたのかもしれないのですけれども、何か岩

手のお祭りのクリアファイルになっていて、企業誘致、ぜひ岩手に来てくださいとやっていたのですね。ああいうのを見たときに、全然、私、起業家でも何でもありませんけれども、ああ、すごいなと思って、ではちょっとパンフレットだけと思ったりもしました。どうなのでしょう。ぜひそういうところに派遣して、PRしてくるというのは。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

県で企業誘致を向うにやっている。埼玉県でもやっていると思うのですが、企業の誘致をする場所、工業団地ができました。このところはまだ全部あいています。これ、どうしようというときには、それこそ町を挙げて市を挙げて県を挙げてやらなければいけないと思うのですが、現在嵐山町では企業さんに来ていただいても、希望する土地の広さのところの工業……企業が立地をする土地がなかなか見つからないというような小さな町なわけです。ですから、そういう中でどうその場所を確保していくかというので、施政方針でも述べさせてもらったように、川島地区の都市計画道路をどうにか整備をして、あそここのところにそれなりのものをつくっていこう。そういうふうにつくると、そここのところに来てくださいよと言えますけれども、ない状態だと、来てもらったらそのうち考えますというのだと、今企業は待ってもらえませんので、ちょっと先行投資というか、先に行くような形にもなりますけれども、嵐山町ではそういう方向にかじを切って、このところをやりますということに今やっているわけです。

です。で、なかなかこの成果というのが出てこないわけですが、嵐山町の中に盛んに話が出る埼玉県の中で大きな工場が寄居に、小川にホンダが来ます、人がいっぱい通りますということで、嵐山町も何かなくてはということで、看板を立てたり、駅のところを改修をしてそういうような方向をつくったりということで、何かその道をつくる段取りをやっているし、看板については、人、企業を温かくお迎えをしますという看板もつくりまして立てたところでございますので、さらに進んだ企業誘致に取り組むようにしていきたいというふうに思っております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、大項目の2に移らせていただきます。

プレミアム商品券発行について、家計の支援と地域商店街の活性化へプレミアムつき商品券の発行のお考えについて伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 質問項目の2につきまして、お答えをさせていただきます。

地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国は地域の消費喚起に向けた取り組みを支援することを閣議決定いたしました。

当町としましては、生活支援はもとより、地域経済の好循環による活性化をにらんだプレミアムつき商品券の発行を予定させていただいているところであります。

概要としましては、発行予定の総額は1億円、プレミアム分の30%と合わせますと、1億3,000万円の経済効果をもたらす商品券でございます。

内容になりますが、仮に1万円分の商品券を購入いただきますと、1万3,000円分の商品券をお渡しすることになります。

また、プレミアム率の30%の内訳でございますが、町が20%、県の上乗せ分の10%と合わせましての合計30%の予定率にさせていただいております。発行に関しましては、町の商工会での発行を予定しております。

より多くの町内商店、工事店等の参加をいただきまして、店舗のPR、そして新規顧客の開拓にもつながるような町内商業の活性化、元気回復に少しでも役立てればと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 1億3,000万円ということで、金額がすごいなと思いました。

前回は平成12年、13年で実施をされているわけですけれども、そのときが、たしか5,000万、5,000万で、両方合わせれば1億円だったのですけれども、まず、ではこの商品券ですけれども、どこで販売をされるのかお伺いをします。

〔何事か言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） 書いてあった。商工会でと書いてあるけれども、場所は商工会、どこで販売されるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

商品券はどこで販売をされるかというふうな内容かと思いますが、商工会さんのほうにこれは補助金として町のほうは考えておりまして、この後、販売場所等は決まってくるものと考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 畠山議員に申し上げます。この件も当初予算の審議予定に入っていますので、その辺を踏まえて、よろしく申し上げます。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。そういう細かい内容は、当初予算のほうでお伺いすることにいたしますので……

〔何事か言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） どこまで、どういうふうに質問したらいいのかわからないのですけれども、では使用範囲なのですかけれども、使用範囲ではないや、店舗なのですかけれども、前回12年、13年は155店舗、137店舗という協賛店がありました。今回、またここも細かいことになってしまうのかしら、店舗数はふやすお考えはあるのか、町内、町外合わせて使えるのかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

加入される商店さんの関係かと思いますが、恐らく主には商工会員さんになられている方、それと、あわせて募集をかけるかと思いますが、これも、この後、正規に決まってくるものと考えておりますけれども、より多くの方に参加していただくということも目的としております。

それと、町内、町外というお話でございますけれども、あくまでもこのプレミアム商品券に関しましては町内で使える券というふうなことでございます。ただし、町外の方はお買い求めいただけるという券になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） はい、わかりました。

今回、路線バスが廃止で、買い物に行けない人とかも出ているわけなのですからけれども、デマンドの除外になっている方も、さっき長島議員さんが質問されていましたがけれども、75歳以上の無免許の方にしかデマンドの券はいただいております。それ以外の方で、町内に買い物には行きたい、せっかく商品券買ったのに買い物に行けないではないといったときに、足としてタクシーを使うというのが、今まで過去の資料をもらったやつを見るとタクシーというのはなかったのですけれども、副町長、タクシーを利用するというのはいかがなのでしょうね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをさせていただきたいと思います。

平成12年、13年のときは、商工会が中心となって地域の商業の活性化等を目的に発行したのですね。

今回は、大きく違うところというのは、国、県、それから市町村、これが連携して地域の冷え込んだ消費を喚起をすると、あわせて地域経済の活性化ということを大きな狙いとしているわけなのです。そうしますと、商工会の会員さんだけではなくて、その地域にある商工業者、サービス業者等々、地域を挙げてこの問題に取り組んでいくというふうなことでございまして、商品の取り扱いだけではなくて、各種のサービス、これも対象になるというふうに聞いております。したがって、タクシーも、例えば観光タクシーさんがこの事業者として手を挙げれば、仮にほかのタクシー会社も含めてですけれども、商工会に登録をして、この仲間に加わっていただいて、一緒にこの嵐山町の消費を喚起をし、嵐山町を元気にすると、そういうふうに使えるのではないかというふうに思っております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひ使えるように、手を挙げていただくようにPRしてください。

それと、やはり今回この1億3,000万をただそのとき一過性で終わってしまうのではもったいないです。ですので、やっぱりこれが起爆剤になり、後にも続くようなものにも使えたほうがいいなと思ったので、例えば市民農園、町民農園というのかな、市ではないけれども、市民農園などのそういう農園を借りて耕していく、何か不動産はだめというようなことが書いてあったのですけれども、果たしてこの農園とかが不

動産に当たるのかどうか分からないのですが、やはり農業に親しんで、ずっと継続的にやっていってくれる町民がふえるということはやはりいいことだと思うので、これを起爆剤で、ぜひそういう市民農園なども借りられるようなというのはどうなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 市民農園もサービスの一環でございまして、不動産の賃貸、家賃やなんかの消費の喚起とまたちょっと異質なものですから、不動産は除かれるというふうなことでありますけれども、これはサービスの一環と見れば、市民農園の事業者さんに加わっていただいて、やはりこれもこの対象になるというふうを考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひタクシー、こういう市民農園、あと今ちょっと入っていたかどうか分からないのですけれども、今ご婦人たちが元気であるためにフィットネスクラブみたいなのところとか、あといろんな、何というのですか、踊りを踊るとか、そういう習い事なんかにもそれもサービスの一環で使えるのかどうか、そこも聞いておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今までのお話から、何というのでしょうか、推測をするわけですが、これは商工会のほうで事業主体になってやっていただきますので、当然商工会がこれから決定をすることになると思いますけれども、やはりサービスにつながる事業でございまして、対象になるというふうを考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 嵐山町では、ありとあらゆるサービスを利用して、皆さんにこのお金を活用して元気にいていただくために、工夫してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、島根県の記事になるのですけれども、これだけ30%も嵐山町頑張ってくださいているのですけれども、一応耳に入れておいていただきたいのが、市町村がプレミアムつき商品券を発行する際、18歳以下の子供さん3人、4人、5人と子供さんが

多子世帯、子供の多い世帯を対象に、1世帯当たり1万円程度を上乗せする支援を行いますという、島根県なのですけれども、子育て世帯の生活支援に同交付金の活用のお考えはというような記事があったのですけれども、嵐山町いかがお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このたびのこのプレミアムつき商品券、これは、国からの交付金を利用して行うわけですが、地域の消費の喚起生活支援型というものを使うわけなのです。

この交付金のほかに、地方創生先行型という交付金も来るのです。この中で今考えているのが、保育料の軽減措置、多子世帯の保育料の軽減措置を図ろうというふうに考えておまして、このプレミアム商品券では多子世帯の援助については嵐山町は考えておりません。国から来る交付金を全てプレミアム分に充当し、これに係る事務費も町で全て負担をして、商工会にお願いをするというふうなことでございまして、来ているお金は全てプレミアムのほうに使わせていただいて、違う交付金を使って、今申し上げました保育料、多子世帯の保育料を援助しようということを今考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） いろいろと考えていただいてありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、3番目に移りたいと思います。

まちかど健診について。買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが進められております。嵐山町では、大手スーパーなどに大型駐車場もあり、健診率アップにつながる。近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されております。お考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

コンビニ等で買い物ついでに健康診査を気軽に受けられるという取り組みは、佐賀

市、尼崎市などで実施されたものが報道等で取り上げられております。その内容を見ますと、その場での当日受け付けではなく、事前の予約申し込みが必要であり、いわゆる集団健診を保健センター等ではなく、コンビニで実施しているものと思われます。それでも、より気軽に、また身近に健康診査を受けられる点で参考にすべき事例とは思いますが、人口46万人の尼崎市の例では、1回の受診は20人程度とのことであり、佐賀市の150人規模の受診の例は、コンビニといっても7,200平米の敷地内に診療所、老人ホーム、ドラッグストアを備える高齢者向け複合施設内での実施であります。

新たに集団検診を実施する場合、委託契約、委託費用をはじめ事前準備から事後処理までの事務量と費用を考慮し、嵐山町での受診見込み、費用対効果等を想定しつつ今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

また、実施する場所について、ご質問にありますようにまちかど健診を大手スーパーの駐車場等において実施する場合は、営業時間内で実施することとなり、その場合は企業等の承諾が大前提となりますので、具体的に実施を検討する場合は実施の意図、内容等について十分な説明を行い、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今はコンビニでのそういう例があるというお話を課長はしてくださいました。

確かに、まちかど健診というのが、これは佐賀市というところでやっているのですが、ちょっと県名がわからないのですけれども、野々市というところがありまして、ここが、あるコンビニの駐車場をお借りして予約制で健診をしたということが書いてあります。その結果、やはり、そのような中、最近では地域ごとで健診率向上に向けた取り組みなども行われているようになっていきます。

兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことのない潜在的な生活習慣病予備軍や重症者の掘り起こし、若年者の健診受診率の向上など、市民の健康寿命の延伸を目的に、2012年10月にあるコンビニと健康協定を締結、それに基づいて2013年10月20日から12月15日にかけて全部で12回、全国で初めて店舗の駐車場を利用して出前型の、いわゆるコンビニ健診を実施したと書いてあるのです。市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みとして、平成17年からヘルスアップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市では、まちの健康ステ

ーションをうたい文句にして、各種健康支援事業を展開しているということが記事に載っております。

それで、嵐山町におきましては、コンビニ何件かありますけれども、コンビニも手っ取り早いですけれども、大手スーパーさん、むさし台、平澤とかにありますので、そういうところで若いお母さん方が買い物に来る。そうすると、健診車がとまっていたら何だろうと思って、やっぱり若い人がなかなか健診を受けないというのですけれども、健診率は実情はどうですか。うちの嵐山町、健診率、若い人たちはどのくらい受けているか、データございますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

年齢別の健診率、手元にございませんけれども、平成25年度でいいますと、特定健診受診率31.88%でございまして、嵐山町におきましては今年度、26年度から自己負担額はワンコインということで、900円から500円にしたというのと、また、特定健診の案内通知ですね、そちらのほう、圧着はがきですか、見開きができるはがきで詳しく案内等させていただくという形でさせていただいているところでございまして、26年度の、まだ年度を終わっていないのですけれども、受診率がどの程度までなっているかというのがちょっと今のところわかりませんが、嵐山町ではそのような対応もしております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどの答弁で、スーパーの駐車場などを借りた場合は、事前準備から事後処理までの事務量と費用を考慮し、嵐山町での受診見込み、費用対効果など想定しつつ今後の検討と書いてあるのだけれども、この委託契約とか委託費用というのは大体幾らぐらいかかってしまうものなのか、おわかりでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 申しわけございません。ちょっと手元に今資料がございませんで、わかりかねます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ただでは貸してくれないと思うのですけれども、ただ、今、嵐山町、交通安全キャンペーンを嵐山町のヤオコーバイパス店さんをお借りしてやっているのですけれども、あれは何かそういう委託料とか何らかはかかっているのか、課長にお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ヤオコーさんのところでは、年4回今キャンペーンをさせていただいております。費用的には、ヤオコーさんのご厚意ということでお支払いをしております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、ここで言っている委託契約、委託費用というのは、そういうスーパーさんの駐車場とかとは関係なく、その集団健診をするバスに結局来ていただくわけですから、大体、あれは、ではそちらに行行ってやっていただくというときには、いかほど金額がかかるのかはわかりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 申しわけございません。ただいまちょっと手元でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、今後、そういう場所で受診率が上がるかどうか、今後ぜひ検討していただきまして、やはり若い人が恐らく健診に来ていない人が多いと思うのです。40代とかの女性とか、働き盛りの。ただ、主婦とかそういう方が、こういう買い物をやっているところでやっているという、立ち寄ってくれるのではないかなと思うので、ぜひ今後検討していただきたいと思いますので、以上で終わりたいと思います。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○青柳賢治議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の循環型社会形成についてからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子、一般質問を行います。

まず最初に、循環型社会形成についてということで、循環型社会というのを一般質問に出してきたのは久しぶりかなと思うのですが、まず（1）として、循環型社会形成とバイオマス産業を導入したまちづくりについての施策展開の考えを伺います。

（2）番目として、国のバイオマス推進計画及び埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画より嵐山町のバイオマス推進計画を策定することで一層環境政策を推進することができますが、考えを伺います。

（3）番目です。バイオマス産業都市構想を小川地区衛生組合管内自治体並びに組合において構築し、木質、食品廃棄物、浄化槽汚泥、下水汚泥など、管内のバイオマスを活用した収集、運搬、製造、利用までの一貫したシステムのある産業創出と地域循環型のエネルギーによるまちづくり構想を働きかけることで、嵐山町の循環型社会形成を推進することができます。

小川地区衛生組合管内町村には、バイオマス産業を確立できる基盤があります。考え、及び働きかけの必要性についての見解を伺いますが、昨日ですけれども、衛生組合のほうの報告があったのですけれども、衛生組合議会でも同じような報告を出しているというふうに感じました。なので、これは方向としては非常にやりやすいかなと思います。

それともう一つ、先ほどの島山議員のまち・ひと・しごと創生事業という形でも同じようなことが考えられるなと思って一般質問を聞いていたのですけれども、答弁を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。大項目1番、2番、3番についてお答えをさせていただきます。

（1）番ですけれども、バイオマス産業都市は平成25年度より関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進をし、全国から応募のあった地域をバイオマス産業都市選定委員会で選定をしています。現在は、22地域がバイオマス産業都市として認

定をされております。

今後、循環型社会を形成する推進の中で、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬・製造・利用、これまでの経済性が確保された一貫のシステムを構築をし、地域のバイオマスを生かした産業創出と、地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特性を生かしたバイオマス産業で環境に優しい災害に強いまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

(2) 番です。バイオマス利活用の計画的な推進や、農林業者、住民等への情報提供など、バイオマスの利活用に関する積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

(3) 番です。小川町では、現在、一般家庭約95協力世帯の生ごみと給食センターの調理くず等の約190日分の生ごみをNPO法人小川町風土活用センターに委託をして、生ごみの資源化を図っております。これらの取り組みを参考に、小川地区衛生組合管内町村でバイオマス産業としての可能性等を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番、2番、結構です。

3番なのですけれども、私、NPO風土がやっているということは知っているのですけれども、これにプラスアルファとして小川地区衛生組合では市野川下水道の管理センターありますよね、下水道汚泥が出てくると、それから小川地区衛生組合でも浄化槽汚泥が出てくる、それがとても、バイオマスをつくるのに有効なのかというふうに思っています、生ごみ以外のものでいろんなことができますよね、そのことをやっていくためには、NPO風土が主体になってやっていってもいいのだと思うのですけれども、もう少しいろいろな、5町村のいろいろな、どのような、実際にものがあるかというのを全部調べていくというふうなことがあって、かなり大がかりな事業をやっているかなといけけないのではないかなというふうに思っています。

それで、これを出してきているのですけれども、特にまち・ひと・しごと創生事業ですか、これは結構使えるなと思って今聞いていたのです。それで、どのような形でやっていくか、それも、バイオマス産業都市構想は今までと違って、市町村の連合やそれから民間事業者も入ってくるわけです。そうすると、うまくやれば、かな

り大がかりな産業を創出することができるというふうに考えているのですけれども、今の中でどの程度のことを、何ていうのですか、今までこれを働きかけたことがないわけなのですけれども、たまたま本当に昨日、小川地区衛生組合の議会でも同様の方向を出しているのです、そうするとかなり積極的に働きかけができて、立派な産業興しができるのかなと思っています。

特に嵐山町ほか小川地区衛生組合の場合は中山間地ですから、いろいろなバイオマス利用ができるなと思っていました、生ごみでのバイオマス利用ということで検索しますと大阪市が出てきました。大阪市の場合も、それはかなり大がかりなものでした。多分、町長も探していらっしゃるのを見ると、いろんな事例をご存じなのだろうなというふうに思うのですけれども、それについてどのように働きかけていくか、具体的に小川地区衛生組合でそれを働きかけていく場合には、どういう手続をしていくことができるのかまず伺いたいです。

小川地区衛生組合でもこれできると思うのです。合併浄化槽汚泥、それから生ごみは少なくともあるわけですから、多分、剪定枝なんかも入ってくると思うのです。そうすると大きな形でそれぞれができて、ときがわや東秩父はそれなりに和紙のコウゾの前、終わったものというのですか、そういったものを使って、それもまた入ってきて大がかりな事業ができるので、どんな民間業者がいるのかなというの、私もちょっとわからないのですけれども、具体的にそういった事業を行うプログラムをつくってくださるような、プログラムというか、相談できるような人を国に依頼できるということですから、まず国にそこら辺も聞いてみて、そして小川地区衛生組合に働きかけていく、これすごいなと思ったのです。きのうの衛生組合議会の報告を読んで、これ衛生組合ではできるなというふうに私自身は思ったので、その点について伺いたいです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

ちょっと資料を置いてきてしまったのですが、循環型のこのバイオマスの導入についてのまちづくりということで、これは何回も議員さんからご質問をいただいております、これをこういう形に持続可能な社会体制に持っていかなければいけないというのは、申すまでもない状況になっているわけです。

それで、今回質問をいただいたので、ちょっと一番関心があって調べたことというのが、国の政策があって、県があって、それで市町村に行くわけですが、国の考え方というのは全くそのとおりで、こういう方向に行かないと、化石燃料でそれをやって、今までの方向でやっていったら持続可能な形にならない、それとCO₂の排出の関係も考えたりしたら、そういう状況ではないだろうという大きなものがあって、それで埼玉県の場合には、それを受けた埼玉県の計画があるわけですが、びっくりしたのは、埼玉県の中で一番多いのは、当然ご存じでしょうけれども、ふん尿、畜産のあれなのです。畜産、それから残飯、そしてその次が木材のあれというのが3番に入らないのです。それで、今言った畜産のあれと排尿、それから残飯、それともう一つ何だっただろうな、それで大体80%ぐらいいってしまうのです。それで、埼玉県の中でそういうような状況なのです。

それで、埼玉県の中でまた比企郡の中をちょっとこれ調べてみる。そうすると、その3つの中というのが、埼玉県の中で占める割合というのが全く少ないのですね。人ふん、家畜のふんというか、要するに畜産業がそれだけ広範囲にやっていないということなんでしょうか。それと、残飯の残量、これもやっぱり比企郡というのが、人口がそれだけだからそういうことなのかなということで埼玉県の中で大体6%ぐらいなのです。さっきのあれも6%ぐらいなのです。ですから、1割もいかない。それで、もっとほかのものについては林業関係の廃材とか、それから林地何とかという、山で出るそういうようなものですね。そういうようなものも本当に6%にもいかないぐらいなあれなのです。

というのは、比企郡では林業が盛んではないのだろうなという、埼玉県全体の中から考えると、そういうようなことを考えたときに、これもバイオマスの原料というものがどういうふうに確保されるのか、それとバイオマスの原料というか、これを企業として採算ベースに乗せるためにこういうことが必要ですよというのを埼玉県にも書いてあるのですけれども、このバイオマスの収集というのは広範囲で少量ずつなのが特色なのだって書いてあるのです。要するに一遍のところにとどかんとあるのではなくて、あっちにもこっちにもあるのを少しずつ集めてそのところに行って再生産をして製品化していくということで、その運搬経費というものを考えると、その地域のところにそういう産業が集積していないところでは大変厳しい状況ができてしまうという、県の中にも課題として書いてある。

そういうことを考えた上で議員さんの質問をこう見ていく中で、本当にこの地域を考えたと思うのですけれども、その地域の中で、今話が出ているその地域創生の中の企業として育てていって、そしてそれを産業の地域の核にして、そこで人を集めてというような形にしていくのには、先ほども言いましたけれども、できないと言ってしまってはあれなのですけれども、非常に厳しい状況だろうと。

その1つというのは、製品化をした場合に、油の生成をするとかいろんなものをつくっていく中の製品の品質というものをいかに維持をするのか、自動車の燃料なんかに使うのだけれども、その燃料に使う品質が悪くてトラブルが起きてしまうとかいうのが起きてしまっているところもあるとかいうようなことが書いてあるのです。そうすると、品質を維持をすること、そして製品価格をどうコストダウンを図っていけるか、それには原料になるものがいかに効率的に集められるかというようなことが書いてありまして、それらを検討する中でどうやって企業化をとっていったらいいのかなというのは、やはりかなり研究が要るのではないかなというふうに思ってます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もちよっとは勉強したのですけれども、必要なことというのはやっぱりあると思うのです。どこにどのような素材があるか、その素材はどのようなものか。別に、てんぷら油でガソリンをつくるというそういうふうなものを持っているわけではなくて、今大阪市でやっているのは生ごみのバイオ発電、それにプラスチックいろいろな、生ごみだけではないのですけれども、そういったものをやっている。大阪市の場合は、私たまたま大阪市を生ごみ発電というので見たのでそれが出てきました。

もっといろいろな、バイオマスというのは、いろいろな使い方があるので、それは金額がかかるからというのももちろんあると思うのですけれども、見ていますとやっぱり5年、10年の計画かなというふうに、一遍にはできない。まず、最初に1年ぐらいかけてどのような素材があるか、それにかかわる民間事業者がどのくらいあるか。民間事業者なんかで見てみますと、牛井をつくるのではなくて、あそこにあるのは、すみません、ごめんなさい。花見台工業団地も1社ありますよね、そういったものをつくっているところ。エコ計画ではないようなところでそういったものがある。松屋フーズで、やっぱりそういったものを少し使っていると思うのです。そういったものを加わっていただいて、バイオマスの電気で作る自動車というのがあるらしい

のです。そうすると、町内というか、5町村を回って、5町村ではなくてもいいと思うのです。小さいところで集めていって、小さいところでやっていくというやり方もあるけれども、総合的にやっていくという、いろいろな形があると思うので、1年、2年は研究していただく、5町村で、小川地区衛生組合というのは、私はたまたま、たまたまではないのですけれども、小川地区衛生組合というのは割と連絡がとりやすいだろうなというふうに思っているのと、浄化槽汚泥と生ごみがあるということで、その近辺が一番いいのではないかなというふうに思っているのと、それでやってみて、そして研究をした中で、初めから事業者に入ってもらおうというやり方もあります。どの事業者がいいのかわからないのですけれども、そういったことも一緒にやっていくという形で、私はぜひ小川地区衛生組合管内の自治体に働きかけていただきたいと思うのですが。

特に小川地区衛生組合の議会の報告があったということもあって、これは後押しできるなというふうに思っていますので、そうするとこれはどうなのですか。町長のほうから働きかけていくのか、職員のほうからそういった話があるというふうになっていくのか、私もそういった一つの事業を立ち上げていくときに、どのような形をつくっていくのかわからないです。NPO風土もすごく役に立つと思うのです。ですので、そういったことはまだ手続的なことがわからなければ、それでもいいのですけれども、ぜひ小川地区衛生組合で嵐山町のことと同じように働きかけていただければと思うのですけれども、もう一度お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 衛生組合でというお話ございました。今さっきの忘れたのを思い出したのですけれども、3番目稲わらなのです。家畜それで残飯、稲わら、それで4番が材木関係の切れっ端というか、端材というか、そういうもので、稲わら、それでは稲のもみだとか麦わらとかというのがありますが、そういうものというのは利用率が90%ぐらい使われているんですね。それが敷かれたり、あるいは食べ物に使ったり、畑の中に入れてたりとか、ほかのあれなんかでということで、そうすると、ちょっと横にそれてしまってあれですけれども、そういうようなものをこれに使うための資源をつくっていくというものは、全く別の食べ物でない植物を別個につくっていくということになると、その補助というようなことも、どういうところをどうし

たらいいのかというようなことがあったりとかということで、いろいろバイオマスの原料、材料を考えていくのに拡大をしていくのに課題があるというようなことが書いてありました。

それで、今おっしゃるように、これは限界だとか、これはやめだとかというのは今もうない時代ですから、何とかしなければいけないし、それもこのあたりの資源ですから、そういうものをどうやってたらいいのか、それと大規模にできないとしたら、小規模の中で、それのごみの処理が減るような形、生ごみの処理だとかあるいはほかのものだとかいうようなものがどういうことになるのかというような形で、研究を、研究と言うとちょっと大げさですけども、そういうものを調べていく必要というのはあるだろうなというように考えています。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、研究する必要はあるだろうなというふうなことまでは、お答えとしてとても大切だと思うのです。でも、研究するのを嵐山町で研究するのか、どこの場で研究するのかということがまず必要です。そこのところの最初の働きかけを町長はどのようにしていただけるのか伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどの話に出ていましたけれども、今、人が一番問題なのです。ですから、調べたり研究したりなんかというのができない状態なのです、いろんなことが。子育てはどうですか、介護はどうですか、痴呆症はどうします、では農業はどうですか、商工業はどうですか、全部そういうことを研究して調べていろんなことをやらなければいけないわけですけども、今度の地方創生の中で、そういった資料を集める何かするのに国から補助金が出ているのです。ということは、もう、地域ではギブアップだよな、できないよな、だから調べたりなんかするのは金使ってしまうのがないや、それは国が出すよしいうことだと思うのです。

ですから、そういう状況の中ですから、いろんな形で、どこでやる、そうするとすぐもう4月からということで、なかなか難しくなってくるので、嵐山町の中である程度こういうものを調べて、方向が出て、こういうことなのだけれども、どうでしょうかというような形でないと、なかなか話もほかにも持っていけないような状況だと思うのです。

今度のこの創生にしても国からいろいろな指導だとか人がという話があって、最初、課長が想定したのと違うという話がありましたけれども、まさにそういうことなのです。地域が思っていたとおりの人が来るわけではないのです。それだけ地方創生の内部の準備というのがおくれてしまっているわけです、国で考えているより。だから、そこのところに専門家をもらったって、とても話が進まないような、もうちょっと煮詰まってからでないといかないような状況になっているわけですから、そういう中でどこでと言われますと、嵐山町の中で担当課の中で地域の中で話を詰めて、そこのところから一歩進めていくというような状況かと思えます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 非常に貧しい状況だなというふうに思うのですけれども、人材的にもきっと、時間をとっていただければすばらしい人材が職員の中から出てくるのだと思うのです。でも、実際には日常的な仕事もあるのでそれは難しいとなると、どうなのですかね、嵐山町にはどのような、そういったものに対して関心がある人もいると思うのです。そのような人を集めていくとか、そして実際に住民とのパートナーシップやそれから民間事業者とのパートナーシップ、私、多分エコ計画でもそういった人はいるのかなと思うのです。いるかどうかわからないのですけれども。それから、やっていらっしゃる方で、仕事をしていらっしゃる方というのは、ある程度関心があるのではないかなというふうには思うのです。

特に、私は、NPO風土は先ほど出てきましたので、NPO風土のグループに、嵐山町のことをNPO風土のグループにある程度相談してみるというのは、小川町のNPOだからどうというふうに思ったのですけれども、そういった形でしか、今嵐山町から始めていくというのだったら、そういうふうな働きかけをしていかざるを得ないのかなというふうに思うのです。今の現状の中で、そして、それは補助金が出るそうですから、わずかな金額かもしれないけれども、そんなに、どういうふうなものがここにあるとか、そして材料があるというのを調べていく、そんなに難しいことではないように思うのですが、どうぞ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ説をお聞かせいただきありがたいわけですが、やはり何かを取り組んでやっていくというときには、成功例というのを、よくみんな、ど

このところではどういうふうにやって、この地区ではこういうふうにやってというのがあるわけですが、バイオマスのこれについてこの近くで一番設備投資したというのは秩父だと思うのです。あそこのところが、何か、話だと今原材料が入ってこない、ないというような話なのです。小川地区のところも資料はいただきました。しかし、そこのところは広がりはないのですね、今のところ。ですから、広がりがないということは現状を維持をしているということなのです。

それで、ちょっとこれも話が横にそれますが、オリックスの工場、寄居にあるのですが、ああいうところでは、もう人口減少、それと社会の構造がこういうような状況になってきている中で、いかに原材料を確保するかというので、東京都内のほうのある区に働きかけ始めているということなのです。そこまでそういうものが困ってきているような状況にあるというような現状もある中で、どうやっていったらいいのかなというのは、みんなもう日本中がこういう社会を迎えてどういうふうにやっていったら生き抜けるのか、どういうふうにやっていったら今の社会を維持をして、次の世代に引き継ぎができるのかというのをみんな模索をしている状況ですので、これはできない、あれはできないとかということではなくて、できる方法はどうかあったらいいのかというのは考えていかなければいけないと思いますが、大変今厳しい状況だと思います。

- 青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は4時ちょうどいたします。

休 憩 午後 3時47分

再 開 午後 4時00分

- 青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

1番の(3)、どうぞ。

- 13番(渋谷登美子議員) なかなか、町長のお話では、まず、嵐山町で研究してからということだったのですけれども、嵐山町で研究する場合には、まち・ひと・しごとの事業のワーキンググループにそれを1つ加えて、そしてその中にさらに事業者を何名か入れてもらって、それで研究して、と同時に衛生組合にもそれを当然働きかけてという形の話になっていくと思うのですけれども、そこら辺の手順はいかがでしょう

か。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全てそのような状況ができるといいと思うのですね、ほかのものは。総合創生の中のプランニングのその研究過程で、ですからそういうワーキンググループ充実した内容がとれて、全部そういう方向に行けると、農業にしる、工業にしる、道路づくり、橋づくり、全てのことにそのような状況がとれていくといいと思うのですけれども、どこまでできるか、それで、そのできない部分をいかに外部からそういった情報をとれるか、それをそして生かしていけるか、まさにそれが競争になっていると思うのですけれども。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうするとですね、嵐山町のバイオマス推進計画をつくるということを前提のワーキンググループをまずつくって、それと同時に衛生組合にもそれを働きかけていくという形で、手続的にはそういうふうな形が行われるだろうというふうに予測してよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 このバイオマスに関してだけのワーキンググループを別個につくってということができるかどうか、まだ、今の状況ではお答えできません。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） わかりました。

では、次、小川地区衛生組合管内の市町村においても、同様に働きかけていかないと、同じようなレベルで話をしていくということができないと思うのです。ですから、たまたま本当にいただいた小川地区衛生組合議会のこれでは、調査、研究のまとめという形でバイオマスを利用するというふうな形になっていますので、小川地区衛生組合議会においても、ワーキンググループをつくっていただければいいのかもしれませんが、同時に小川地区衛生組合と、それから小川地区衛生組合管内の町村に働きかけていくということをお願いしたいと思います。

次、行きます。2番目ですけれども、住宅用太陽光発電設置の補助金交付要綱についてですが、最近町を歩いていますと屋根の上に随分太陽光のパネルが乗っかってい

るなというのがわかるのですけれども、どのくらいふえているかというのが、現実的にはわからないのです。

まず、1ですけれども、把握できている嵐山町の太陽光発電設置状況、売電契約している電力会社を伺います。

2番目ですが、売電は東京電力以外も可能と判断しますが、住宅用の場合、売電の契約しない場合もあります。その場合、今の補助金交付要綱では、補助金は交付されません。オグリットも含めた補助金交付要綱への変更が必要であると考えます。考え方を伺います。

きょう、調べてみたのですけれども、1キロワットで大体オグリットだと67万5,000円ぐらいでできるみたいですね、自分でつくって。自分でつくってですよ。自分でつくって、全部のものを合わせて67万5,000円というキットがありました。節電している方は、1キロワットぐらいで大体済ませていくのが基本かなというふうに考えておりますので、その点もあわせて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目2の（1）につきまして、お答えをさせていただきます。

補助金の交付の対象となりました住宅用太陽光発電システムの設置状況であります。平成22年度が20件、23年度が27件、24年度が43件、25年度が52件、26年度2月末時点で39件、合計181件、出力にいたしますと789.45キロワットでございます。1件当たりの平均でございますが、4.36キロワットというふうになっています。

また、全ての方が東京電力との買い取り契約を結んでおります。

続きまして、質問項目2の（2）につきまして、お答えをいたします。売電の契約でございますけれども、東京電力以外でも制度的には可能となっております。その相手方として、特定規模電気事業者、PPSと呼ばれる新電力がございます。ただし、このPPSが買い取る場合でも一定の要件がございまして、比較的小規模な一般家庭の発電設備では買い取りが困難な場合が多いというふう聞いております。

次に、町補助金交付の考え方でございますが、町の補助金は電力会社との受給契約、余剰電力の買い取り契約、これが必須となっております。送電線とつながっていない、いわゆるオグリット、これにつきましては、渋谷議員さんおっしゃられるとおり、対象外というふうになっているわけでございます。

一方、ストップ温暖化条例に基づきます推進計画におきまして、再生可能エネルギーの活用、とりわけ太陽光発電システムの普及拡大は行政をはじめ、町民や事業者、NPOなど、協力連携して重点的に取り組まなければならない課題に位置づけられております。

したがいまして、オグリットなどへの補助金交付につきましては、ストップ温暖化条例及び、これに基づく推進計画の趣旨に沿いまして十分検討の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○岩澤 勝町長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

嵐山町では太陽光発電設置、かなりいろいろなところでやっていて、農地とかにもあるわけなのですが、具体的にはそれを把握する方法がないわけなのですが、一度でもいいから、嵐山町全体で太陽光発電で発電量があるのかというのを知る方法というか、調査する方法というのはないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 先ほど申し上げました補助金が出ておりますので、国、県の制度も終わりましたけれども、現在町の補助金も出ておりますので、低電圧の一般家庭における太陽光発電の能力についてはわかっていますけれども、果たして、昼間全て余剰電力を売電している家庭もあるでしょうし、昼間で使い切っているお宅もあるでしょうし、その実態を調査するというのは、なかなか困難なことというふうに思っております。

ただ、今、PPSが嵐山町では現実的ではないということで、PPSに販売をしている家庭はないわけですが、県でエコタウンの指定を受けている東松山市、あるいは本庄市、ああいったところは集団で一定の余剰電力をこのPPSのほうに販売をするというのは大変現実的だということで、経産省の認可手続もされているというふうなことも聞いております。そういったところが、その契約を結んで、コンデンサー等もついて余剰電力は販売しているわけですから、そういったところは把握することは可能ですけれども、嵐山町において実態を把握することは非常に難しいというふうに思っております。

○岩澤 勝町長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうですか。農地とかにもあるなというふうな感じで、町を歩いていると結構いろんなところにあるのです。農地にあたりするので、それも合わせるとどのくらいになるかというのは、自分で1件1件当たって調査するしかないのだろうなというふうに思うのですけれども、PPSの今のお話を伺いますと、例えば集落で集団で家庭の太陽光発電を設置した場合には、PPSに売ることができる、若干、今の東京電力よりも売電価格が高くなるのかなというふうには思うのですけれども、そのようなことを考えるような、今の現状では、職員体制も難しいので、難しいということはあるのかもしれませんが、一定の集団、地域にという形のことは今後考えられるでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 東京電力については、売電価格が公表されておりまして、一番高いところで48円、今は、26年度で一般家庭の場合37円、全量販売の場合はまた違ってきますけれども、一般家庭で販売するとそういうことになっておりますけれども、PPSの場合はですね、個別協議というふうなことになっているのだそうです。東京電力に比べて、最低1円以上は高いというふうに言われておりますけれども、それは設置をしている場所等いろいろな事情があるようでございまして、実態については我々のところでは把握はできないというふうなことになっております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、集落的に太陽光発電を進めていくということは、今のところ難しいというふうに考えてよろしいということでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ストップ温暖化地域推進計画、昨年3月に策定したものでございますけれども、これによりますと、行政が進める重点施策の中に、未利用地等へのメガソーラーの導入の検討というふうな項目があるのです。ですから、いろんな形で町にそういうふうな問い合わせがあった場合には、この計画にのっとって、町もスムーズにこの設置ができるように協力をしていくというのが、町の基本的なスタイルだと

思うのですけれども、個々の、例えば志賀地内ですとか、杉山地内、個人の方が未利用地に設置をしていることについては、補助金の対象にもなりませんし、小規模のものは許認可の対象になっておりませんので、町が把握するという事は困難ですけれども、今申しあげましたメガソーラー、これは1メガワット以上のものについては、それなりに町のほうにお話があり、例えば林地開発の許可ですとか、農地転用の許可ですとか、さまざまな許可手続は町を経ることになりますので、そういったところについては町のほうもかかわりを持ちながら円滑に推進ができるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次に移りたいと思います。ありがとうございます。

男性にとっての男女共同参画推進策についてですけれども、これ、平成24年度と書いてありますが、平成24年度3月の内閣府の男女共同参画局の男性にとっての男女共同参画意識調査によると、男性の役割分担意識に関連する「5つの志向性」という形で、1として「主導権役割志向」、必ず主導権をとりたいという志向があるということ、2、「経済的役割志向」、経済的にも自分が経済的に持っているぞというふうな形をやりたいということ、3番目として「社会的役割志向」、同じようなものです。「私的感情抑制志向」、自分の感情を抑えつける感じ、「日常生活依存志向」、これは日常生活については自分ではやらないで、やっていただくというふうな志向があるということが報告されました。

この男性の5つの志向を解消することで、固定的男女役割分担意識の解消が男女にとって生きやすい社会をつくることにつながると考えています。また、消滅自治体の危機を回避する施策にもなると考えています。

地方自治体によっては、さまざまな男性に対してのアプローチがあり、男性の地域参加活動事例が公表されています。東京近郊の嵐山町において、都内への通勤等、退職世代に配慮して、ごめんなさい、これ何か変な書き方してますね。出産・育児・介護・家事・地域活動への参加意識の育成をどのような施策で展開するか伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目3についてお答えをさせていただきます。

男女共同参画実現の大きな障害の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形づけられてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識があります。国の第3次男女共同参画基本計画でも、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進めるとしております。

議員ご質問の内閣府が実施をした「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査は、男性にとっての男女共同参画を効果的に推進するための方策を検討することを目的として実施されました。この調査によりまして、「5つの志向性」の度合いと、日常生活の意識・行動、具体的には夫婦の会話や育児参加などと志向性との関連性が明らかになりました。

この調査結果を踏まえ、改めて国や自治体は、性別による役割分担意識の解消、働き方の見直しなどを進め、男性が育児・介護・地域活動等に参画できる環境整備の推進及び定年で退職した男性が地域活動等に積極的に参画できるよう支援することに力を入れる必要があると感じております。

具体的には、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進、企業における男性管理職等の意識の啓発、男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の整備、男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取り組みの支援、男女間における暴力の予防啓発の充実、そして食育の推進、男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持など、幅広く進めることが求められているものと考えております。

本町におきましても、全国の自治体における活動事例等を参考に、本町に生かせるような事例を研究するとともに、町として取り組めること、県や他の機関と連携しながら取り組むことなどを整理しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、本年度開催の嵐山町男女共同参画審議会での検証意見として、町民の視点に立った広報の掲載が必要である、また各種相談内容の検証を行い、男女共同参画の啓蒙啓発活動に生かすことが必要である、研修参加を求めるだけでなく、さまざまな集まりの場面に外向いて、10ないし15分という短い時間であっても男女共同参画に関する話ができるようにすることも必要であるなどの意見が出されております。このような意見も反映できるように考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

私も幾つか、地方自治体の実例というのを見ていて、おもしろいなというものがあったのですが、例えば若者とイクメンと、それからシニア世代と3つに分けて、さまざまなことをやるのですけれども、私が一番おもしろいなと思ったのは、シニア世代のファッションショー、男性のファッションショーです。ですから、町長がモデルになって出ていっていろんなことをするとか、副町長も何かちょっと格好いいのをやって、ファッションショーをするというふうな形のちょっと遊びみたいなものもやりながら、男性の意識を変えていくというのですか、そういうふうな形のプログラムがあってもいいかなと思ったのですけれども、これはふれあい交流センターなどでやってもらいたいと思うのですけれども、文化教養講座ではなくて男女共同参画推進の講座というのをある程度、毎年毎年5回ぐらいの講座でやっていってもいいのではないかなと思う。これは、本当におもしろいなと思いました。

介護のことなどは特に3分の1の方が、今、男性が介護の担い手になっているということで、非常に苦しい思いをされている方も多いということなので、男性の介護の方がその日は集まって話し合いをするとか、お食事と一緒につくってみるとかあるみたいなのですね。これは、嵐山町の場合、シニアの男性とても元気がよくて、いろんなところで活動していらして、特にパトロールなんかなさっているの、そういった形でも、子育てに町も手伝ってもらえるのでいいのではないかなというふうに思っています。

それと、イクメンに関して、嵐山町で子供と一緒に料理をするというふうな形の講座があってもいいかなと思っていて、1年に5回ぐらい毎年そういった企画をつくっていけば、それも定着して多少は男性にとっての男女共同参画推進策が進めていけるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私も今回、議員さんにこのご質問をいただきまして、全国の事例というのを調べさせていただきました。

本当に全国的には、男性参加を目的としたいろんな講座も行われておりますし、ま

た今の介護のお話なんかでは、むしろ自主的な団体を立ち上げて、介護に、はっきり言って苦勞なされた方が、男性として親を介護しその苦勞をなされたその思いをされている方が、この町内にもいらっしゃるのではないかと、そういった思いでそういった方たちに声をかけて、そういったグループを立ち上げて活動なさっているというような事例もたくさん、それは一つの例ですけれども、そういった形で自主グループを立ち上げてやっていらっしゃるというような事例もたくさんあるなというふうに、改めて感じたところでございます。

そして今、議員さんがお話をいただきましたように、嵐山町でも男性をメインにしたような研修というのは、以前、男の料理教室なんてのをやっておりまして、今は自主グループとして、ふれあい交流センターでその講座をやっていただいております。

実際の現実の話として、交流センターでの講座で今やっている中に、かなり男性の方が参加していただいているものがございます。それは、男の料理教室であるとか、やさしいパンづくりというような教室があります。これにも男性がかなり参加していただいています。それから、植木課長が講師としてやっておりますそば打ち教室、これにも半分ぐらいは男性というような形です。

それから、国際交流協会で行っておりますようなネパール料理教室ですとか、ガーデニング教室なんていうのも、今は、参加が男性がふえてきているという実態がございまして、こういった事業については、ぜひまた、そういった男性も意識した参加がしやすいような形で継続をしていっていただきたいなと思いますし、また、もう一つ、地域支援課の関係で申し上げますと、やはり地域での男性の参加、あるいは女性の参加、この辺のやっぱり意識改革といいましょうか、そういったものが一つの課題でございます。

男女共同参画の審議会の中でもお話がございましたように、やはり地域の中における男性、女性の役割といいましょうか、そういったものについて意識をしていただくということについては、地域支援課としてもさまざまな防災や、本当に嵐山町では自主防災組織も形成されておる、それから、防犯ボランティア、議員さんおっしゃられたような形での活動もしていただいております。話をする機会というのが、非常に多いなというふうに感じております。ぜひ、そういったところの中に出向きまして、議員さんご提案いただいているような男性参加型のそういった意識改革といいましょうか、そういった事業も取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、来年度の事業に期待しまして、どのような形が行われるかはわからないのですけれども、シニアのファッションショーというのをぜひ一遍やっていただきたいものだと思います。

では、次に進みます。4番目ですけれども、若者の貧困対策についてです。これ、先日の2月20日ですか、上村遼太君ですか、とても状況が悪いなと思って、これがもう少しいろんな形のことが、地域でもできていたら防げたようなものではないかなというふうな形で調べてみました。

それで、質問しますけれども、嵐山町でも決していい状況ではないなというのがあります。まず1番ですけれども、母子世帯・生活保護世帯の子供の中学卒業後の生活実態把握を行い、高校中退・引きこもり等がある場合の相談事業は、どこが担当するのか伺います。

2番目です。不登校の傾向や、基礎的学力の不足していた中学生、中学卒業生に対してのサポートが貧困の連鎖を防ぐ一つの方法です。子供と大人の地域的な居場所事業が展開できれば、サポート体制がつかれると思いますが、考えを伺いますということで、きょうの資料なのですが、ここにあるように、嵐山町は比企管内では8市町村の中で、母子世帯ひとり親、父子世帯が多いというのがわかってきました。嵐山町、これだと、母子世帯・父子世帯は児童扶養手当をいただいている方で2.2%で、比企郡管内では多いです。それから、生活保護世帯も比企郡管内で、これ世帯でやっているの、ほかに子供のいる世帯で何%という形はカウントできないのでこういう形にしたのですが、やっぱり生活保護世帯の2.1%として、とても、私は、この数字が比率にしてしまうと2.1%、やっぱり多いのではないかなというふうに思うのです。

それで、これに関しては特に次世代育成計画も12歳までですか。10代の子供たち、一番多感な時期の子供たちをどこで把握して、相談事業やサポートしていくのかということが大切だと思いますので、質問させていただきます。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目4の（1）につきまして、お答えを

いたします。

生活保護世帯のうち、中学3年生から高校3年生までの方は、9世帯11人おります。中学3年生1人は県立高校進学予定、中学校卒業後の未成年8人が高校在学中で、そのうち、中学生1人、高校生3人が、埼玉県実施の生活保護受給者チャレンジ支援事業に参加をしております。高校へ進学しながらも中退した生徒が2人おりますが、福祉事務所において個別に相談し応じながら、自立に向けて就労支援をしております。

また、母子世帯に限らず、生活困窮者の方の相談には、埼玉県社会福祉協議会と連携をして対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目4の（2）につきましてお答えさせていただきます。

子供の貧困が深刻な社会問題になってきていることは周知のとおりでございます。貧困家庭の子供が増加する中で、社会で孤立しがちな子供を救い出し、貧困の連鎖を防ぐことは喫緊の課題と思えます。

貧困家庭ゆえに基礎的な生活習慣を身につけられない子供は、学校生活になじまず、学習意欲が失われ基礎学力の低下を招き、不登校に陥ることもあると思えます。

安定した職につけず、中学を卒業した子供もまた貧困に陥る貧困の連鎖を食い止めなければならないことは申すまでもありません。

貧困の背景は、ただ単に親の問題、家庭の問題として考えるのではなく、社会や経済の影響や変化にあると考えます。貧困家庭が増大し格差が拡大しないためにも、国や自治体、地域社会が連携し、特に地域ごとに貧困家庭を把握し、継続的な支援体制を築く環境を整えることがまず大切と考えます。

そのためには、孤立した子供たちが安心して過ごせる場所をつくる必要があります。例えば夜の居場所を開放し、地域の無料ボランティアが無料学習支援や夕食支援を行うこと等、できることから始めてみることは可能だと思います。

ご指摘のように、子供と地域の大人たちが交流し、居場所事業が展開できる状況が人的、物的に整備、確立されれば小さなサポート体制が可能かもしれません。今後の検討課題として捉えてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員、4番の(3)についてが抜けております。ですから、そのところを(3)発言してください。

○13番(渋谷登美子議員) 発言ですか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) 済みません、失礼しました。3番の(3)行きます。

嵐山町の奨学金は、貸与型の奨学金ですが、一定条件の場合、少額の給付型奨学金をつくる方向が必要ですが、考え方を伺いますということです。

○青柳賢治議長 どうぞ、お座りください。

それでは、この小項目(3)について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、(3)につきまして、お答えを申し上げます。

今議会の議案第16号で上程しております嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部改正におきまして、利便性の向上及び定住促進のため、特別奨学資金、いわゆる入学時に貸与するものでございますが、返還期間中奨学生であった者が嵐山町に居住している場合、半額を免除する内容となっております、実質的な給付と言えると思います。

なお、この改正条例におきましては、普通奨学資金及び特別奨学資金の増額と、先ほど申しましたように特別奨学資金の返還免除の規定を設け、規則におきまして増額に伴い、奨学生の負担を考え返還期間を延長し、より使いやすい制度にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。

母子世帯・生活保護世帯の子供の中学卒業後の生活実態の把握というのは、では健康いきいき課で把握できるということと、それから、相談事業も健康いきいき課でやっているというふうな形になるのでしょうか。そのところがよくわからない。社協でやっているという形になっていくのか、その相談場所というのは、なかなか難しいかなというふうに思っているのですが、その点を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

生活保護に関しましては、実施機関が埼玉県でありまして、嵐山町におきましては埼玉県が事務を行っているところをございまして、生活保護の直接の相談ということになりますと、福祉事務所でやっているところをございます。

また、生活困窮者ということですね、生活保護に至らないですけれども、経済的に大変だというご家庭の相談というのは、うちのほうの窓口、あるいはまた埼玉県社会福祉協議会のほうで昨年の11月から、埼玉県生活困窮者自立促進支援モデル事業というのもやっています、こちらのほうでまた相談員がおりまして、そちらのほうと対応しているというケースもございます。

以上をございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この相談事業は、そうすると嵐山町では現状では行う場所がないという形になってくるのですか。

私がとても気になっているのは、上村遼太さんの例とか、それから加害者の例も、出てくる情報を見ていると、やはり子供が相談する場所がないというか、話ができる場所がないというのが一番ネックだったのかなと。その場合は、スクールソーシャルワーカーがあれば少しは動きができたのかなというふうな感じがあったのですけれども、嵐山の場合はそういった担当はないというふうな感じで見るとはいいですか。

県の社会福祉協議会となりますと、町ではさいたま市のほうまで行かなくてはいいかないということになるのですか。その点を伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

相談事業に関しましては、こども課あるいは健康いきいき課で直接窓口として対応させていただきます。それで、またその先として、福祉事務所あるいは埼玉県社会福祉協議会等に、問題に応じましてつなげていくということをございまして、最初の相談窓口といたしましては、こども課あるいは健康いきいき課としてお受けしているところをございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、とりあえずは相談窓口は、相談しやすい状況かどうかは別として、相談する窓口はあるというふうに考えていいということですね。

では、2番目に行きますけれども、2番目に関して言いますと、この資料なのですが、これも、高校中退の資料というのがなかなかなくて、どのくらいの子供が高校を中退しているのかなというのを見ましたら、探したのですけれども、これは平成21年の数字しか私が探した分では出ていなくて、21年度で中退者が2.2%なので、嵐山町でいくと大体3人から4人ぐらいが、公立高校なので中退するのかなというふうな感じ、私立だとどのくらいになるのかわからないのですけれども、私立となると、その子供たちの行き場ですよ、その行き場として教育長さんがとてもいいお答えをしてくださったのですけれども、居場所をどのような形で、つくることができればいいのですが、例えばふれあい交流センターでしたらば、フリースペースの中で何かができたら無料でもそこに行けるわけですが、ふれあい交流センターですと、5時になったら切れてしまいます。子供たち、普通、予約していないと行かれませんし、そういった状況があって、私としては、菅谷中学校区管内であれば、例えばパトロールセンターに子供たちが集まれるような、夕御飯が食べられる場所をつくってあげてきたりとか、非常にボランティア精神の高い方がいて、そこで勉強を1週間に1遍でも教えてあげるよというふうな形で子供たちが集えるようになったらば、そこで見ることもできるのかな。

とにかく、今、子供たちの居場所というのがないわけですから、それをどういうふうにつくっていくのかなと思っていて、菅谷中だったらパトロールセンターかな、玉ノ岡中だったら、ちょっと玉ノ岡中の管内、あそこら辺の近くで何か適当な場所がなさそうだなとか思って見ているのですけれども、杉山の公民館ですか、そういったところを貸していただくとかいうふうな方向はあるかなと思うのですが、それに関してのやり方がまた難しいなと思っていて、人材が今のところないわけですが、例えば今パトロールしていらっしゃる方の中でそういった方も元気がいい方で、若い中学生とか高校生と話してみたいというふうな方とか、将棋を指してみたいとか、碁を指してみたいというふうな方がいらしたら、それはある程度居場所としてつくれたりするのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 議員さんのご質問は、大変現在いろいろなことが発生している中で、今後嵐山町としても、「嵐山で今起きてないからいいんだ」でなくて、やはりこういった事態が起きているときに真剣に考えていかななくてはいけない。

また、先ほどの元気なシニアも嵐山多いというお話もございまして、こういった問題は学校だけではもうできない、つまり、私は、その地域全体で考えていく、その中で今議員さんがご指摘したような形ができるかどうか、やはり考えていく必要があるかと思えます。

しかし、いずれにいたしましても、よい意味でのお世話をやいてくださる方、元気で、私が子供のころはいらっしゃいましたよね。向こう3軒両隣ではありませんけれども、そういったおせっかいしていただく方がいらっしゃるまず地域から、今、議員さんがご指摘したような場所を使って何ができるか、検討していただくような機会を設けていただくと、教育委員会としてもありがたい。そうやって一緒になって考えていくことが大事ななというふうに今考えています。

しかし、これらの問題については町全体で、こっちはこっちというわけにはなかなかいかないので、できるところからそういった地域の連携、コミュニティーをやればなどは思っております。

また、現在嵐山町では、町の支援のおかげで、菅谷中校区、玉ノ岡中校区と小中一貫教育を行っています。特に、PTAの方たちや地域の方たちが、学校応援団という形で学校を押し付けているわけです。すると、学校応援団の中に現在まだ支援のできていないと思われるものが、学習支援なのですね。そういった、例えば不登校ぎみなお子さんとか、まだまだ貧困で物心のついている時期に、やはり子供だって自分の家が貧しいといえ、人様に誇りを持って言えないわけです。そういった子供の気持ちを聞いてあげられるスクールソーシャルワーカーとの連携とかいう方法はあるかと思えます。そういった中で、今後考えていくと、1つの地域から広げていける、そういった嵐山町になればいいかなというのが今、私個人の考えている考え方でございますので、ぜひ渋谷議員さんも一緒になって考えていただければありがたい、こんなふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

たまたま空き家のことをやっていますよね。地域にそのような場所があったら、町が空き家を借りてそういった場所に提供していくということができるのではないかなと思うのですけれども、それも含めてこういった形の若者の集まる場所というのですか、それをつくっていくと、何か一つの、継続的に嵐山町に定住してくれるような子供たちが育っていくのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか、町長。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

実は、先日教育委員さんと懇談会がございました。その席で、いろいろ今、マスコミをにぎわしている問題の話等も話し合われました。そういう中で、どうしたらどうなるのだろう。それで、例えば我々は、どういうことができるのだろう、子供たちにはどういうことをさせるようにしたらいいのだろうというようなことを、もうざっくばらんにいろんな話が出ました。それで先ほど、教育長のほうで答弁あったような内容で、地域の中であって、そういうようなことができないだろうか、それから、議員さんおっしゃったボランティア意識の高い方というような、そういう方々にお集まりをいただいたり、地域のことですから、もし話が進んでくれば食べるものまで話がいったときには、うちでとれた大根から菜っ葉から持ってきてくれる人もいたりとかというような形でその空き家の話も出ました。そういうようなことになったときには、これは町の出番だよという話も、そのときに話をいたしました。

1歩進めるのには、何をやるべきなのか、2歩はどうなのか、3歩行ったらどうなる、いうことで、地域を巻き込んでいったときに、違った、子供を取り巻くいい環境、社会の教育力といいますか、地域の教育力というか、そういうものが上がった地域づくりができていくのではないのだろうか、どこからどう取り組めるだろうかという話が行われまして、今おっしゃるように町の出番が来たときにははっきり対応していきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

3番目の奨学金のほうなのですけれども、これは議案が出る前にこの一般質問をつくりましたので、こういうふうな形になりましたけれども、国よりも嵐山町は一步前進したなというふうに思っていますので、よい答弁であったと思います。失礼します。

次に行きます。デマンド交通についてです。第6期高齢者福祉計画介護保険計画においては、平成27年からデマンド交通として、デマンドタクシーが試行的に実施であることが述べられています。本格的実施、地域公共交通の体系等について、今後どのような政策展開を目指しているのか伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目5につきまして、お答えいたします。

人口減少社会における少子化や超高齢化社会の進展は、本町においてもさまざまな分野に影響を及ぼすものと思われれます。中でも、町民の交通手段の確保という点に關しましては、高齢者の増加や子育て支援の観点から公共交通の必要性がさらに増大することが予想されます。

一方、現在の本町では、自家用車を利用される町民の方が多いと考えられることや、南北に細長い地形であることから、駅周辺の人口密度の高い地域と南部や北部と中間に位置する地域において、主に活動するエリアや移動先と移動のために必要な交通手段も一様ではないことも考えられます。このため、町内の地域ごとや世代別など詳細な調査により、まずは現状を把握し、これに基づく分析を行うことが必要であろうと考えております。平成27年度予算において調査費を計上させていただいております。

町は、今後地方創生への取り組みを進めてまいりますが、現在の減少傾向がある程度まで続くことは覚悟しなければならないと考えております。

現在の状況に比べ、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や、それに伴う行政規模の縮小はある程度避けられないものと予想されます。今後さらに、コンパクトシティの考え方に基づく公共施設の整理・統合、社会インフラの整備等のほか、地域公共交通につきましても効率的な仕組みをつくることが必要となります。また、今後の交通体系を考える上において、1つの自治体単独で進められることと、近隣自治体と広域連携できることを整理をしながら進めることも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、まず第1に町の現状を把握・分析し、いつの時点でどの地域に誰がどういった交通手段を必要とするのか、それに対して最も効率的で持続可能な交通手段はどのようなものなのか研究・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 平成27年度予算で調査をするということですので、現状でもかなり東松山の、市民バスというのですか、そういうのが丹波屋さんのところまで来ているのですね、東松山。それで、そこまで行って東松山のバスに乗って東松山駅まで100円で行くという方がいらっちゃって、そういった方が結構皆さんそれなりに調査研究して、車を使わない方はそういったこともしていらっしゃる方がいるので、必ずしも高齢者とか介護という状況の人ではない方も、そういうふうな形で使われているので、そうすると調査の仕方なのですけれども、もう少し若い人にも手を、どんな形で使っているのかということ具体的に調査される必要はあるかなと思うのですけれども、かなり多くの方が、かなり多くの人というか、ある程度いろいろバスを乗り継いでいらっしゃる方もいるのだなということが最近わかりまして、埼玉医大に行くのもバスで行くという方もいらっしゃるようなので、そういったことも含めて嵐山町全体で、どこら辺まで500円ぐらいのバス代で行けるのかとか、そういった調査もあってもよいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このデマンドにつきましては、市川議員さんよくご承知だと思いますけれども、各市町村、地理的な条件ですとか、住まわれている人口ですとか、あるいは高齢者・障害者・妊婦等の内容のことですか、さまざまございまして、それぞれが特色を持ったデマンド体系をしいていると。東松山市も、何か一つの実験として高坂地区においてデマンドを始めた。先般は志木市において300円で全市内を全て運行できる、そういった交通体系を始めた。さまざまなことがあるわけですけれども、嵐山町がこの路線バスの廃止を一つの契機にして、実際にどういう方がどういう形の交通の移動手段で交通の需要があるのか、どんなことに困っているのか、そういった実態が想像はできるけれども、まだ明らかになっていないというふうなこともございまして、今回この調査をさせていただいて、まずは実態を把握をしようと、その上で分析をし方向をどういう方向がいいのか、そういったものを検討していこうというふうなことになったわけでございます。近隣市町村がそのまま、例えば鳩山町のものが嵐山町全て当てはまるわけでもございませんし、東松山市は東松山市の実態があっ

て始めたことをごさいますて、嵐山町は嵐山町ならではのデマンド体系をどうしていったらいいか、考えていく一つの材料にしたいというふうを考えております。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時51分)

平成27年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月6日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

第8番議員 河井勝久議員

第9番議員 川口浩史議員

第7番議員 吉場道雄議員

第10番議員 清水正之議員

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
石	井	彰	務	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務	務	長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘	務	文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃	務	環	境	農	政	課	長			
山	下	隆	志	企	業	支	援	課	長			
根	岸	寿	一	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第1回定例会第4日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○青柳賢治議長 それでは、最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の空き家対応についてからです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番(河井勝久議員) おはようございます。8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

私は大きく分けて3点を質問いたします。

まず、一番最初に、空き家対応についてでありますけれども、既にこれまで空き家対応については、幾人かの議員さんから、この対応、対策については質問もありましたし、私も前々回の中では質問させていただきました。その中で、もう既に全国でも300以上の自治体が、この条例をつくっているという中であって、国も特別措置法が既に決まって、それで県あるいは自治体にもどのような形で空き家対策をしているのかというのは示されてきているわけでありましてけれども、とりわけ本町におけるこれ

までの対応等について、お聞きしてみたいというふうに思っております。

空き家の放置の問題点、これが原因がどこにあるのか。これはさまざまなものが今までも話されてきたわけでありましてけれども、家の建て替えでそのまま放置する、あるいは他の市町村に引っ越してしまっ、そのまま放置してしまうと。取り壊し等にいろんな諸経費がかかるということで、そういうところに問題点があるのだという形はこれまでも回答に示されてきたわけでありましてけれども、さらに私のほうでお聞きしたいのは、まず（１）としましては空き家の取り壊し、それから片づけに相当の費用、経費がかかるというふうに聞いておりますけれども、この建屋の坪数にもよるわけでありましてけれども、おおよそどのくらいの費用を必要とするのか。これは全国的にも違って来るだろうとは思っておりますけれども、例えば嵐山町ぐらいの自治体での取り壊しというのが、どのくらい費用がかかってくるのかお聞きしておきたいと思ます。

（２）といたしましては、取り壊した後、更地にして宅地になっているわけですがけれども、その場合の固定資産税は、家が建っているときと変わらないのかどうか、ここをお聞きしておきたいと思ます。

それから、土地の評価については、取り壊した後には高くなるのかどうか。これは東京近郊の都市によっては逆に高くなるよというふうにもお聞きするので、壊さない家もあるというふうに聞くわけでありましてけれども、これはどうなのでしょう。

それから、更地にした場合も次の土地利用というのは当然あるわけでありましてけれども、これに対する税の減免、次の利用が始まるまでは、例えば高くなる、取り壊した後には、評価額を含めて税が高くなるという形になってくると、その間の税の減免というのが考えられるのかどうか、この３点についてお聞きいたします。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

一般的な家屋の解体費用は、木造で坪当たり２万円から４万円、鉄骨で坪当たり３万円から５万円、ＲＣ、鉄筋コンクリートづくりで坪当たり３万円から６万円とされています。

一般的な単価に含まれる費用は、解体費、養生費、廃棄物処分費、事務処理費など

ですが、家屋の場所によっては重機が使用できず、人力での作業となる場合や、近隣トラブルを防ぐための防音対策のための養生設置などは料金が割高になるようです。解体費用はさまざまな条件で費用が決まりますので、同条件で複数の業者から見積もりをとり、内容を比べて、納得した業者と契約するようホームページや広報紙等を通じて、住民に周知をしてまいりたいと考えております。

続いて、質問項目1の(2)についてお答えいたします。住宅用地、住宅の敷地に利用されている土地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。小規模住宅用地とは、200平方メートル以下の住宅用地をいい、課税標準額については価格の6分の1の額とする特例措置があります。また、一般住宅用地とは、小規模住宅用地以外をいい、例えば300平方メートルの住宅用地であれば、200平方メートル分が小規模住宅用地で、残りの100平方メートル分が一般住宅用地となります。課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

一方、店舗、事務所在地や住宅を取り壊したことにより、住宅の用地として利用されなくなった敷地については、住宅用地の特例措置がありませんので固定資産税は高くなります。ただし、非住宅用地については、価格の70%を課税標準額としますので、小規模住宅用地と比較しますと、その差は平均して4倍弱となります。なお、評価額は変わりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(3)について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからは、質問項目1の(3)につきましてお答えをさせていただきます。

現行の制度では、ただいま課長からご答弁申し上げましたとおり、住宅を取り壊すと特例がなくなりますので固定資産税が高くなると、こういうことに対しまして取り壊しが進まないという問題点があったわけでございますけれども、お尋ねは現行の制度の中で取り壊しを行った場合の減免措置を考えられないのかと、そういうお尋ねだというふうに思います。特別措置法の施行を受けまして、平成27年度の地方税法の改正が予定されておるわけでございますけれども、このまま放置をすると保安上危険または衛生上有害と認定された「特定空き家」というふうに言われておるわけでございますけれども、この特定空き家につきましては、固定資産税の優遇措置から除外をさ

れるというふうに制度が変わるようでございます。

これは特定空き家等の除却、適正管理をその所有者に促しまして、市町村による空き家対策を支援するという観点から必要な措置が税法上講じられたものでありまして、町といたしましては、まずは法の趣旨にのっとりまして、今後、空き家対策を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今、そういうので取り壊しについてお聞きしたわけでありまして、すけれども、これだけの費用がかかるわけでありまして。ざっとこういくと、通常の大体50～60坪の面積のところ建っている家という、20坪から25～26坪ぐらいの家だろうと思うのですけれども、およそ200万円以上かかってくるのかなと、いろんな諸経費を入れてもそれ以上になるのだらうと。さらに大変なのは、業者が誰に頼んでいいのかわからないという、解体そのものの業者もわからないという方もかなりいるという話は聞きます。それによつては、完全に産廃ですよという形で費用を取られていくと。あるいは、それぞれ分別しますと、さまざまな形で、鉄骨類だとか、木材だとかさまざまな方法で分けられていくと、いろんな形で、請負業者によつては、逆にそれが販売できたりなんかして自分たちの利益にもつながっていくという形で、さらにそれらをうまく精算をして、それでいて、その分を逆に解体のほうに差し引き計算をされるということも聞いたこともあるのですけれども、解体しないほうがいいやという形での放置というのが、そのことによつてあると。

とりわけ置いていってしまつて、他市町村、例えば東京のほうに引っ越してしまうと。新たにそこに自分の家族等が残ってくれるのかどうかの問題については、なかなかこっちのほうまで来て、そこに住もうという形にはしないので空き家になっていると。あるいは買い替えによつて、後でその土地を誰かに売れば、それでいいだろうという形も出てくるのだらうと思うのですけれども、こういう面で行きますと、例えば町やなんかでも、これからこういう問題について、その所有者に対していろんな、措置法との関係で出てくるのだらうと思うのですけれども、どういう形で相手にこの問題について連絡をしながら、なるべく早く解体するというふうな形での、いろんなそういう解体業者までも含めての案内やなんかはするつもりはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

- 大塚 晃環境農政課長 家屋の所有者についてのそういった空き家の適正管理についてのことだと思いますけれども、この間施行されました特別措置法によりまして、家屋の所有者につきましては、第3条で家屋等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正管理に努めるものとするというふうに法律のほうでも、何しろ所有者についての責任も法律のほうに第3条で載せられています。こういったこともありますので、所有者の責任、それからまた、そういった解体業者等の情報につきましても、ホームページだとか広報について、そういった啓蒙するように努めてまいりたいと思っています。

以上です。

- 青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

- 8番(河井勝久議員) 所有者に対して、例えば適正な管理を行われているか行われていないか、これは今までも300何戸か嵐山町にあるという報告があったわけでありましてけれども、これはどのくらいの年数がたって、さらにその適正管理されていないと。あるいは、農家なんかですと、母屋を建て替えて、そのまま前の家は放置したまま、放置というか物置やなんかに使っているという形に見えるような、かつて昔はよく隣組制度が確立されていて、母屋を建て替えれば、その片方の古いほうの家は野焼きしたり、お互いに手伝って家を壊して、田んぼの真ん中で燃やしたとか、そういうことができたわけですけども、今、それができない状況になっているという形になってくると、近所の人を頼んで、あるいは重機も入らないという家もあるという形では、なかなか壊せないというのもあると、そのまま放置されてしまうというのもあるらしいのですけれども、その適正なという形での適切な管理というのが、この家は行われているのか行われていないのかというのは全て把握できているのでしょうか。

- 青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

- 大塚 晃環境農政課長 平成24年、25年に空き家の調査をいたしまして、町では292戸の空き家があるというふうな調査結果できております。そういったことで、そういった調査のもとでのあれはできているのですけれども、実際現状について、今現在の状態を全町について把握しているということではございません。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 道路に面していて、それが倒壊して道路やなんか支障するとか、さまざまなものが、これから出てくるのだらうと思うのですけれども、そういう面でいくと、あるいはその建物がある敷地の中の木やなんかが、そのまま放置された状態で道路やなんかを支障するとか、あるいは歩道に枯れ木になって枝が倒れるとか、落ちてくるとかというのものもあるのだらうと思うのですけれども、そういう問題を町として、例えばどのくらいの期間を設けて、その調査というのはできるものでしょうか、そこら辺は検討課題に入っているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 現在は、こういった法律が施行されたばかりでありますので、具体的な取り組みというのは、まだ考えていないところであります。今までにつきましては、町の条例でもちまして、その都度、苦情等ありましたら個別に対応をしてみました。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これは、これからのいろんな調査活動によって、町から所有者に対していろんな形がとられていくのだらうと思いますけれども、こういう面で見ますと、国の措置法ができて、町が条例をつくるかどうかは、これからの問題だらうと思うのですけれども、そういう面も含めてぜひ適切な対応をとっていただくと。それが空き家が放置されていることによって、安全上の問題、さまざまな問題も出てくるわけですから、ぜひそこら辺の検討をしていっていただきたいと思います。

それでは、（2）番に入りたいと思います。取り壊した後の関係で、小規模住宅の税、あるいは一般住宅用地関係の税、それから店舗等のももそれぞれあるようでありますけれども、課税の問題で、その土地によっては全然評価が変わってくるという形で、土地そのものが高くなるというので、これは特別、大都市やなんかにはそういうものが見られるということでもあります。当町の中では、こういう問題では、税の関係でそういうところが発生するところはどのくらいの箇所が見られるのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

固定資産税の評価については、宅地については、まず不動産鑑定士、これによって評価額を決定しております。市街化区域については路線価、調整区域については各大字ごとで、あと小字ごとに価格を決定しております。

それで、先ほど言った特例の関係ですけれども、特例の関係は評価額、小規模住宅については評価額の6分の1を課税標準額としています。その課税標準額に1.4%を掛けたのが税額になります。住宅用地については、評価額の3分の1、これが課税標準額になりまして、そこに1.4%を掛けたのが税額になります。それと、家を取り壊したり、更地ですけれども、先ほど大塚課長のほうでも説明ありましたけれども、これ価格の70%を使用します。それに1.4%を掛けたものが税額になります。いずれにしても評価額については、更地の状態と、あと住宅が建っている状態、これは同じ額です。税額面で特例措置があるということです。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、一般の人が考える場合に、取り壊ししなくても、そのまま建てておいたほうがいいなという考え方になっていくということは考えられないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 いずれにしても評価額は同じです。税額が違ってくるということです。だから、先ほど大塚課長のほうの説明ありましたけれども、税額については4倍弱違ってきます。いずれにしても住宅が建っている状態と更地では、税額には差があります。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これは、所有者のそれぞれの考え方もあるのだらうと思うのですけれども、この辺がはっきりさせられてくれば、さらに所有者は、そのことについて、ではどうしたらいいのかという相談も出てくるのだらうと思うのです。ですから、これらはやっぱり相手にいろんな通告をする都度に、こういうふうに変わります

よという形を示していったほうが、相手にとってはより親切になるのかなというふう
に思っているのですけれども、一体どのくらいかかるのかわからないのだったら今ま
でのままでいいやという形になってしまうのだらうと思うので、そこら辺の案内とい
うのは同時に考えていくという考え方はあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 税法面では、先ほど安藤副町長のほうから説明ありました。それ
と、この特例法ですけれども、判断基準、これを5月下旬までに判断基準を定める方
針ということで、この間新聞にも報道されておりますので、そこをこれから国の動向
を伺っていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) ぜひ、そういう形で進めていただければというふうに
思っているところであります。

それでは、(3)に移らせていただきますけれども、ここら辺のところも先ほどの
(2)番の問題ともあわせて、やっぱり更地にして、さらに土地利用をしていきたい
と、あるいはいろんな形での利用方法が出てくるのだらうと思うのですけれども、な
かなか今の状況の中では、持っている土地そのものが、とても転売できない、ある
いは再利用するにはご近所との関係も出てくる、あるいは建蔽率の問題も出てくる。
そういう中で、何とか相手が、とにかくそういう面では、短期間の中にやっぱりそこを
処理してもらわなければならない問題もあるのだらうと思いますので、そこら辺では
次の利用価値というか、利用方法が見つかるまでの間というのは、これは先ほども副
町長が申しているのですけれども、減免というのとはできないものなのではないか。こ
のことによって、かなり早まるという可能性もあるというふうにお聞きしたこともあ
るのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この空き家の問題は非常に大きな社会問題でございまして、議員さ
んおっしゃられるように、税が取り壊しすることによって高くなってしまうと、これ
では進まないではないかと、本当にご心配いただいているとおりでというふう
に思い

ます。そこのところの考え方なのですけれども、国を挙げて空き家問題に取り組むに当たって、今、税を減免して建物を取り壊してもらうのか、そうではなくて、国が考えたことは住宅用地の特例、税が安くなっている分を、建物をそのままにすると課税を強化しますよと、そういうふうに変換をしたわけなのです。

これが2016年からというふうなことになっていますので、まだ1年ぐらいあるわけですが、そういうふうな状況の中で、嵐山町とすると、この空き家問題にどういふふうに取り組んでいくかというふうなことになるわけです。そうしますと、実態調査は終わっておりますけれども、ちょっと年数を経ていますので、現状をまず調査しなければならないと思いますけれども、有効活用ができる空き家と、もう取り壊してもらわないと本当に近所迷惑だよと、そういうふうな空き家と、それをまず区別をするというふうなことになると思います。

まだ十分に使える空き家については、今年、新年度において、例えば子育て世代がリフォームをして使いたいと、そういった場合には、そのリフォームの補助制度をつくりましょうと、ぜひ空き家はもったいないですから有効活用してくださいと、そういうふうな制度をつくります。それから、空き家バンクというふうによく言われますけれども、利活用可能な空き家については、ぜひバンクを整備して有効活用を図っていかなければならないというふうにも考えております。

ただ、その一方で、どうしても環境上有害であると、あるいは危険であると、近所迷惑だと、そういうふうな空き家は、何としても所有者の方の責任において取り壊しをやっていただきたいというふうなお願いをするわけですが、法律がきちっと今度整備ができましたので、指導、勧告、命令、それでも取り壊しがされない場合には行政代執行、町が取り壊して、その費用を所有者に請求すると、そういう強い措置までできるような法律になりました。

それを実施するかしないかは今後のことになりますけれども、現時点においても全国的に400近い市町村が、条例をもって行政代執行までやっている市町村もあるのです。ですけれども、大体取り壊しされないような人は、市町村が取り壊し、その費用を請求しても、なかなか支払ってくれないというふうなこともあるのだそうです。そういうこともあって、取り壊しをする場合には、一定の助成をして取り壊しをしてもらうような制度をつくっている市町村もあるというふうにも聞いております。

この空き家の問題は大変難しい問題でございまして、新しい法律の中で市町村に調

査権ですとか、今申し上げました行政代執行権ですとか、そういうことが付与されましたので、そういったことも頭に置きながら、嵐山町としてとれる対策を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 空き家そのものを放置しているというのは、その所有者の責任というのが第一だろうと思っているのですけれども、今後、税の問題も含めてどうするのか、これを町の中で十分検討していただく必要があるのかなと。というのは、国の措置法との関係もありますので、それは条例までいくかどうかわかりませんが、ちゃんとした検討をして、やっぱり所有者に通告していくと。

1つ、代執行の問題で、例えば代執行をかける場合に、裁判所の許可をもらうとかいろいろな形が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の通告をとるまでのいろいろな必要な措置は、どういうふうな形になっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このことにつきましては特別法がございますので、法にのっとってやることになると思いますが、まだ嵐山町経験したことがございませんので、実施をする場合は法にのっとって、遺漏のないように進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 空き家問題については、これからもさらに課題が出てくるのだろうと思いますので、十分町のほうで検討しながら対応していただければというふうに思っています。

それでは、次に進みます。大きな2番ですけれども、昨年2月に2回ほどの大雪に見舞われまして、14日の日の大雪は町内でも大きな災害、支障を来したわけであり、この対応については、これまでも多くの議員さんから町に対する対応、あるいは今までの復旧等については、それぞれ質問がされてきて、町は町なりの対応をしながらきたわけでありまして、とりわけ農業ハウス等については大変な被害をもたらして、国や県による復興は進んできた。

とりわけまだ埼玉県北部地区では、農業ハウスなんかについては6割程度の復旧率しかないという話も出ているわけでありましてけれども、(1)といたしまして、もう1年たったわけですから、町内全体被害の割合はどのくらいだったのか。それから、それぞれ片づけの問題で、カーポートだとか農業ハウスやなんかも含めて、町のほうで、この対応で駐車場を使って廃材等を集めて、それで町民に協力してきたわけでありましてけれども、その量、庁舎に集積された量はどのくらいだったのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、(2)といたしましては、農業ハウスの復旧がどのくらいまで嵐山町としては進んだのか、あるいは今、農業者の高齢化なり担い手不足だとか、今まで建ててあったハウスで、仕方なしにその中で農産物をつくってやってきたという人もいたのだらうと思いますけれども、これを機に農業をやめてしまおうとかなんとかという考え方を持った人もいるのかどうか、その辺のところは私としても把握はできないわけでありましてけれども、状況によって農作をやめてしまった農家が出たのかどうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長　初めに、質問項目2の(1)につきまして、お答えいたします。

昨年2月14日の大雪による主な被害の状況ですが、住宅の屋根、ベランダ、テラス、テレビアンテナ、物置、附属家、カーポート、自動車など1,669世帯で被害に遭われ、町内全体の被害の割合は22.8%になります。昨年4月14日から5月25日まで行った災害廃棄物処理事業では、大型の木くず等2,100キログラム、金属類1,700キログラム、スレート波板等1万1,550キログラム、廃棄プラスチック類1,540キログラム、農業用ビニール類1,590キログラム、瓦れき、コンクリート廃材5,770キログラムを処理いたしました。

続いて、質問項目2の(2)につきまして、お答えいたします。町で把握している2月の大雪の際の農業用施設の被害は68棟で、39人が被災されました。その内容ですが、国の事業である被災農業者向け経営体育成支援事業の実施を希望された方は、施設を撤去して再建された方が23棟で11人、撤去のみで跡地を露地栽培等で営農再開された方が10棟で4人でしたが、重複している方がおりますので33棟で14人です。

施設を撤去して再開される23棟のうち、再建が完了していると町で把握しているのは現在17棟です。残りの6棟のうち1棟は3月中に完成すると見込まれており、残り5棟が4月以降に完了する予定となっております。

また、2月の大雪による施設の倒壊を直接の原因として農業をやめられた人がいるという状況は、町では現在把握しておりません。2月の大雪の後、町では独自に現地調査を行いながら、県、農協及び共済組合とも連携をとるとともに、農業者に声かけをしながら、できるだけ状況把握に努めました。また、区長回覧や説明会を2度にわたって開催するなど、情報の周知徹底を図ってまいりました。

そういった状況の中、国の事業を希望されなかった方は、国の事業の要件とはそぐわないこともあり、自己資金や共済を利用して再建される一方、年齢上の問題や経営上の問題により、農業用施設の再建を断念されたというのが現状のようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これだけの被害が出てきたということで、それに向けてさまざまな再建策がとられてきたのだらうと思いますけれども、町で被害者のさまざまなものを集めまして、それを担ってきたわけでありましてけれども、これだけのものが役場施設の中に集積された。相当な量だったのだらうなというふうに思っているのですけれども、これの処理は小川町の環境センターのほうに運び込んだのでしょうか。あるいは、それぞれ分別されたわけでありまして、町でほかの業者に新たな委託をしてやったのでしょうか、処理をしていったのでしょうか、お聞きしておきたいと思っております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 分別をいたしまして、分別した廃棄物ごとにそれぞれの処理場所に持って行きました。例えば、可燃物の大型の木くずにつきましては、小川地区衛生組合のほうに持ち込み処理をいたしました。それから、金属類につきましては、川島町にありますメタルリサイクルという会社に持ち込み処理いたしました。それから、スレート波板につきましては、加須市のダイヤ整環という処理施設に持って行き、処理をいたしました。それから、廃棄プラスチック類、農業用ビニール類につきましては、エコ計画のほうに持ち込み処理をいたしました。それから、瓦れき、コンクリ

ート廃材につきましては、鳩山町の三河解体という業者のところに持ち込み、処分をいたしました。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、中爪の衛生組合に持っていったのは木くずだとかかなんとかということなのですかけれども、それぞれこの持ち込みについてはどのくらいの費用を要したのでしょうか。一般の経費の中で、これを対応されたのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 この災害廃棄物処理事業につきましては、平成26年度の災害廃棄物処理事業の国庫補助の対象になっております。それで、全ての事業に要した経費が、297万8,680円事業費としてかかりました。その中で、補助の対象にならない分が10万710円ほどございまして、補助対象の額が877万7,970円というふうな形で、この補助対象の2分の1が補助になるということで、国からの補助ということで143万8,000円の補助が補助対象で国のほうから入ってきております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、町のほうに入ってきた利益というのは、例えば幾つかのところに搬入していると、金属類だとかかなんとかそういう形になっているのですけれども、その利益というのは上がってこなかったのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 金属類につきましては、金属類ということで有価物で処理いたしまして、3万8,556円売却代金が入ってきております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。それぞれ廃棄物ですから、そんなにそれが利益として返ってくるということはないのだらうと思うのですけれども、これだけのものが処理できたということでは、町民そのものは喜んできているわけですが、それは一般会計のほうに入ってくるわけですか。それとも、その辺のところでは国庫

補助を受けているので、国のほうにまたそれを還元していくとかということはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 先ほど申し上げました金属類の有価物の売却代金につきましては、事業費の中で相殺しております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

それでは、(2)番に移らせていただきます。農業ハウスにこれだけの被害が出て、今、まだ復興に向けて、あるいは復旧に向けて進めている農家もあるわけですが、この中では約半分になっているのかなというふうに思っているのです。そうすると、どういう形でかまだはっきりわからないのですけれども、先ほども課長さんの答弁で、こういう形になっているというふうにあるのですけれども、嵐山町が農業そのものについては大変生産量というのは落ちていくという形で、これからも地域創生の関係の中では農業というのは大事な問題なのだと。それは地域的に一遍農業生産力を上げてもらうというのも一つの国の政策としては出てきているわけなのですけれども、今、国全体でも食料自給率が30%台と。何としても40%~45%に持っていかうというのは、これは長年の国の懸案ですけれども、そこまできかない中でTPP交渉やなんかの問題もあって、何としても地域力をつくっていくというのは農業生産力も上げていかなければならぬだろうというふうに思っているのです。

このハウス栽培の人たちが、嵐山の直売所やなんかに出している人もいるのだろうと思うのですけれども、ぜひこういう面でさらに農業として、その農業生産者あるいは、そのような人たちにさらなる対応というのはどういうふうを考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 今回の大雪の被害に際しまして、直接の原因で農業のほうをやめられた方はいないということで、まずは幸いなのですけれども、引き続き町でも国や県、あるいはまた農林振興センター、関係機関といろいろそういった連携をとり

ながら、農業者にできる支援を続けていきたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これからも適切な指導をしていただいて、町内のハウス栽培は、かなり米と同じように農業の中では野菜等含めて、野菜、花もあるのでしょうか、大事な農業政策の一つになっているのだと思いますので、ぜひ町のほうでも十分な対応を進めながら、さらなる発展を示していただけたらばというふうに思っています。

それでは、3番に移らせていただきます。こども医療費の窓口払いの廃止についてでありますけれども、これは昨日の佐久間議員さんのほうからも質問ございました。これまでの嵐山町の対応についてはどうなのかという質問が出てきたわけでありまして、議会開会日の町長の施政方針でも、この問題については子ども・子育ての面からも十分考慮しながら、窓口医療の廃止を打ち出してくれたわけですから。これは私も大変ありがたいことだなというふうに思っているのですけれども、そういう面で、これまでどのような形で町長がその判断を示すような状況が生まれてきたのか。

これは、ちょっとここでもありますけれども、こども医療費の窓口払いについては、子育て中の保護者から町の対応に対する不満の声が大きくなっていると。これは私も耳にしていたわけでありまして、署名活動も始まったと。あるいは、それが終わったのかどうかはまだわかりませんし、町に陳情があったのかどうかも全体的に把握しているわけではありませんけれども、そういう中で町民の声が大きくなったのかなと。近隣の市町村が既に窓口払いを廃止しており、町はこれまで負担差額を学年教材費等の、これ予防注射等も入っているわけでありまして、支援事業に置きかえてきましたけれども、教材費負担は別事業として考え直すときに来ているというふうに私も今考えてきたわけでありまして。

子供が突然の急病等になって、診療による医療費等の医院、薬局への窓口払いの対応について、当然お金を持ち合わせていなかったとか、子供弱者の問題も含めて、ひとり親家庭あるいは生活困窮者、こういう人たちもふえている中では、そういう問題で小銭を持ち合わせていなかった、お金を持ち合わせていなかった、あるいは子供を抱えての窓口への支払いの煩わしさに対する不満があって、なぜ町はできないのか、乳幼児を持つお母さん方の大きな声が出ていたということなのです。

これは、私もお医者さんから聞いたのですけれども、お医者さんとしても子供を抱えての支払い、あるいは2人、3人持っている子供さんが風邪などインフルエンザなんかにかかる、一緒になってしまうということもあって、そうすると2人、3人を連れて行って、それで財布からお金を出したりなんかするのが本当に大変なのだ。1人誰か看護師さんに見てもらわないと、とてもではないけれども、そういうことができないよとかなんとかがあったということなのですけれども、そういうお医者さんの声も何度かお聞きしました。

なぜ町ではできないのかが乳幼児を持つお母さんの声であって、それがきのうも佐久間議員さんの質問の中でも、近隣市町村でこれだけとこれだけの町がこうなっていますけれども、嵐山町については、こういう状況で窓口払いについては受けていないですよという形で張り紙をしてあるのも私も見ましたけれども、そういう形でなぜという声があって、これがやっぱり今の乳幼児を持つお母さんの声であって、町の対応に失望し、他町に転出していった人が何人かいると聞きました。

国が、今、地域創生政策事業を打ち出して、地方活性化と将来の自治体のあり方を考える人口増のための諸策、子育て社会の実現に向けての課題を出しています。町は、どのように地域創生に進めるのかが問われておりますけれども、町に住む若い人たちから魅力を感じない町にならないよう、子育て支援と医療費の窓口払いの廃止も、その一つとして検討すべきだと思いますけれども、対応についてお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 河井議員さんにお答えさせていただきます。

国においては、子ども・子育て関連3法が制定をいたしました。子ども・子育て支援新法では、子供の最善の利益が実現する社会を目指すとの考えを基本として、質の高い幼児教育や学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援等、総合的に推進をしていくこととしています。

本町では、子ども・子育てにより一層力を注いでまいりたいと考えているところですが、平成26年度におきましては若草保育園の建て替えに補助をし、定員数をふやしました。また、アイプラザを廃止をし、改修を行い、子育て支援センターを新年度オープンいたします。子ども・子育て支援事業計画も委員さんのお骨折りをいた

だきまして策定をいたしましたので、新年度から計画に基づきまして、それぞれの事業を実施してまいります。また、定住促進事業も着々と進展しております。

こういった取り組みの中で、今まで窓口払いをお願いをして、廃止をした場合に予測される事業費の増額分の代替事業として、小中学生の学年費補助、予防接種費用の助成、保育料の減免等を実施してまいりましたけれども、少子社会への対応や子供貧困も全国的な課題となっておりますし、医療費の適正化、そしてもう一つ、健康づくりの意識づくり、これらも一定の成果がありましたので、事務手続を踏まえて新年度中に窓口払いを廃止をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今の答弁は、施政方針、さらには、きのうの佐久間議員さんの質問の中で、具体的な問題については代替事業の費用だとかなんとかというのは出ていましたから、改めてその問題について細かく聞くのは私のほうでは遠慮して、きのうの中で大方理解していましたが、これまでも学用品の関係だとか、さらには予防接種の問題については、そのまま継続されているということでもありますから、それでいくと、今の子育て中の保護者、お母さん方は大変喜んでくれるだろうと思っています。

今、もうネット社会なのです。若いお母さん方も、スマホの電話機をみんな持っているのです。それで、どこの町が一番住みよいかというのをそれ流しているのです。私、それ聞きました。子育て中の若い人たちが自分の子供をどうするかの問題については、確かにここに来て、役場のほうでいろいろとお聞きする子育て中の問題については、放任やなんかもありますけれども、そうではなくて、それを通して、この問題についてはどうしたらいいのかというのをどんどんやりとりして、例えば熱が出たときこうしたらいいよとか、あるいは子供がこう言ったときはこうしたほうがいいのかというのは、どんどん、どんどんそういうので教えてもらえるというのです。

今、若いお母さん方がどういう形をとっているかということ、住みよい町はどこか、自治体はどこかというのをそういう中で出していると。これ、ちょっと私もあるところで見せてもらいました。今、近隣市町村の中で住みよい町はどこかということ、滑川町と出ます。これは既に皆さん、ご承知だろうと思えますけれども、3年保育はやられてきているし、こども医療費も無料化されていると。給食費も無料だとか、そうい

うものをとってくと、お母さん方というのはそれを持っています。

それで、次に、ではどこがあるかという、東松山市の高坂地区だそうです。ここは大型店が進出しています。ピオニウォークというのですか、その周りにまた大型店がいっぱい出てきています。子育ての関係を見ても、そういうものを売る店舗も出ているということだそうです、私はそこには行ったことないのですけれども。

それで、もう一つ、あそこには動物公園があるのですよね、これは県営なのですから。そうすると、小さい子供をそこに連れて行く、遊び場所がちゃんとあるというのです。そうすると、やっぱり高坂地区というのはすごく子育てに適しているところだというふうにお母さん方は連絡をとっているというのです。それを考えると、そうなのかなと。

嵐山町は、そのフィットネスパーク、あるいは各地域にある子供交流広場ですか、これどれくらい利用されているのかといたら、余り利用されていないのが、これまでも何度も何度も出てきました。私ども今、委員会の中では、閉会中の特定事件としては子育てについてはいろいろとやっていますから、これどうのこうのというのは聞きませんけれども、やっぱりここなのだろうと思うのです。そういうものを通して、政治的なものを判断する一つの材料にしているのかなと。

ある市について、この問題は政争の中で首長選に、あの町長さんはこういう子育てをしてくれるから、あの町長さんに投票しようねという、ツイッターではないですけども、そういうものが今は出てきているというのです。ですと、私なんかそれだけに使いこなすことはできないですけども、そういう状況だそうです。

これがやっぱりあると、嵐山町というのはこうなのかなというのがあったのだろうなと思って、そこにいろんなものが出てきて署名活動やなんかも始まってきたのだろうというふうに思っているのですけれども、そう考えると、今後、そういうものに対する対応というのは、町はしっかりしていかなければならないだろうというふうに思っています。

私も、ああしよう、こうしようというのは、これからの問題ですけども、一応27年度ということで町長表明しています。きのうの中では、いろんな手続等もこれから必要になってくるだろうと思いますので、おおむね27年度のどのくらいの時期にそれができるのか、半年後なのか、あるいは年度末になってしまうのか、そこら辺はどういうふうに考えているのか、その点だけをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

今、いろいろお話いただきましたけれども、今までの議会の中で各委員さんからいろんなお話を聞いてまいりました。何で嵐山町だけやらないのだ、みんなやっているではないかという話というのは、ずっと来ていたのです。だけれども、きのうからお話をしていますように、考え方なのです。医療費も子ども・子育てに金がかかる。学費というか、子供を育てる全体の中の教育費というのも金がかかる。同じ人が払っているわけですから、だからどちらをどうとるかということなのです。

それで、一番の問題というのは、医療費を窓口払いで要するに払わないで、無料で行けるかということ。その窓口払いではなくて、医療費を無料にするというのは、嵐山町は先行して中学生まで無料化、医療費は無料にしますよ、周りに先行してやってきたわけです。ですけれども、それはそれとしてやってきたのだけれども、そのほかに、いずれにしても今の子育ての状況の中で、学費といいますか、教育に金かかるというのは、みんな言われていることなのです。子供を1人欲しいのだけれども、教育に金がかかるからなというようなことがあるわけです。それで、その中で考えて、医療費は無料でやらせていただいているので、ほかの教育費のところをその分、みんなが協力していただいた分を教育費のほうで出したらどうだろうということやってまいりました。

ですから、お預かりした税金を住民の皆さんにお返しをする部分というのは、同じ割合でやってきた。同じというか、それより多くなって出していると思うのですけれども、そういう状況で今までやってきました。ただ、医療費をただのほうがいいよという町民の人も多いわけです。それで、片方のところは、いや教育費の学年費に2万円、1万円、そのほか予防接種ですとか、そういうところにやっていただいているもののほうがいいよという町民の方も多いわけです。そういうところで町民の皆さんに説明をしながらやってきたわけですが、一定程度の成果が出たというふうに私、見ているのです。そうすると、何で嵐山町だけやったかということなのです。

今、一般的に言われているコンビニ診療といいますけれども、簡単にかかれる、これです。それで医療費が上がってしまうということなのです。医療費が上がってしまうというのは、誰が困るかといったら、みんな自分たちが払った税金が、そのとこ

ろに行ってしまうわけですから、それより、そのところにかからないで、ほかのところに行ったほうが、同じ税金が有効的に使えるのではないかという考え方があります。ですから、そういうような考え方をすると、医療費を何としても抑えなければ。ただ、かかってはいけないということではないのです。必要なのは、予防接種もそうですし、健康診断も早目に受けていただいて、いざ何かあったらかかってもらう。当然そういうことなのですけれども、そういうことの医療を使う。

ただ、コンビニ診療で、ちょこっと行って。そうすると大体1.2%~1.25%、きのうも佐久間議員さんにお答えしましたけれども、それだけぼんと上がってしまう。そういうことをやめてもらおうよ、みんなで考えていこうよ、有効に財源を使おうよということやってきたわけですけれども、それが一定程度、嵐山だけ何でという話の中で、医療というものについて考えが大分進んできているのではないか。

そういうようなこともあったり、また今、全国的に子供の貧困ということが言われています。それで、一般的に子ども・子育ての世帯の年収と、それからひとり親家庭の、特に女性のひとり親家庭の、しかも臨時だとかパートだとかにお勤めをしていただいて、ちょっと超えている方との差というのがかなりふえてきてしまった、大きくなってきてしまったのです。一般の子育ての正規のところ勤めているご家庭の年収と、今話したような方のパート、アルバイトの年収とで差が出てきた。それで、その部分のところの人に対する手当てというものが、やっぱりいろんな形で考えていかなければいけないというのが、今言われている格差の一番根源的な問題なわけです。

ですから、そういうところを考えると、一般のこのところの人たちは、今までのほうが、教育のあれにやってもらったほうがいいよという町民の人も多いわけですが、そうでなくて、いざというときにちょっと困るよというような人たちが何十%かいるわけですから、その人たちにしっかり目を向けていかなければいけないというようなことで、今回こういう決定をさせていただきました。

それと同時に、国でも今、子ども・子育てに大きくカーブを切って、今まではどちらかという、高齢者、お年寄り、今まで日本の国をつくってくれた、先導してくれてきた人たちを敬う気持ちもあり、お金を出して年金も、それ、これもというようなことでやってきたけれども、そっちはちょっと遠慮していただいて、子ども・子育てのほうをやろうよ、大きくカーブを切っているところなのです。そういうところに嵐山町でも呼応して、今回、こういうことにさせていただきました。

それと、もうちょっと言わせてもらいますけれども、これなのです。きのうも言いましたけれども、きのう、10個の県を話したのです。青森、岩手、大阪、島根、山口、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、こういうところでは、半分あるいは半分以上が、まだ就学時前といいますか、小学校に上がる前まできり子ども医療費というのがただになっていないのです。そこから上は、まだ全然。だから、こういう国の中で大きな、何ていうのですか、矛盾といいますか、健康的に子供を育てると憲法25条に書いてある中で、こっち方は、ただ医療にかかわって、今言ったところというのは、小学校へ上がる前きりで、後のところは自分で払えという、こういう体制がとれているというのは、国の中だって大変な問題だと思うのです。

だけれども、そういう状況の中でも、この地域のように窓口払い、中学生まで全部無料に。それで、高校までというようなところも出ているわけです。そういう中で、今、お話のように住みよいまちづくり、これはよく週刊誌でも、いろんな月刊誌でもあれされて、1番は吉祥寺なんていうのは、よく出るわけです。そういう中で、今お話のように滑川町、それから高坂地区という話がありました。こういうものはしっかり参考にしていって、そういうところを目指していかなければいけないなというふうに思うのです。

滑川、東松山、高坂、坂戸、川越、東上沿線のところでこれも何ともしがたい差になるわけですけれども、土地の評価額が全く違ってきてしまうわけです。向こうのところ、東松山と坂戸が、東松山が流れたと言っても坂戸にかなわない。というのは10分か15分そのところ、東上線の都心への時間が足りないだけで格差が縮まらない。ですから、森林公園あって、月輪があり、嵐山があり、小川がありというようなことで、そのところも土地の評価がこうなってくる。

それで、よく不動産屋さんに言われるのですけれども、嵐山町にぜひ住んでもらうために嵐山を案内する。それには小川町を案内して、嵐山町を案内して、最後に月輪、森林公園に行ってみてもらって、案内をするのだと。だけれども駅に行くと、東上線の電車の数が、嵐山町のときはこれぐらいのが、向こうのところ、森林公園で、こんなにこう1時間とか、もうそれだけ見ただけで、そうすると値段が幾ら違うのでも、こっちがどうだとか、ああだとかいうような話になってくるというようなこともあって、この土地の魅力というのは何とかしなければいけないと思いますけれども、今度、きのうから言っていますように、その総合戦略、創成会議、何かどうにか地域を創生

をして、魅力を上げてということで取り組んでいきたい。必死になって全国の市町村でやっているわけですが、嵐山町でも委員さんにご指導いただきながらやっていきたいというふうに思っています。

それで、今お話の肝心のあれなのですが、きのうも佐久間議員さんからもありましたように、一日も早く、一秒でも早くというようなことをお話ございましたけれども、そういうふうに事務手続のほうですから事務方のほうにも話をして、取り組んでいきたいというふうに思っています。決めたことですから、どうぞ早くやるのにこしたことはないですから、やっていきたい。

それで、そのほかの事業も代替事業としてやってきたものについても、やれるものはしっかりやっていく。ほかのものについては、いろんなその額も検討しながら、引き続いてやっていきたい。そのほかのことも広げてやっていきたいということで、子ども・子育てについてはさらに拡充をしていきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私も今まで、この窓口医療の問題については、町長の言うことを町民の皆さんに説明しながら来たわけです。そういう面では、そのために子供たちの学用品の問題についても、こういう形にしていますよと。ただ、一番不満なのは、医者にかかって、またこの役場まで、さらに還付の問題で申請に来なければならないということもあって、それに来られない人たちもかなりいたという話は聞きました。やっぱり子育てにとって、やっぱりそういう若い人たちがどこのところを選ぶかということになってくる。そこで、嵐山町は、ああ、住みよい町なのだなということになるように、ぜひこれからも私どももそういう形で進めなければならないだろうと思っているのです。

よく聞くのですけれども、町で、かつて嵐山が、こども医療費の無料化の問題では、段階的に上げて、今、高校生までと。そのときは、嵐山というのはすごいなという形で、近隣の市町村も嵐山に学べという形もとって、どんどん、どんどん進められてくると。みんな平均化されれば、そういうことになってきてしまうのですけれども、これが、さらに窓口がこうなりますよという形を、払いがなくなりますよということになれば、一つその安心感が出て、では嵐山にと。出ていく人というのは、低所得、そのひとり親家庭で、とりわけお母さんが小さい子供を育てているような人というのは、やっぱりそのことでどこが一番お金がかからない町なのかということ調べて、

それで出て行ってしまうと。嵐山町に来てくださいと、いろんな政策も今打ち出しているわけですから、少なくともその人たちも嵐山町にとどまってもらうという形を進めていただければいいのだらうと思います。私はそういうことも要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時25分とさせていただきます。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の介護保険の在宅介護についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1番目の質問といたしまして、介護保険の在宅介護についてであります。在宅介護は、施設介護と比較いたしまして、町も費用面から助かっているわけでありまして。しかし、家族の介護の負担は大きいわけで、町はそこにも目を向けるべきだと考えるわけです。家族の負担を思いやる手当ては必須だと思いますので、お考えを伺いたいと思います。この質問は、過去何回かしてきておりますが、今回もまた取り上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目1につきまして、お答えをさせていただきます。

介護保険制度は、急速な高齢化の進展、寝たきりや認知症高齢者の急増等により、介護を必要とする方が増加し、核家族化の進行による家族の介護機能の変化等と相ま

って介護問題が深刻化してきたことにより、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生したものです。町では、こうした現状を踏まえ、介護保険制度本来の目的である利用者の選択により、介護サービスを適切に利用できることを基本とし、介護保険制度全体の中で給付と負担のバランスのとれた介護保険の運営に努めております。

しかしながら、介護給付サービスに頼ることなく、重度の要介護者を介護している家族に対しましては、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するとともに、要介護者の在宅生活の向上を図るため、家族介護慰労金支給事業を実施しておりますが、平成26年度より制度の一部を見直し、利便性を高めたところでもあり、当該事業の推進により継続して支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 見直しをして、まだまだ不十分なところがあるなというふうに思うわけです。それで、在宅介護者は、今、全町で何人いるのかつかんでいるようでしたら、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

在宅介護者実数ということでの把握ということではございませんが、申しわけございません。居宅介護サービスをお使いになっている方の数で申し上げますと、429名の方が何かしらの居宅介護サービスをお使いになり、在宅の生活を続けていらっしゃるということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この方が全員寝たきりかということ、多分そうではないと思うのです。寝たきりの人数というのは、今のお話ですとわからないかな、わかりますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

実質的な寝たきり者の調査につきましては、実は民生委員さんが年に一度社会調査

ということでお調べをされているということですので、そちらの数字を申し上げます。26年度につきましては、46名、寝たきり者ということですが、ただ、その内容を見てもみると、実質的な寝たきりに該当しない方も多々含まれているのかなど。あるいは、病院に入院をされている方、あるいは施設に既に入所されている方、そういった方も名簿のほうをちょっと拝見をしますと含まれているということですので。ですから、実質的な寝たきり者については、この数よりもかなり少ない人数であるというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、そちらでつかんでいる数は46人だが、恐らくもっと少ないだろうということですね。答弁にもありましたように、介護保険は、これからは社会全体で介護を行っていくのだということが始まったわけですね。そういう中で、家族介護、在宅介護が施設介護より経費がかからないということで進めてきて、家族の負担に頼って、この間来て、若干の改正はあっても進めてきているわけです。

改正があったのですから、家族介護の負担は、町長もご自身、両親というか、親を自宅で介護されたというお話を何度もお話ししているわけですから、この負担の認識というのは当然あるわけですね、ちょっとどちらでもいいのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

要介護の方が自宅で生活を続けていく、こういったことには当然個人差があるかと思えます。その方の置かれている状況、身体的な状況あるいは家族の状況、これは介護者の機能があるかないか、そういったことも含んで、さまざまなケースがあるというふうに思えます。そういったことを鑑みまして、先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただきました介護家族慰労金という制度を町では設けています。

この制度につきましては、1年間、介護サービスをお使いにならないで、家族だけの力で重度の要介護4あるいは5の認定をとられている方を家族の力で見ている方、そういった方に対して、その労苦に報いるために年間10万円という慰労金をお支払いをさせていただいております。これまで、平成25年度までにつきましては、そうと

は言っても全く使わないというわけにもいかないので、例えば急変した場合もあろうかと思えます。そういった場合には、ショートステイ、こういったサービスをお使いになる方もいますが、1週間程度のショートステイをご利用された場合には、それは対象として認めておりました。そういった制度を26年から若干変えまして、そのショートステイに加えて、福祉用具の貸与あるいは福祉用具の購入、さらには住宅改修、例えば手すりをつけます、段差を解消します、こういったサービスをご利用いただいた場合には、対象として見るというような形で制度を改めました。こういった形で対象者を拡充したという形で進んでおります。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 拡大したのを悪いなんて言うつもりはないのですけれども、私が前々から提起しているのは、介護保険を使っても家族に負担がいつている、そこを認識していただきたいのです。こういう制度を、こういう制度はこれから申し上げるのですけれども、やっぱり家族の負担に頼ってやる以上は、そこに幾らかしらの当然手当というのは、私は支払うべきだというふうに思うのです。

これ魚沼市の寝たきり老人介護手当支給条例なのですけれども、こういうふう書いてあるのです。この条例は、居宅において寝たきり老人及び認知症老人及び重度心身障害者を介護している者に介護手当を支給することにより、介護意欲の高揚と経済的負担の軽減を図ることを目的とすると。やはり、介護意欲、介護は、町長は経験されたのですから、本当に大変なことをわかっていらっしゃると思うのです。時々悲惨な事件も報道されるわけです。介護意欲というのが、モチベーションが下がる、モチベーションというのか、意欲、意欲だからモチベーションです。下がってしまって、そういう事件が発生してしまっているということで、当町ではないみたいですがけれども、でも意欲が下がるという状況は、私の知っているお宅でも、その家族の方も大変だという話をたびたび聞かされるのですけれども、そういう方に対しての手当をしていくべきだというふうに思うのです。

それで、魚沼市は寝たきり者に対して月額5,000円、非課税世帯であれば7,000円を支払っているということなのです。宇和島市、宇和島市ですからどこになるのでしょうか、四国のほうになるのですか。

〔「四国のほう」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） ちょっとよく聞こえなくて。ここは5,000円を支払っている
と。

栃木市、ちょっとネットで見ただけですけれども、ここは3,000円以上こういう手
当を支給しているということなのです。

やっぱり介護意欲を持ってもらう。支払っても、それは落ち込むことがあるくらい
の大変なことをされていると思うのです。でも、やっぱり町が、その家族を介護して
いる人に対しての、少なくともそういう気持ちを持っていただく手当というの
は、私は必要だというふうに思うのですけれども、ちょっとこれ町長に伺いたいと。
そっちが先、返事できるの、やりますと。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） どっちでもいいですけれども。

○青柳賢治議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

川口議員さんからは、この問題、前にも質問を受けている内容なのです。それで、
答えは前と同じになってしまうのですけれども、もちろん介護をやっている人の苦勞
というのは、本当によくわかるのです。それで、介護保険を使っているから、それで
済むという問題ではないのもおっしゃるとおりなのです。しかし、介護保険制度を変
えていかないといけないという現状はあるわけです。結局、介護する体制というもの
が追いつかない状況があるわけです。ですから、次から次に新しい方法を考えて、や
り方を考えて、それでやっていくというような状況で、今回も介護度の軽いほうのも
のを地方のところに移して、それで介護を受ける人の、その自分の力というものもし
っかり発揮をしてもらう。それで、それらを地域で応援をする体制をつくっていくの
ですよという方向が出されているわけです。ですから、これをおいてもやっぱり、介
護支援をする、応援をする、介護をするというのは、本当にまた大変なことになっ
てしまうというのは議員さんと同じなのです。

だけれども、そこで、おっしゃるように自宅で、自分のところで介護をするからと
いうことで町ではやって、今も説明ありましたように年額10万円という金額を当ては
まる場合にやっているわけですけれども、基本としては、やっぱり国で介護保険制度
というのでやっていこうと。それで、こういう形で介護を国として、地域として、個
人として見ていこうということで決めて、その介護保険制度が始まって、しかも、こ

の介護保険制度が何期何期、重ねてくるたびにどんどん、どんどん利用者、使用者がふえて、それで、そのところの修正すべき点については修正をしながらやってきて、それで現在に至り、また直していこうということになっているわけですがけれども、そういう状況があって、しかも介護をする場合に、家庭でやるのは本当に大変なのです。

だけれども、やっぱり同じ介護をするにしても、専門の人に介護していただくのと、素人の人が介護をするのとでは、介護をされる人というのは、どういう感じを受けるだろうというふうに思ったりすると、やはり専門的な方をお願いをするほうがいいのではないかということで、介護保険制度を使っている方が多いと思うのです。ですから町としても、この制度ができていて、しかも利用者がどんどんふえているというような状況の中では、町とすると保険制度をぜひ使ってもらう方向をお願いをしたい。

ですから、こちらの個人で、家庭で、お骨折りをいただく介護というのではなくて、介護保険制度の中に組み込まれた形の利用をしていただくほうがいいのではないか。ですから、前から言っているように、そういう方向で議員さんにもご理解をいただきたいということでお話して、今回も同じような形で申しわけないですが、そういうことをお願いします。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この問題は、介護保険の大きな、何というかな、光が当たっていないというか、当たっていない部分です。では、それでいいのかということであれば、今後変えていかなければならないと思うのですよ、この介護保険を。でも、国がなかなかそこには目を向ける状況にはない中では、これ自治体が向けていくしかないと思うのです。そうすると、やっぱり施設介護のほうが楽だというふうな方向になると思うのです。私も、今、親が施設に入っておりますけれども、やっぱりそういう方向になるのではないですか。それだと、また町の持ち出しがふえていってしまうと思うのです。

町長が逡巡する気持ちはわかります。わかりますけれども、家族介護に在宅介護を少し転換をしていこうということで経費の節減を狙っているのであれば、そこに一定の擁護策を持っていかないと、私は切りかえも進まないというふうに思うのです。加えて先ほども申し上げておりますとおり、介護意欲を維持してもらおうということ、これがもう一番の私の狙いなのですけれども、それをやっていていただきたいというふうに思うのです。ぜひご検討いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何と言ったらいいのですか、介護の大変さというのは、お互いに認識し合っているわけです。ですから、その介護をどういうふうにしたらいいのだろうかということなのです。それで、国では、この制度をつくって、これにのっとってやっていこうということなわけです。現状でも、介護というのが、老々介護と言われますけれども、介護をする人がどんどん高齢化、される人も高齢化になるけれども、する人も高齢化になってきているというような状況がある。そういう中で、今、家族介護をしっかりとやっている人に対して、あるいは介護をする人に対して、町が、見ろよ、ほかのところを見たほうがいいのではないかとということですが、見られるのかどうかということなのです。

やっている人に対して、だから、やりたいのは誰でもやりたいわけです。けれども、限界があってできないと、最後はというか、もうやる人が疲れてきて、どうしてもというときには、施設にとかということに。現状とすると、いいとか悪いとかではなくて、そういう状況の流れになってきているわけです。それで、そういう流れをスムーズに、そういう流れに行けるような状況の介護制度ができるといいわけですが、一番最初のころというのは、みんな何かあると施設に、施設にということだったわけです。けれども、施設にとっても、施設を国がつくったり、県がつくったり、公共でつくって、あるいは個人のももありますけれども、そういうところにやって、けれども、みんな入りたくても入れない。入れる状況があっても、高くて入れないというような状況があるわけです。そんな中でできてきた介護保険制度です。

ですから、これに最後すがっているわけです、今、私どもは。このすがっている中で、介護保険料がどんどん、どんどん上がってきてしまっている。上がってくるというのは、利用者があるから上がるわけで、だから考えてみるといい面はあるのです。保険料、その利用料が上がっているということは、恩恵をこうむる人がいるわけですから。だから、いいわけですが、使えば使うほど保険料も払わなければならない。国も、地方も払っていかなければならない。そういう状況の中で、今もう詰まってしまうと、どうしようもなくなってしまう。ですから、軽いあれについては、地域が面倒見て、お互いに面倒見合うような地域づくりしていきましょうという方向に、大きくまたカーブが切られているわけです。

そういう中での今のお話ですけれども、ですから介護やる人というのは大変なのはわかっているのだけれども、それは保険制度を使っていただいて、そのほかの点については、やはりこういうものを利用する限度内でご理解をしていただく状況でない、保険料の支払いとかということも、どこまで上がっていくのかわからない状況ですけれども、幸い嵐山町はこの辺でも、きのうも、きょうも話しましたけれども、とんでもなく安いというふうに言っていらいだと思うのです。それというのは、やっぱりみんな健康づくりにも頑張ってくれる。それがあから介護保険に移る人が緩やか、少ないということで、介護保険が嵐山町は特段に低いという状況があるわけです。これも先ほど話に出ました住みよいまちづくりの一つの条件なのです。高齢者がそういったところにかからないで住めるような町なわけですから、ですからそういうまちづくりをやっている中ですから、介護保険制度にぜひご協力いただいて、この制度ののっとったやり方の方向に、できるだけ大勢の人がご理解をいただいてやっていく、現状ではその方向が町としてはベストかなと思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 介護保険を使わない人が今の補助金をもらえるわけですけれども、介護保険を使えば家族の負担はなくなるのかというと、これはなくなるわけですね、ヘルパーは夜中來ないわけですから。嵐山町は、今は。ですから、家族の負担というのは相当なものなわけですね。そこに対して、本当に大変でしょうけれども、介護意欲を持ってくださいという意味合いのある手当というのは、私は必要だというふうに思うのです。町長、そこまで言っているのですから、また私も諦めずに次回以降、質問していきたいというふうに思います。

2番目に移りたいと思います。空き家条例についてです。先ほども河井議員さんからご質問がありましたが、(1)として条例の進捗状況について伺いたいと思います。

2番目に、取り壊し費用の補助の考えはあるのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)、(2)の答弁、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、質問項目2の(1)につきまして、お答えいたします。

今年度中の条例制定に向け準備を進めておりましたが、2014年11月19日の参議院本会議において、空き家等対策の推進に関する特別措置法が全会一致で可決成立し、11月

27日に公布されました。また、この施行期日を定める政令が2015年2月17日に閣議決定され、空き家対策特別措置法は2月26日に施行されました。また、市町村の立入調査、特定空き家に対する指導、勧告、命令、代執行、過料の規定は、5月26日施行となります。

続きまして、質問項目2の(2)につきまして、お答えいたします。この特別措置法は、市町村の権限強化が柱で、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある空き家や、衛生上著しく有害となるおそれのある空き家などを特定空き家と位置づけ、市町村がそれらの所有者に対して撤去や修繕を命令できるようになり、所有者が従わない場合は、行政代執行によって、生活環境の保全を図ることもできるようになりました。また、危険な状態の空き家の所有者を迅速に特定できるように、固定資産税の課税情報の利用が許可され、空き家と認められる場所に立ち入って調査をすることも可能となりました。

なお、空き家対策を円滑に進めるため、必要な費用の補助や税制上の措置なども講じることも盛り込まれており、今後、国がまとめる基本指針に基づき、積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町は調査をしたわけですが、取り壊したほうがよいという件数というのは、そこはつかんでいるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 平成24年、25年の検査で町内全域を調査いたしまして、292戸の空き家というふうな形で調査結果が出ておりますが、その292戸が取り壊しが必要か必要でないか、その辺についてはちょっと把握しておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 積極的に取り組みを検討するということですのでけれども、これ先ほど副町長も答えておりましたが、どこの自治体だったかな、もう既に取り壊し費用の補助を出しますということが報道されているわけです。やっぱりそういう自治体に倣って、私はやっていただきたいと思うのです。特に先ほど来というか昨

日も、格差の問題で低所得の方が取り壊しをする場合に、先ほど木造で2万から4万、中間で3万円くらいでも、40坪であれば100万以上のお金になりますので、収入の少ない人は、取り崩しを考えてもなかなかできないという状況になると思いますので、ちょっと積極度を伺いたいと思うのですけれども、何とかつくりたいという、そのご意思をちょっと表明していただきたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 過去に志賀2区地内で火災に遭った物件がございました。これについては、区長さん、それからご近所の方々等のご要望もございまして、町のほうで撤去をいたしました。そして、その費用については、所有者の方に請求をするということで現在も話し合いが進められております。

考え方とすると、地域の皆様方が、その建物、空き家等があることによって非常に困っていると、そういう実態に対しては、町としては、その声を受けまして、対応してきているというふうなことがあるわけございまして、全ての空き家についてそれができるかどうかということも含めて、今後、この計画の中で実態を調査した上で検討していくというふうなことになりますけれども、町の基本的な考え方は、町民の皆様が困っていることに対しては、町としては積極的に対応していくというふうな考えでございします。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。国の助成が考えられるということですので、仮に国からこの分野の助成がなくても、町独自でぜひやっていただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

午後の再開の時間は1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時29分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項3、倫理条例の制定について。どうぞ。

○9番（川口浩史議員） それでは、倫理条例の制定についてですが、埼玉県内の自治体職員による不正な行為が報道されております。公僕としての意識づけをしていかないとだめなのではないかと考えた次第であります。

そこで、嵐山町職員が不正な行為をしないように倫理条例の制定をすべきと考えました。お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

質問項目3番についてです。職員が遵守をすべき職務に係る倫理原則、サービスの根本基準につきましては、国家公務員倫理法及び倫理規程、地方公務員法でそれぞれ定められております。

嵐山町では、嵐山町職員服務規程、嵐山町職員倫理規程、懲戒処分の基準の例規等の整備を行ってございまして、倫理規程では一般職の職員に対する職員の遵守事項として、職員は、地方公務員法その他の関係法令等に従い、誠実かつ公正に職務を執行しなければならないとしております。これらの規程等は、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する信頼の確保を図り、町政、地方行政の健全な発展に資するために関連法令を参考にして定めておりますので、現在のところ条例の制定につきましては考えておりません。今後とも、町民の町政に対する信頼を高めるため、計画的に研修等を実施して、倫理の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この考えを提案しようと思ったのは、さいたま市の職員が官製談合、収賄の容疑というふうに確定しているのですけれども、公園の工事を行った際、業者から賄賂をもらい、自分のうちの工事、自宅駐車場に屋根をつくらせるなどの行為までさせた。そういうことで、この判決が2月26日にありまして、懲役2年6カ月、執行猶予4年、追徴金50万円ということ言い渡されたということです。その後、これ田崎氏という被告ですけれども、上告したかどうか、そこまでつかんではないですが、こういうことがあったということなのです。

それで、どうなのでしょう。嵐山町でも幾つかの規程が今、答弁されたわけですが、こういうものが起きないという保証というのはあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、申し上げましたように、地方公務員法、国の倫理規程、そして嵐山町では職員の服務規程、職員の倫理規程、懲戒処分の基準、これらにのっとって嵐山町の職員として恥ずかしくない行動をとっていただきたい、人間として当然の行動をとっていただきたいということで職員をお願いをしているし、実施をしてくれているというような状況でございます。

今、談合の話がありましたけれども、当然そういうことも含めて、そのほかにも警察官ですとか、ほかの公務員のところすとか、教員がどうしたとかというようなことが新聞にちょこちょこ出るわけですが、それは職員だからとか、公務員だからとかなんとかという問題の前に、人間として適格性を欠いている人たちのことであって、当然、法にのっとってしっかりした形の処分をしなければいけないと思いますし、嵐山町でもそういうことが起きないように、さらに気分を引き締めて職務に専念できるような体制づくりをつくっていきたいと思っています。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ただいまの答弁でも、職員とか、その前に人間としてというお話があって、川口市の職員がひき逃げで、これたしか50メートルぐらい引きずってしまって、相手が当然死亡です。酒気帯びだったもので逃げて、それでお風呂に入って酒気帯びをごまかそうとしたということで、この方、懲役10年の判決が言い渡されているわけです。

本当に職員の前に人間としてもとる行為をしているわけですが、こういうことを法令にのっとってということで今、お話になったのですが、倫理条例の考え方というのは、例えば金品を受け取れば刑法197条の収賄罪になると。ただ、刑事責任の追及は、全体から見れば限定的であり、しかも事後のことになるのだということなのです。

だから、公務員の非倫理的行動を事前に抑制する必要があるということで、国家公務員なんかには、国家公務員倫理法だったと思うのですが、できています。

やっぱり嵐山町職員が不正な問題には手を出さないということをしっかりやっていた
だくためには、規程から条例に引き上げておく、それが大事ではないかなと思うので
すけれども、そっちが手が挙がりました。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

今、町長のほうから職員の服務規程あるいは倫理規程、懲戒処分の基準ということ
でお話を申し上げました。今、お話のありましたように、最近では東秩父の職員が淫
行で捕まったりでありますとか、東松山市の職員が万引きで捕まったりですとか、さ
まざまな公務員の不祥事が報道されているのは、現実的にそのとおりでございます。

そういったこともございまして、嵐山町では、まず新しく職員が就職をし、新採用
職員として入ってきた場合に、新採用職員の研修を行います。職場内研修で、まず公
務員としての、公僕としてのあり方、それは倫理規程も含めて説明を申し上げますし、
何かあった場合には、こういう懲戒基準がありますよと、そういうようなこともお話
し申し上げます。また、職員が彩の国さいたま広域連合というところに研修に行きま
すが、そこの初任者研修でも当然そういうような講義の一コマがあると。また、その
ほかに階層別研修というのもございますが、そういう場所でも、そのことについては
触れられております。

懲戒手続に関しましては、懲戒処分の基準というのが平成17年7月に定められてお
りまして、21年11月に改正されておりました、その中で細かく規定されているのです。
例えば、一般服務関係ということでは、欠勤、遅刻、早退、休暇の虚偽申請、服務態
度の不良、職場内秩序を乱す行為、虚偽申告、違法な職員団体活動、秘密漏えい、政
治的目的を有する文書の配布、兼業承認等の手続を行った場合、先ほどありました入
札談合に関する行為、個人の秘密情報の目的外収集、セクシュアルハラスメント、不
適正な事務処理、これが一般的な事務でございますけれども、そのほかに公金公物取
り扱い関係ということで横領、搾取、詐取、紛失、盗難、公物の損壊、失火、諸給与
の違法支払い・不適正受給、公金公物の不適正処理、コンピューターの不適正使用、
そういうようなことがうたわれております。

公務外の非行もありまして、放火とか殺人、傷害、暴行、けんかから始まりまして、
淫行、痴漢行為まで細かく処分についてうたわれまして、戒告ですとか、停職ですと

か、最終的には懲戒免職と、そういう細かい規定の中で運用しておりますので、この運用が適用されるようだと困るわけでございますけれども、こういうことが細かく規定されていると。公務員として自覚を持って一般町民のために仕事をしていただきたいということで、こういう話をしながら、常に倫理の向上を目指しているというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今、ルールいろんな罰則があるということでお話があったわけですが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、罰則されるのは摘発された、摘発という、これは警察ではないですから、見つかった場合だけのことですよ。

この方が書いている内容の本質は、罰則をするためのものは、それは刑事法だとかなんかで十分なのだ。倫理条例、倫理規程、嵐山町もありますけれども、倫理法の基本的な考え方は、したほうがよいことをすること、してはならないことをしないというだけではなくて、しなければならぬことをしていく。ネガティブな考えではなくて、これがあるから、これはやってはいけないのだというのではなくて、公務員として当然やるべきことをやる、やらせる、やらせるという言い方をすると少し皆さん感情を悪くすると思いますけれども、やらなければいけないという、その積極的なものを引き出していく、これが倫理に関しての考え方なのだとということなのです。余りわかっていないですね。ちょっと説明がわかっていないかな。どうですか、そっこのほうがいいのではないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

お話をいただいている意味というのは、倫理の向上のための、そういった内容について規定したものがいいのだろうというふうに私は受け止めましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

もちろんそれは当然なこととございまして、もし仮にそれが、当然すべきことを当然しなかった場合、その規定が、この懲戒処分規程でございますので、それは公務員として倫理の向上であるとかというのは、むしろ私は当たり前の行動だというふうに思っておりますので、それをあえて定める必要はちょっとどうなのかなというふうに

考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） あえて定めなければならない状況にはあるのだというふう
に思うのです。皆さん方も嵐山の状況を胸に手を当てて、どういう問題があったかを
考えていただきたいと思うのですよ、そういう問題も含めて私は提案しているわけ
ですから。

これは、何も日本だけの問題ではなくて、国際的な問題でもあるわけです。アメリ
カでもつくっている。ケネディ大統領やジョンソン大統領登場の中からつくってき
ているということが書いてあります。そのほかヨーロッパのほうでもつくっているとい
うのが書いてあったのですけれども、ちょっとアメリカのところだけあったのですか。

やっぱり公務員が不正なことをするというのは、洋の東西問わずあるからつくっ
ているわけです。刑法だけでは不十分だから、倫理の問題に対してつくってきているわ
けです。それでも不十分さはあるでしょうけれども、積極性を引き出していくという
面を十分に考慮したものを私は嵐山町でもつくっていくことが大事だというふうにし
うのです。嵐山町の問題があるわけでしょう。ちゃんとそれも考えて、もうちょっと
答弁をお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 倫理の話、今、その本にどういうふうに書いてあるのかわかりませ
んけれども、人倫というのは誰に教わるわけでもなくて、友と仲よく、親は敬い、そ
ういうことを身をもってというか、小さいころからやっていく。だから、今、学校での
道徳教育はどうなのだろうということが言われているわけです。

それで、倫理規程をつくったから、さて、このところで、さらにどうなるというこ
とだと思うのですよ、今までもあるわけですから。右を見て、左を見て、赤信号は止
まりましょうということでやっているわけだけれども、幾らやったって交通事故は終
わりはしない。交通違反が出てしまう。そういうことと同じように、この倫理とい
うのは、何か法をつくったから、さて、どうなるということではないと思うのです、今
までこう出てきて。大体、もうやって悪いものだということはわかっていてやって
いるわけですから、ですからそれには、その前から、人の道というのはこうあるべきだ

ということをやっぱり教育の、小さいときからそういうものを身につけさせるというのですか、教えるとか、従わせるというのではなくて、身につけさせる、こういうことが必要なのではないかなと思うのです。

そういうことを考えて、大変残念だけれども、嵐山町にもこの服務規程、こういうことは守りなさい、倫理規程、こういうことはだめですよ、いいですよと書いてあるわけです。こんなもの本当はなくてもいいわけなのです。だけれども、その上に懲戒処分基準までつくらざるを得ないような状況になってしまって、全く嵐山町も恥ずかしい状況ですけれども、こういうものができている。

ですから、こういうものに関係ないような仕事環境ができるように、これからもしっかり職員と話し合いをしながらやっていきたいというふうに思っています。おっしゃるような形で、こういうものを改めてつくってみても、これだけあるのですから、しっかり縛るものは。それで、意識というのは、つくったから生まれるものではないと思うのです。やっぱりそれは、身につけさせるということが一番大切なことではないかなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 嵐山町議会は、政治倫理条例をつくって、不祥事というのはないというふうに私は思っているのです。やっぱり効果、条例化して、こういう今までの結果になってきているというふうに思うのです。ぜひ嵐山町議会を見習ってご検討いただきたいというふうに思います。そのことを要望して、終わりたいと思います。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号7番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の農業振興についてからです。どうぞ。

〔7番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○7番(吉場道雄議員) 議席番号7番、吉場道雄。議長のお許しがありましたので一般質問をします。

まず最初に、1として農業振興について。古里地域では、2カ所にわたり、福島から来た4世帯の方々で50棟ほどのハウスを建て、ハウレンソウを栽培しています。最

近では、嵐山町在住の人も2棟のハウスを建て、またそのほかに、最近では鳩山からも来て、2棟のハウスをつくってハウレンソウを栽培しています。年間を通して栽培しているが、需要が多く、幾らつくっても全部販売できる状況であり、もっと嵐山町在住にかかわらず、一緒にハウレンソウづくりをしてくれる人が多くなってくれば良いと言っております。夢のある農業経営をしており、このような機会を逃さず、嵐山町の農業に生かせないか伺います。深谷と言ったらネギだとか、嵐山町だとハウレンソウというように、ハウレンソウの一大産地化を目指す農業の実現をすべきだと思いますが、考えを聞かせてください。

また、県内外から嵐山町に訪れた人たちが、自然の環境もよく、この地に住み、農業をしようと言っており、町として、このような人たちにどのような支援ができるか伺います。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目1の農業振興についてお答えいたします。

福島県から被災されてきた農業者の方々が、平成24年度から古里地域でハウレンソウの栽培を開始し、現在では6世帯の方が従事されております。ビニールハウスを利用して、年6回程度の収穫ができるとのことであります。全農と直売所へ出荷し、実績も年々増加傾向にあると伺っております。

町には限りませんが、高齢化が進み、後継者が不足している状況でございますので、若者にも魅力ある仕事となるように、今後の嵐山町農業に生かせるよう検討してまいりたいと思います。

また、町では、農業委員会が中心となり、新たに就農を希望される方へ個別に相談に乗った上で、相談者の要望に合わせた形で農地の紹介を行っており、農地の紹介とあわせて農家住宅の空き家等をあっせんできるように進めてまいりたいと考えておりますが、空き家の状況把握が大変困難であるのが実情でございます。今後も国、県また農協と連携し、それぞれの補助制度の特性を生かしながら、農業者の方々へ支援できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、再質問させていただきます。

ハウレンソウづくりですか、通年ですか、年間を通してハウレンソウづくりをしているのが、埼玉県においては桶川の1世帯ですか、また鴻巣には4世帯、あと嵐山町の古里のところ4世帯と、鳩山、また嵐山在住の人が6家族がつくっているわけなのですけれども、ハウスの数とすると圧倒的に古里地域のハウスが多くて、本当にあそこへ行ってみれば、ドームみたいのがここにあって、本当にハウレンソウづくりの産地みたいなところでございます。

2年前に福島から4世帯来たわけなのですけれども、その4世帯が全部が全部ハウレンソウづくりをしていたわけではなく、3世帯はハウレンソウづくりをしていなかったわけです。ほかに電気屋さんとか、大工さんとか、また公務員とかで、やっていたのは1世帯がやっていたわけなのですけれども、本当に努力のかけがえがなくなって、今ではここに書いてありますように、全農のほうにおさめたり、大手スーパーですか、またコンビニとか直売所のほうにおさめるような状況になりました。幾らつくっても足りないというふうに言っています。本当に今まで努力してきたのが、報われているのではないかなと思っております。

今、嵐山町の農業を考えた場合、米作が中心でありますけれども、米づくりというのは、昨年から本当に米価格も安くなりまして、1年先2年先を見ますと、づくり手がだんだん、だんだんいなくなってくるのではないかなと思って、私も心配しています。

また、福島の人たちがハウス栽培をしていたわけなのですけれども、ハウス栽培したというのは、やはり畑よりか田んぼのほうがいいということなので、今度、田んぼのほうもあいてきますし、畑もあるし田んぼもあるし、これからは本当に条件もそろっているし、まず一番問題なのは水の心配だと言っていました。水も、古里地域というところは、荒川の伏流水ですか、それが流れてきていまして、井戸を掘ればどこでも水が出る状態なので、条件は非常にそろっている状況でございます。今は、嵐山町の農業を見るのが、これから改革するのが一番いいチャンスではないかなと私は思っています。

そこで、この間、町長の施政方針の中にもありましたように、その中で、地方創生には地方の農業の創生が欠かせないと言っております。農業は日本の礎であり、この振興が創生には必須の条件になっていると考えています。農業者の生の声を聞きなが

ら、嵐山町から新しい農業の推進に向かって取り組んでいきますとっております。

そこで、ハウレンソウの一大産地に向けて、嵐山町から新しい農業をすべきだと私は思いますので、考えをお聞かせください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、お話のように、施政方針でも話をさせていただきました。本当に国の一番の基本中の基本は農業だと思うのです。食の確保というのは、戦争にもなるくらいな一番の基幹のものであるわけです。そういう中で、大変残念ながら日本農業というものは、ここのところ長いこと衰退の一途をたどってきて、そして自分のところの食料自給率が幾ら何%と言われるような、4割にいくぞ、いかないぞなんて言っているような状況のありさまであるわけであるわけですけれども、そういう中であって、今、お話のように場所にも恵まれているし、いろんな動きも出ているよという話も聞いておりますし、見てもおりますし、動きも知っているわけですけれども、ぜひ創生のこの動きがあるときに、こういう波に乗っていければいいなというふうに思っています。

これを今のお話を聞くときにも思い出す。思い出すというか、あれなのは、今までも嵐山農業をどうする、どうする。大勢の人たちの知恵を合わせて、農業委員会でも、ほかの人たちも、嵐山町の活性化、農業をこうしようとやってきたけれども、こういう状況であったわけです。

しかし、何人かの人たちが、大変不幸な状況であって嵐山町に来て、このところを自分のところの農業の基地としているのだということで、強い意志を持って、そのところでハウレンソウづくりを始めた。その動きだけで、今、お話のように周りの人も、それ、うちのほうもやってみようかというようなことがあったり、新しくまた、では私もやってみようかというようなことが起きたりということで、いかに民間活力といえますか、民活というものの力強さ、強さというのが、こういうものを見るたびに行政の力のなさというか、限界というか、そういうものを感じるのです。

ですから、こここのところの状況の一つ見ても、いかに、これからどうしたらいいかと言ったら、こういう民間活力をどういうふうに、サイドからでも、後ろからでも、前からでも、下からでも、上からでも、ありとあらゆるやり方で、こういう動きを、形を、参考にする人たちに影響を与えるような動きをつくれるかということだと思う

のです。

それには、ですから行政がといいますけれども、行政は今まで言ってきたように全く力がないわけです、できなかつたわけですから。だけれども、何人かの人が来てやって、あつという間にこういう状況が出てきている。ですから、このところも、その動きもとらなければいけませんし、国の流れもしっかり見据えて、そういう中で行政としてやれるべきことはしっかりやっていきたい。

それと、また地域の皆様方、答弁にも言わせていただきましたように、国、県、農協、そして地域の人たちとの連携をしっかりとりながら進めていくべきだなというふうに思います。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 町長から前向きな意見を聞きまして、本当にうれしく思います。また、このハウレンソウ農家ですか、2年前から始めて、1の方がこういうふう知っているだけで、3人の方たちが賛成してここに来てくれて、今、大手企業でも購入している。最近では、東京の大田市場ですか、それから全農を通じて、まとめて出してくれないかと今、言われています。それも、やっぱり数がまとまらないと出荷もできないし、引き受けるわけにもいかないということで、どうしても一人でも多く来てくれというように言っていますけれども、本当に今がチャンスだと思いますので、少しでもそういうように農業に関心があるような人だとか、農業委員だとか、未来会議でも今やっています10年後、20年後の嵐山を見て会議をしているわけなのですけれども、そういう中で1人の若者でも、退職した人でもいいから、そういうところへ紹介をしながら、町で努力してもらいたいなと思っています。

また、あと、これは答弁は要らないのですけれども、古里地区にブルーベリー狩りができるところがありますけれども、よく東京のほうから毎年来てくれるのですけれども、この辺は景色がいいし、環境もいいし、この辺に住んで農業をやりたいという人もいるわけなのです。

また、福島の方の4世帯なのですけれども、2世帯が早く来て嵐山に住んでいるわけなのですけれども、またあとの2世帯というのは、今、滑川に住んでおります。2世帯は、誰も知らないわけですので、不動産屋の紹介で嵐山に住んでいるわけなのですけれども、ほかの2世帯も不動産屋の紹介で嵐山を紹介してもらいましたけれども、自分の気に入ったところはなかつたということなのです。

だけれども、2人とも嵐山に住んで、嵐山で農業をしたいということは希望があったわけなのですけれども、やはりここにも書いてあるみたいなのですけれども、これからは空き家を利用しながら、これは調整区域でいいと思うのです。ある程度こういうふうに把握しておりまして、そういう人が来たら役場のほうで中に入って、2人でよく話し合いができるところをつくってもらいまして、両方で納得のいくような状況をつくってもらいながら、嵐山に住んで農業をやってもらいたいのなのですけれども、ちょっとそのところの考えを聞きたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 福島から来られた4世帯の方、2世帯の方は嵐山で、2世帯の方は滑川というふうなお話だったので、去年にもいろいろそういう方にも、嵐山町地内の農家住宅などを実際紹介はしているのですけれども、なかなか住宅の持ち主とうまく話が合わなくて、実際は嵐山町に住んでいただけなかったというのが実情でございます。

そういったこともございますので、環境農政課におきましては、特に農家住宅、そういう空き家を空き家バンクというふうな形で把握できるように、できれば、またそういった方にも紹介し、先ほど吉場議員さんが言われたように、東京のほうから来られる方にも、そういった物件があっせんであればいいなということで、そういった面にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） このようなケースは多分まれだと思いますけれども、嵐山町も人口減の問題で重要な問題を抱えていますので、こういうような農家をやって嵐山町に住みたいという人の一人一人の積み重ねが、嵐山町の人口をふやすわけでございまして、これからも積極的にそういうところも取り組んでもらいたいと思います。

では、次に入ります。2番目の少子高齢化問題についてです。日本の人口は、2008年の1億2,000万人をピークに減少に転じました。これは、極端に低い出生率が原因と言われています。また、高齢化も進むため、日本経済や私たちの社会生活は大きな影響をこうむることになります。急激な人口減少を食い止め、地域社会が元気を取り戻すためには、安心して子供を産み育てる環境をつくっていかねばなりません。

そこで、次に大きく2点に分けて町の取り組み方針を伺います。

(1)として、アイプラザにできる新たな子育て拠点では、どのような運営を考えているのかを伺います。

次に、50歳時で一度も結婚したことがない人の割合を示す生涯未婚率は、今から30年前の昭和64年では、男性3.9%、女性4.3%だったが、25年後の平成22年では男性は20.14%、女性は10.61%になりました。男性の未婚率が24年で5倍にふえ、未婚者の支援も大変重要であります。男女の出会いのきっかけづくりなど婚活もふえていますが、町の取り組みについて伺います。

次に、日本の合計特殊出生率は昭和45年以降2を切り、平成27年には1.26まで下がり、その後、持ち直して、平成25年には1.43で、埼玉県は1.33とのことであります。嵐山町の現在の出生率について伺います。

(2)として、高齢化の進行とともに、ひとり暮らしのお年寄りが急増し、認知症高齢者の急増も深刻になっております。町はひとり暮らしの高齢者対策、特に居場所づくりをどのように考えているのか、お伺いします。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目2の(1)、新たな子育て支援拠点の運営につきましてお答えをさせていただきます。

新たな子育て支援の拠点につきましては、子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図ることを目的に、旧アイプラザの跡に「嵐山町子育てステーション嵐丸ひろば」を設置し、親しみやすい拠点にしていまいります。運営につきましては、県の埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金を受けながら、嵐山町社会福祉協議会に委託してまいりたいと考えております。

その内容といたしますと、常勤職員を1人配置し、非常勤職員を1人以上配置いたしまして、子育てに関する相談、講習会の開催、子供が自由に遊べる場の提供等々を行っていきたくて考えております。なお、利用時間につきましては、午前10時から午後4時までとし、休館日を日曜日及び月曜日と国民の休日に関する法律に規定する休日、そして年末年始とさせていただきますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 続いて、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目2の(1)、若者の婚活支援と合計特殊出生率の改善についてお答えをいたします。

近年、定住促進、少子化対策として、婚活を支援するための事業を行う自治体がふえてきています。嵐山町では、昨年、町、観光協会が後援し、商工会が主催した「炎の焼コン」が実施されました。73人の参加があり、うち32人が町内の方で、カップル成立は1組でありました。

全国的には、こうした婚活イベント実施のほか、結婚の仲介役として活動する方を認定して、結婚が成立した場合に報奨金を支給する事業などが行われています。婚活という言葉の浸透と趣向を凝らした多彩なイベントの実施により、以前はお見合いパーティーなどに参加することに抵抗があった方なども、気楽に参加できるようになったのかもしれませんが。結婚して町に定住してくれる方がふえれば、人口増、ひいては合計特殊出生率の改善につながると考えられますので、今後、関係団体と連携して婚活支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(2)について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 私からは、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

町の65歳の以上の高齢者ひとり暮らしの世帯数につきましては、民生・児童委員が実施をした平成26年度社会調査によりますと、511世帯で総世帯数の6.8%を占めており、前年度と比較をいたしますと31世帯増加しております。高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方のみならず、全ての高齢者が安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。

地域においては、ともに支え合い、生きがいや役割を持って生活することが介護予防につながります。そのため、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、支える側として、また支えられる側として、気軽に立ち寄れる住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通して、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、順次再質問させていただきます。

4月から始まるわけなのですけれども、子育て支援ですか、現在行われているほかに、嵐山町で行われているおもちゃ図書館ですか、また子育て広場「レピ」ですか、これ3カ所でやられていますけれども、北部交流センター、また役場、ふれあい交流センターですか、またふれあい教室ですか、行われていますけれども、これはお母さん方に非常に人気があって、続けてやれないかという要望も結構来ていると思うのですけれども、今までの事業は、これから来年度はどういうふうにしていくのかお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

レピでございますけれども、今までどおり町民ホール、ふれあい交流センター等々を使いながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） ぜひお母さん方の要望がありますので、できるだけ続けてもらいたいなと思っています。また、この前の全協のときですか、子ども・子育て支援事業計画を説明してもらいましたけれども、「子どもも大人も未来志向になれるまち嵐山町」を目指し、子育てを支援していくということなので、これからもそれに沿って、あれは結構いい事業なのでやってもらいたいと思います。

では、次に行きます。若者婚活の支援についてなのですけれども、以前は親戚や地域の世話好きな人がいて、仲を取り持って仲人をしてくれたり、よく井戸端会議というのが農家ではありましたけれども、そういうところでいろいろな話題がありまして、仲介してもらいましたけれども、今はそういう人も少なくなり、出会いの機会が本当に少なくなってきました。

そういうことで、各自治体でもいろんな取り組みをしながら、この問題に対応しているところなのですけれども、ちょっと私が調べたところなのですけれども、ある市では、婚活クラブをつくり、おせっかいが縁結びとして取り組んでいるところや、結

婚相談や見合いのセッティングなど婚活支援をしてくれるボランティアを募集して行っているところもあります。また、独身男女の出会いを手助けする婚活マスターを養成し、認定制度を創設して、さきに課長が言ったように報奨金として幾らかお金を出しているところもあります。

各自治体ともさまざまな取り組みをしていますが、町では結婚相談やお見合いのセッティングなど婚活支援を行う、いわゆるおせっかい屋さんですか、町はこのような人材を養成する考えがあるのかお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

ただいま吉場議員さんが話されたとおり、そういったおせっかいの方の養成ということで、いろいろ考えているのですけれども、一応独身男女の結婚の間を取り持つということは、本当に今、そういうことがなくなっているわけですから、そういう方を養成して、そういう方を通じて結婚支援ということではいけるような事業をこれからまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、再質問します。

今、私が言ったようなボランティアではなく、そういう見合いですか、結婚するような人を養成してと言いますけれども、これは町で養成するわけですか。婚活、やっぱり仲人をやってくれるような人、どういような養成の仕方をするのか、ちょっとお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

今のところ町ということではなくて、社会福祉協議会に、またそのような形でしていただけるようにお話をさせていただこうと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 今、課長のほうから社会福祉協議会、こういうような婚活の

事業ですか、見合いの人の養成だとかしていくということなので、幾らか前が見えたと思いますけれども、よく商工会の青年部でも、今までも本当に熱心に婚活問題を取り上げてもらって、毎年やってもらって、今度は、その部会みたいなものができて、これからも婚活のために頑張っていきたいというふうに話もありますけれども、社会福祉協議会と青年部ですか、商工会なんかとも連携をしながら、多くのこういう出会いの機会が少ない人が集まる場所をつくってもらって、一人でも多くのカップルができるようお願いしたいと思います。

次に、入ります。1つ聞きたいのですけれども、合計特殊出生率ですか、これ町は今どのくらいなのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

嵐山町では、平成23年に0.98、24年が1.05、25年が0.90ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) どうもありがとうございました。

非常に埼玉県は少ない数字なので、これからはいろんな事業を通じて、この問題も少しでも多くの出生率が上がるように各自治体で頑張っていく必要があると思います。

最後なのですけれども、ひとり暮らしの問題なのですけれども、ひとり暮らし高齢者は、先ほどの答弁の中にもありますように、嵐山町は511世帯で、世帯数の6.8%、昨年より31世帯ふえているということなのですけれども、本当に毎年ふえる状況になっております。このままでは認知症も心配され、事故などに巻き込まれるケースも出てくるのではないかなと思っております。住みなれた地域で暮らし続けるために、住民同士の結びつきをどれだけ維持し、強めていけるかが、これからは問われるところでございます。

そこで、各自治体とも、居場所づくりについていろいろ苦勞しながらしております。ちょっと私が調べたところ、空き家を活用した住宅支援をしているところとか、子供から高齢者までの3世帯が交流できるサロンをつくったり、また空き店舗ですか、高齢者の憩いの場をつくり、誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりをしておるところ

が、このごろ自治体でもふえていきました。町では、空き家や空き店舗がふえてきたので、このようなところを空き家ですか、空き店舗を利用して、ひとり暮らしの方の居場所づくりみたいに、これはサロンですけれども、サロンづくりをするような考えはありますか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

今、議員さんお話のとおり、これからの町には高齢者の居場所というものが大変重要だというふうには私は共感しております。現在、そういった高齢者の居場所としては、町から社会福祉協議会に対して一部委託をしておるのですが、地域住民グループ支援事業ということで、ふれあい・うきうきサロンという事業をやっています。この事業につきましても、平成25年の実績で、大変ちょっと古いのですが、町内13地区で行っております。主に地区の集会所、こういったところを拠点として行っている事業でございます。

今、空き家の活用というふうなお話もいただきました。今後、こういった居場所を拡充していくに当たっては、空き家の活用も視野に入れて検討していく必要があらうかというふうに思います。ただ、サロンとして空き家を活用していくには、やはり現状のままですというのなかなか難しい部分があると思います。やはり一定程度手を入れてやったりだとか、そういったこともあらうかと思っておりますので、検討する必要があるかと思っております。

また、今、議員さんのほうから3世代交流のサロンというふうなお話もいただきました。以前、なごみの関係で全協でお話をさせていただいたことがあるのですが、4月から旧なごみが新しく変わります。その中では、例えば子育てサロンをやったり、あるいは高齢者、高齢者だけではなく、多くの世代の方が気軽に寄れるような、そういった場所も旧なごみの中に設けていくということで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 嵐山町も空き店舗だとか空き家がふえてきますけれども、やっぱり中を改装するにはお金がかかるとは思いますけれども、これ見て、毎年毎年ひと

り暮らしの人がふえてきておりますので、大体見れば、どこに、どれだけいるかというのがわかると思いますけれども、そういうようなところで空き店舗でも、最低でも人が集まれて話ができるような場をつくってもらいたいと思います。その憩いの場所ですか、つくってもらえればありがたいなと思って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間を2時35分といたします。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時34分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○青柳賢治議長 続いて、今定例会最後の一般質問は、受け付け番号8番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1、就学援助の拡大と給付型奨励金の創設についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず第1に、就学援助の拡大と給付型奨励金の創設について質問をいたします。町の就学援助は、生活保護費基準の1.3倍となっています。生活保護は、年々引き下げられています。生活保護の基準については、今年度も引き下げが行われるということで、この生活保護の施策については、13年度から15年度にかけて総額740億円、今回、住宅補助と冬季加算の削減が行われます。住宅補助については、15年度から18年度までで総額190億円、冬季加算は30億円削るという計画になっています。

前回の決算のときには、就学援助については影響が出ていないというお話があったわけですが、全国的には生活保護費の旧水準のままで該当をさせていくという自治体もあるわけですが、町については、この影響はどういうふうに出ているのか、制度の内容と該当世帯を教えてくださいというふうに思います。

同時に、こうした状況の中で、見直しの考えがあるのかどうか。

3点目は、給付型の奨励金の創設の考えについて、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目1の（1）につきまして、お答えを申し上げます。

まず、制度の内容でございますけれども、要保護就学援助に対しましては、修学旅行費を援助しております。また、準要保護世帯に対しましては、学用品費等、新入学生用品費等を除く通学用品費、新入学生用品費等、校外活動費の宿泊なし、宿泊あり、それから修学旅行費、学校給食費、児童生徒会費、PTA会費を国の基準に準じましてそれぞれ支給しております。

次に、該当世帯でございますが、小中学校を合わせた世帯数につきましてお答えさせていただきます。平成24年度では要保護世帯17、準要保護世帯131、平成25年度は要保護世帯20、準要保護世帯146、平成26年度につきましては、現在、要保護世帯22、準要保護世帯148となっており、年々増加傾向にあります。

なお、準要保護世帯の認定基準につきましては、生活保護基準1.3倍となっておりますが、ご案内のとおり、平成25年7月に生活補助基準の改定があり、平成25年8月から平成27年の3年間で、それぞれ3分の1を各年度において改定することになりましたが、国から「生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響について」という通知等により、各地方自治体において適切に判断するようにとの対応基準等もありましたので、準要保護の認定基準を下げることなく、平成25年度の基準をそのまま使っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）、（3）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。

先ほどこども課長より答弁いたしました、嵐山町においては、要保護世帯に対しても、修学旅行費の援助、また準要保護世帯に対し学用品等通学用品費（新入学生用品等を除く）、新入学生用品費等、校外活動費、宿泊なし、遠足等でございます。宿泊あり、キャンプ、修学旅行費、学校給食費、児童・生徒会費、PTA会費等をそ

れぞれ支給しております。

また、生活保護基準の1.3倍という目安も、改正前の平成25年度の基準をもとに判定しております。比企郡内を見ましても、多少補助項目が違っておりますが、児童・生徒会費やPTA会費を補助対象にしていなくても見られますし、逆に体育実技用具に対して交付している町もございます。したがって、比企郡内の状況からも、町といたしましては比較的对象を多くしていると考えておりますので、現時点では見直す考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 (3)をお願いします。

○小久保錦一教育長 続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

今議会の議案第16号で上程しております嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部改正において、利便性の向上及び定住促進のため、特別奨学資金、いわゆる入学時に貸与するものでございますが、返還期間中、奨学生であった者が嵐山町に居住している場合、半額を免除する内容となっております。実質的な給付と言えらると思います。

なお、この改正条例におきましては、普通奨学資金及び特別奨学資金の増額と、先ほど申しましたように特別奨学資金の返還免除の規定を設け、規則において増額に伴い、奨学生の負担を考え返還期間を延長し、より使いやすい制度にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) (1)、(2)は一緒に質問をさせていただきます。

25年度の基準をそのまま使っていると、これ生活保護基準のことだと思うのですが、ということは、今、生活保護そのものが切り下げられているわけですが、切り下げ前の基準を生活保護基準として1.3倍ということで適用させているということかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 そのとおりで、今、実施しているということでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、（3）番のほうに行きたいというふうに思います。

奨学資金の関係ですけれども、文部科学省が設置をしました「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」というのがあるわけですが、そのときに、貸与型、返さなくてもいいですよという貸与型の奨励金の返還にしていくことが重要だという答申をしているわけです。そういう面では、今、全国的に子供の貧困という形で捉えると、6人に1人が貧困の家庭になっているというふうになっているわけですが、そういう面では奨学金、いろんな形の資金が国にしても県にしてもあるわけですが、ほとんどが貸し付けの奨学金になっているというふうに思うのです。私も一般質問のほうから先だったものですから、議案の配付のほうが後になってしまったわけで、そういう面では今度の条例改正そのものが、では一步前進かなというふうには思うのです。ただ、子供の貧困という点では、やはり貸与型の奨学金にしていく必要が私はあるかなというふうに考えているのですが、貸与型の奨励金の考え方というのは、町のほうでは持っていないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、前回の奨学資金の貸し付けにつきましては、基金が6,400万円を運用しておるところでございまして、全て貸与するということはなかなか難しいのかなと、現時点では考えております。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、負担軽減をするということであるとすると、今の話ですと転入世帯のということですから、やはり6人に1人が貧困というふうに言われている中で、それを解消するというのであれば、今度の条例改正そのものは半額免除ということであって、負担軽減という形にはなり得ないのかなと。いずれにしても半分は返さなくてはならないということになるわけで、精神的な負担というのは、やはり残ってしまうのではないかなというふうに思うのです。そういう点では、貸与型の奨励金に切りかえ、今後、そういう形を考えていく必要があると思うのですが、その辺の考え方というのはないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 先ほど申しあげましたように基金を運営しておりますので、財政的なことも絡んでいきますので、今後、状況を見ながら検討も必要になる場合もあるのかなとは思いますが。

○青柳賢治議長 清水正之議員、貸付型。

〔「給付型」と言う人あり〕

○10番（清水正之議員） 給付型ね。ごめんなさい。

○青柳賢治議長 お願いいたします。

〔「今の間違えているよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員、どうぞ。

○10番（清水正之議員） 例えば、文部省のやつですと、高等学校の就学支援金については、所得制限というか、生活保護家庭あるいは非課税家庭等の一定の所得制限を設けて支援金を出している部分があるのです。同時に、これは埼玉県の総務部の学務課から出ているやつについても、同じような一定の所得制限を設けながら、就学支援制度を設けているというふうな状況もあるわけです。東京都も同じような方法をとっているわけですが、そういう面では、どうやったら家庭の負担を軽減するかという点では、やはり給付型の奨学金の創設をしていくということによって、家庭の負担軽減というのは図られてくるのだらうと。

今回の条例改正は、先ほど言いましたように奨学金を借りて、半額は免除しますよ、いずれにしても半額は返すという精神的な負担が出てくるわけです。今回、出てきた中でこれを切りかえますということは、まだ審議も始まっていない段階ですから、なかなか言いにくい部分があるのだと思うのですが、将来的にそういうふうに切りかえていく。そのことによって、家庭の負担軽減が図られる。そういう面では、ある一定の所得制限を設けながら、低所得者というか、そういった部分の給付型の奨励金を創設をしていくというふうな考え方はないでしょうか、教育長。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 今回、条例改正に伴いまして、ただいま議員さんのご指摘のとおり、貧困家庭、また、こういった今までの長い間の奨学援助の中でこういった拡大が出てきたということは、ある意味では給付型のほうに今後、考えていかなければならない面もあろうかなと考えております。

しかし、町といたしましては、段階的に、これも検討していかなくてはならないし、広い意味で今までの行ってきたことを一層検証して、今後、そういった形がやはり嵐山町に必要であるということになれば、検討してまいればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 渋谷さんの資料を使って申しわけないのですが、嵐山町そのものは比較的所得の少ない人が多いのではないかなと。実は今、川越もそうなのです。中核都市でありながら、所得がかなり低い世帯が多い。そういう面では、郡内でも嵐山町の場合は比較的そういう傾向が見られるというふうに思うのですけれども、だとすれば半分返すという、この精神的な負担をなくすということであれば、やはり給付型に切りかえていくということが求められているのかなというふうに思うのです。そういう点では、今議会の中でも、先ほどの吉場議員ではないですけれども、特殊出生率0.9人という点では、どうやって子育てをしていくかというものが求められる時代なのかなというふうに思うのです。

やはり教育にお金がかかるという点では、それをどう行政が手助けをしていくかと。嵐山町の中で、お金がないから上の学校に行けないということはなくしていかなければならないのだと思うのです。そういう面では、文科省そのものも、冒頭お話ししたように給付型の意見というものが文科省の中にも出てきているという点を考えれば、将来的にはそういうふうに、今、検証するというふうに教育長言われましたけれども、状況はそういう状況になってきているのかなというふうに思うのです。だから、そういう点では、今回の条例そのものは一歩前進ではあるけれども、将来的に切りかえていくと、できるだけ早く貸与型から給付型に切りかえていくという方向を示すということではできないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 先ほども答弁させていただきましたとおり、今のところそういった考えはございません。いずれにいたしましても、財政的な面もございますので、先ほどの検証するというのは、そういう意味もございまして、今後の検討課題という形で現在のところでは考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今のところ考えはないというお話ですけれども、条件的には、それほど条件が今回の条例改正と変わるものではないのではないかなと。金額はさておいて、半額は免除するよと。その部分を給付型に切りかえるという方法をとれば、今回の条例改正とそれほど変わらないのではないかと。まして、一定の所得制限をかけていけば、十分予算的には対応できるのではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 いずれにいたしましても、この問題につきましては、新しい制度の中で一層慎重に検討しながら、できるだけそういった立場の方にもお応えできるようなのが可能かどうかをやはり検討しながら考えていくことにしたいと、今のところでは考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） いずれにしても、これから条例の審議になるわけで、ぜひ、早い時期に給付型に切りかえていただくような検討を進めていただきたいというふうに思います。

2番目のほうに移ります。労働者の権利の問題です。そういう面では、この間、いろんな形で質問をしてきました。今回、嵐山町の労働者の権利をどう守っていくか、行政が何をできるのだろうかというふうに思います。

今、国会の中でも、労働法制にかかわっているいろんな議論がされてきています。そういう面では、嵐山町の非正規労働者、あるいはパート労働者、派遣社員などの労働形態が、今、若い層に特に多様化しているというふうに思います。そうした中で、残業代ゼロ法案、労働条件の悪化そのものが深刻になってきています。町の非正規労働者、あるいはパート労働者、契約労働者の人数と、正規労働者の割合がわかったら教えてください。

それから、町として労働条件改善の対策をどうとっていくのか、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町の正確な数値というのはありませんので、県の報告書、これらを参考にして答弁をつくらせていただきました。

平成26年3月発表の埼玉県就労実態調査報告書によりますと、県内の中小企業における正社員の割合は67.9%、非正規労働者は32.1%、大企業における正社員の割合は60.9%、非正規労働者は39.1%という数値結果が公表されており、中小企業の非正規労働者の内訳は、パート23.7%、契約・派遣7.1%、臨時等その他1.3%、大企業の非正規労働者の内訳は、パート32.7%、契約・派遣6.1%、臨時等その他0.3%となっております。これを平成24年度の経済センサス値である嵐山町の民間事業者の従業者数8,735人に当てはめると、正社員数は5,931名、そして非正規数は2,804名前後ではないかと推計がされます。

企業は、経済のグローバル化により、日々技術革新を求められるとともに、厳しい価格競争にもさらされております。一般論としては、正規雇用が望ましいことは言うまでもないことではありますが、派遣労働者の中には個人のスキルを生かして活躍している人もあり、自分で柔軟な考え方、働き方として派遣労働を特に望む方もおります。

また、最近の求人と求職の関係を見ますと、事務系職業や販売的職業に職を求める方が集中するのに対し、土木、建設、医療、介護などの専門的職種では、逆に大幅な人材不足という状況が続いているのも実態であります。

急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口も減少している当町といたしましても、緊急雇用対策事業、また企業誘致等に取り組んでいるところでありますけれども、多様化した労働形態、これらの中における労働環境条件面に関しましては、国の施策に関する案内、また各種労働助成制度の紹介にとどまっているのが実情でありまして、労働条件の改善にまで及んでいないのが実態でございます。

雇用面での現状を鑑みますと、今後はさらに組織、あるいは社会づくり、こうしたものをより強固な労使の関係のルールづくりが必要とされるのではないかと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、今、国会の中で高度プロフェッショナル労

働制ということで、要するに残業代をなくすという残業代ゼロ法案と言われるものがやられています。同時に、サービス残業そのものや、特に派遣の場合には、派遣の労働というものが非常に問題になってきています。この間も、ハローワークについてはブラック企業名を公表するというものがある中で、どう労働者の権利を守っていくかというのが求められるのだと思うのです。

前回、最低賃金制の問題で、ぜひ企業にも役場の最低賃金こうなりますということをお知らせしてほしいというお話をしたわけですが、そういう面では非正規と言われる人、パートなのか契約、派遣社員なのかよくわかりませんが、嵐山町の中では、正社員5,900人に対して2,800人が、そういう不安定雇用と言われる部分に従事していると。特に不安定雇用と言われる非正規雇用の人たちの権利をどう守っていくかということは、重要になってくるのだと思うのです。この間も、役場の入り口にハローワークの求人情報等もチラシを置いていただけのようにしたわけですが、今度は、そういう人たちの権利を、労働者の権利をどう守っていくかというものを、労働者の側から、あるいは企業にもそれを守らせる、そういう方法をとっていく必要があると思うのです。

将来的には、やはり正社員化を進めていくというのが嵐山町の雇用を図っていくためには重要になってくると思うのですけれども、その辺の方策というものは持っているでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変難しい話なのです。労働者の権利の確保というのを嵐山町でどう考えるかということですから、そういう状況なわけですよ。それで、今、お話の中で答弁をさせていただきました。今後は、組織とか会社づくり、こういった中で強固な労使のルール、こういうようなものを構築していく中で、そういうものをお互いに生かし合っていく考え方で進むべきではないでしょうかということをお話の中に書かせていただいたわけですが、ここのところにも書いた、今、お話になりました5,900、2,800というのも、これもあくまでも推計でありますので、どういう状況にあるのかわからない。これも答弁で書かせていただきましたけれども、2,800の人たちが、自分が希望して、そういう雇用形態を選んでいるのか、そういう雇用形態にさせられてしまっているのかということも、これはどれがどれだけというのも内容がわかっていな

いというような状況の答弁だったわけですが、お答えの中で、今お話の中で、しっかりした答えができないというのは、労使の権利というのは、行政がどこまで、どういうふうにというようなことだと思ふのです。ですから、町としてこういうふうな考え方であってということは、そういうふうな発信はできるし、やることはできるかもしれませんが、それを超えて、どこをどうだというと、これは非常に難しいことかなというふうに思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 契約社員、派遣社員やパート労働者というのは、こんな言い方をするとう失礼なのですが、なかなか労働組合そのものも入っていない人が多い部分があって、そういう面では採用する側と採用される側との権利そのものも、採用される側は十分理解していない部分があると。そういうトラブルというのが、非常に多く起きてきているのです。この嵐山町の中でも、私もそういう相談を受けてきているのですが、私、単刀直入にお話をします。

実は、これ川越市がつくっているパンフレットです。これをつくったことによって、この中身というのは、労働基準法に基づいた権利をパンフにしたものなのです。労働条件とは何か、労働契約とは何か、就労規則とは何か、労働時間と休憩時間の問題や休暇の問題や残業の問題、それから健康保険の問題までうたっているのです。そのほかに、仕事と家庭の両立の問題、トラブル相談の問題、そういったものが一冊のパンフになっているのです。

これをつくったことによって、川越市の中でどういうふうなことが起きているかというと、企業側もそういう労働者の権利を守ろうという意識が芽生えてきている。これは非常に労働者の部分、企業の部分、あるいは事業者の部分、そういったものが一緒の水準になって働く人たちの権利を守ろうという意識になっている。私は、こういうものをつくっていく必要があるのかなというふうに感じたのです。そのことによって、嵐山町の企業の中にも労働者の権利を守る意識、当然、ある意味、未組織の人たちが多いそういう部分では、権利を自覚する、そういうものを嵐山町の中につくっていく必要があるのかなと。

そういう面では、2,800人の不安定雇用者というか、労働者という部分がいるわけですから、それが、全員が嵐山町の職場にいるというふうには限らないのかもしれませんが、嵐山町の中からそういうものを発信していく、それは働いている人た

ちの権利を守るという点では必要なのではないかなというふうに感じています。ぜひそういうものを私はつくってほしい。そういうものをつくって、嵐山町の中から発信をしていくという行政にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 さらに難しい話になってきているのですけれども、今のハンドブック、契約関係の何かいろいろなケースがあるのでしょうかけれども、そういうものを書いたハンドブックを町でもつくって、それでやったらどうだろうということですよ。労使関係の話ですよ、契約とあれを。そして、町がつくって、どちらのところに、どういふうなだけ言えるあれがあるのだからわからないのですけれども、ちょっとなかなか方向違うのではないかなという感じがするのです。

今、国のほうで派遣法にかかわるような問題がある。そういう法の中で意見が割れている部分というのは、情報で少し知っていますけれども、そういうような関係のものをこのところに、町の中に入れて、それで町内の労働者を守るのだということですよけれども、では企業に対して何が言えるのか、重ねて言いますけれども、その事業者に対して何が言えるのかという、何も無いものが、そういうようなものをつくっても、さっきの話ではないのですけれども、全く意味をなすのかなというような感じがするのですけれども。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） このハンドブックそのものは、労働基準法に基づいてつくられたものなのです。だから、そういう面では、労働基準法そのものは法律としてあるわけですが、それを具体化したものがハンドブックというふうに思ってもらえばいいと思うのです。

そういう面では、先ほど言いましたけれども、仕事そのものが、労働そのものが非常に多様化している。この前もそうですけれども、タイムカード一つ押すことでも企業によっては違う。それが労働時間にはね返ってくるという問題もあるわけで、そういうものは、各企業の就業規則の中にうたわれてはいるのだと思うのです。そうであっても、その就業規則そのものを守るというものが、守られていない企業もあるという部分があるわけです。法律そのものがきちっと決まっていますけれども、それをハンドブックできちっとうたっていくというのが川越市のやり方なのだと思うのです。

そういう面では、組織されていない労働者にとっては、労働基準法そのものを理解するというのは、なかなか難しい部分があるのだと思います。まして、正社員の5,800人であっても、組合の加入率というのは、今、非常に落ちてきていますから、そういったものを理解しているかどうかというのはわかりませんが、そういうものを行政の側から、労働基準法そのものがどうなっているのかというものを知らしめると。それは、働いている人たちや企業の人たちにも徹底していくことによって、権利そのものが守られるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 労働者の権利を守るということというのは、これは人を守っていくわけですから、当然大切なことで、守っていかなければいけないことだと思うのですけれども、その守り方というのが、誰が守って、どういうやり方で、どう守っていくのかということだと思うのです。今、お話のような状況で、企業と労働者、会社員で契約を結んだものに対して、いろんな出席の、タイムカードをはじめとして不当な扱いを受けるとか、また、今よく言うハラスメント、いろんなものがあつたりというようなこととってというのは、これは法令準拠、雇用契約の中でそのところを逸脱しておかしくなったものについては、別の法律があるわけですから、そのところで守られるべきものだと思うのです。

それで、行政がやるべきことというのは、そういうような不当な扱いを受けているのだと。だけれども、よくわからない。どうなのでしょう。相談か何かに来たりなんかというときに、側面からできる応援をして、それで正規の相談のルートにのって、そのところで正規のきちんとした判断を仰ぐ、そういう道案内といいますか、側面からの応援、これが労働者の権利を守るための行政のできるあれではないかと思うのです。

そうではなくて、議員さんおっしゃるように、こういうものをつくって、これとこれと、こっちに言ってやったらというのは、ちょっとできない話ではないかと思うのです。ですから、行政がやるべきことというのは、しっかり考えて、こういうような相談がしやすいような場所、あるいはPR、あるいはそういうようなものがあるよというのを周知をしっかりとやって、そういう体制、空気をつくっていくのが我々の責任かなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう体制づくりも必要だと思うのですが、まず、そういうものを生まない状況をつくるというのも、私は行政の責任かなというふうに思うのです。そういう面では、本当にさっきも言いました。未組織の人たちというのは、なかなかそういう解決方法そのものも持っていない部分が多いのです。そういう点では、町がそういうものを発行しながら、そういう状況を生まない体制づくりというか、世論をつくるということも私は必要ではないかなというふうに思うのです。どうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 確かにそれも必要だと思うのです。そういうことを行政がやらなければいけないと思うのですけれども、それもやり方があると思うのです。それには、だから会社と契約をしたり、あるいはいろんな形でやる。ブラック何とかと言われるような形にならないためには、こういうふうな形で話し合いをしたらどうですかというような案内書というか、そういうPRの文書、そういうチラシだとかというものを配るとかというようなやり方というのは、平素の中でできる話ではないと思うのです。やらなければいけないかもしれないと思うのです。

だけれども、おっしゃるような状況というのは、実際問題できないです。何が悪いのだから、こっちがいいのだから何だかというのはわからないわけだし、言えるそういう権限もないわけですし、ですからそういうところに話を持っていく道しるべの側面からの応援、このところが行政のしっかりやるべき、今やれることではないかなというふうに思っております。ちょっと考えは違うかもしれませんが、行政は、現在はそういうことだというふうに私は思っていますけれども、いかがでしょう。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 先ほども言いました労働基準法を守るというのは、これは誰もが守らなくてはいけないというものはわかるのだと思うのです。企業の側についても、それは十分承知をしている。だけれども、その中身がなかなかわからない。例えば8時間労働制であったり、今、残業時間の制限があったり、それがどんどん、どんどん崩されている。そういったものをきちっと知らしめるというか、そういうものというのは、本来は国がやるべきものなのだと思いますけれども、そういう矛盾が問題

として出てくるのです。

それこそ労働日数の問題もそうですよね。特に契約社員やパートの人たちというのは、週何日という、もっと働きたいというものがあるわけですが、だからそれは企業との契約、あるいは派遣会社との契約によるのでしょうか、そういうものをきちっと守らせる、また守ってもらうというものの徹底というのは、行政がやっても私はいいのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 表題にありますように、「労働者の権利の確保の対応について」ということを嵐山町の行政にも求められているというか、質問をいただいているわけで、ですから答弁をさせている範囲内ぐらいな状況きりできないのではないかというふうに現状では認識しておりまして、答弁になりませんが、答弁とさせてもらいたいと思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか話が進まないというふうに感じています。そういう面では、私は行政が何ができるかというのも十分これから考えていく必要があるのだと思うのです。特に若い人たちの中で、いろんな矛盾を持っています。特に派遣社員というのは、派遣会社との契約、それから派遣会社と雇用企業との契約、そういう面では非常に本人でも難しい要件が重なって、終了時間そのものも、非常に平日勤務というのが、なかなかそういう状況ではなくなっている、そういう契約をせざるを得ないと。

そういう面では、労働基準法の中には深夜勤務についての規定もあるわけですが、なかなかそういうふうにはなりきれないという部分もあるのです。特に契約社員の問題等については、契約そのものが、派遣会社との契約、それから雇用する会社との就労規則の契約、そういう点では、非常に難しい契約をやらなければならないという部分があるわけで、答弁が同じような答弁になってしまうので、これ以上もうやりませんが、十分町のほうも研究していただいて、行政が何ができるかというものを十分考えていただいて、対応をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により3月9日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月9日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時31分)